



接続約款変更認可申請書

西設相制第11号
平成27年1月19日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかおおさかしちゅうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新																													
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～30 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>30-2 アナログ電話サービス</td> <td>協定事業者の契約約款等（電話サービス契約約款に相当するものに限る。）に基づいて主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行うアナログ信号方式の電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td>31～40 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>41 契約者回線番号等</td> <td>当社又は協定事業者の音声伝送役務を提供する際に契約者回線又は他社契約者回線ごとに付与する番号又は追加番号（ただし、オフトーク通信を除く。）</td> </tr> <tr> <td>42～74-2 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>74-3 音声帯域回線</td> <td>アナログ電話サービスを提供するための協定事業者の音声帯域回線収容装置に接続される当社の端末回線（直収電話重畳となるものを含む。）</td> </tr> </tbody> </table>		用語	意味	1～30 (略)	(略)	30-2 アナログ電話サービス	協定事業者の契約約款等（電話サービス契約約款に相当するものに限る。）に基づいて主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行うアナログ信号方式の電気通信サービス	31～40 (略)	(略)	41 契約者回線番号等	当社又は協定事業者の音声伝送役務を提供する際に契約者回線又は他社契約者回線ごとに付与する番号又は追加番号（ただし、オフトーク通信を除く。）	42～74-2 (略)	(略)	74-3 音声帯域回線	アナログ電話サービスを提供するための協定事業者の音声帯域回線収容装置に接続される当社の端末回線（直収電話重畳となるものを含む。）	<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～30 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>30-2 アナログ電話サービス</td> <td>協定事業者の契約約款等（電話サービス契約約款に相当するものに限ります。）に基づいて主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行うアナログ信号方式の電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td>31～40 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>41 契約者回線番号等</td> <td>当社又は協定事業者の音声伝送役務を提供する際に契約者回線又は他社契約者回線ごとに付与する番号又は追加番号（ただし、オフトーク通信を除きます。）</td> </tr> <tr> <td>42～74-2 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>74-3 音声帯域回線</td> <td>アナログ電話サービスを提供するための協定事業者の音声帯域回線収容装置に接続される当社の端末回線（直収電話重畳となるものを含まます。）</td> </tr> </tbody> </table>		用語	意味	1～30 (略)	(略)	30-2 アナログ電話サービス	協定事業者の契約約款等（電話サービス契約約款に相当するものに限ります。）に基づいて主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行うアナログ信号方式の電気通信サービス	31～40 (略)	(略)	41 契約者回線番号等	当社又は協定事業者の音声伝送役務を提供する際に契約者回線又は他社契約者回線ごとに付与する番号又は追加番号（ただし、オフトーク通信を除きます。）	42～74-2 (略)	(略)	74-3 音声帯域回線	アナログ電話サービスを提供するための協定事業者の音声帯域回線収容装置に接続される当社の端末回線（直収電話重畳となるものを含まます。）
用語	意味																														
1～30 (略)	(略)																														
30-2 アナログ電話サービス	協定事業者の契約約款等（電話サービス契約約款に相当するものに限る。）に基づいて主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行うアナログ信号方式の電気通信サービス																														
31～40 (略)	(略)																														
41 契約者回線番号等	当社又は協定事業者の音声伝送役務を提供する際に契約者回線又は他社契約者回線ごとに付与する番号又は追加番号（ただし、オフトーク通信を除く。）																														
42～74-2 (略)	(略)																														
74-3 音声帯域回線	アナログ電話サービスを提供するための協定事業者の音声帯域回線収容装置に接続される当社の端末回線（直収電話重畳となるものを含む。）																														
用語	意味																														
1～30 (略)	(略)																														
30-2 アナログ電話サービス	協定事業者の契約約款等（電話サービス契約約款に相当するものに限ります。）に基づいて主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行うアナログ信号方式の電気通信サービス																														
31～40 (略)	(略)																														
41 契約者回線番号等	当社又は協定事業者の音声伝送役務を提供する際に契約者回線又は他社契約者回線ごとに付与する番号又は追加番号（ただし、オフトーク通信を除きます。）																														
42～74-2 (略)	(略)																														
74-3 音声帯域回線	アナログ電話サービスを提供するための協定事業者の音声帯域回線収容装置に接続される当社の端末回線（直収電話重畳となるものを含まます。）																														
<p>第3章 協定の締結手続き等 第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第34条の4 接続申込者は、当社の光信号端末回線又は光信号局内伝送路と接続しようとするときは、当社に対し、別表3（様式）様式第7-4の光回線設備接続申込書により、光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続する旨の申込み（接続を予定する光信号端末回線又は光信号局内伝送路の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期（その申込みの日から6ヶ月以内の日であることを要します。）の指定を含みます。光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みには、光信号分岐端末回線接続工事の申込みを含み、協定事業者が要望する場合にあっては、光屋内配線工事の申込み、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事の申込み及び光信号分岐端末回線を設置等する工事を土日祝日（1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むものとし、以下同じとします。）昼間に実施する旨の申込みを含みます。）を行うことを要します。また、接続申込者は、光信号端末回線を接続する旨の申込みに先立つ工事日の仮予約（以下、「光信号端末回線の工事日仮予約」といいます。）をすることが可能であり、接続申込者が当該回線を接続する旨の申込みを行った場合には、当社は、接続申込者が仮予約した工事日（以下、「光信号端末回線の仮予約工事日」といいます。）を接続申込者が指定した工事日として取り扱うものとし、当社は、光回線設備接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第11条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の2（事前照会）第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。</p>		<p>第3章 協定の締結手続き等 第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第34条の4 接続申込者は、当社の光信号端末回線又は光信号局内伝送路と接続しようとするときは、当社に対し、別表3（様式）様式第7-4の光回線設備接続申込書により、光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続する旨の申込み（接続を予定する光信号端末回線又は光信号局内伝送路の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期（その申込みの日から6ヶ月以内の日であることを要します。）の指定を含みます。光信号分岐端末回線を接続する旨の申込みには、光信号分岐端末回線接続工事の申込みを含み、協定事業者が要望する場合にあっては、光屋内配線工事の申込み、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事の申込み及び光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する旨の申込みを含みます。）を行うことを要します。また、接続申込者は、光信号端末回線を接続する旨の申込みに先立つ工事日の仮予約（以下、「光信号端末回線の工事日仮予約」といいます。）をすることが可能であり、接続申込者が当該回線を接続する旨の申込みを行った場合には、当社は、接続申込者が仮予約した工事日（以下、「光信号端末回線の仮予約工事日」といいます。）を接続申込者が指定した工事日として取り扱うものとし、当社は、光回線設備接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第11条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の2（事前照会）第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。</p>																													

第 10 章 料金等

第 3 節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第 68 条

1 (略)

- (1) (略)
- (2) その協定事業者が、第 37 条 (その他の工事の請求) 第 2 項に規定する基地局回線の申込みの承諾を受けたとき。
- (3) ~ (29) (略)
- (30) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄ウ欄若しくはエ欄又は第 8 欄に限ります。以下本号において同じとします。) に係る回線の提供可否を甲が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能を提供する回線の接続に係る工事 (以下「接続工事等」といいます。) を行う場合に、協定事業者が指定した時刻 (当社が承諾したものに限り、以下「指定時刻」といいます。) に接続工事等を行う場所に到着したとき。

第 4 節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定)

第 71 条

1 ~ 2 (略)

3 (略)

- (1) ~ (4) (略)
- (5) 大規模災害発生時に、当社及び協定事業者が別に合意した基準に基づき、当社が利用者料金の支払いを要しない措置を行った公衆電話 (当社が設置したものうち、当社が指定したものに限り、) から、当該措置の開始から終了までの期間に発信された通信 (この場合において、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、利用者が利用者料金の支払いを要さずに利用できるよう特別に設置した電話から発信された通信は含みません。)

第 10 章 料金等

第 3 節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第 68 条

1 (略)

- (1) (略)
- (2) 削除

(3) ~ (29) (略)

- (30) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能 (2-1-1-1 第 3 欄ウ欄若しくはエ欄又は第 8 欄に限ります。以下この号において同じとします。) に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能を提供する回線の接続に係る工事 (以下「接続工事等」といいます。) を行う場合に、協定事業者が指定した時刻 (当社が承諾したものに限り、以下「指定時刻」といいます。) に接続工事等を行う場所に到着したとき。

第 4 節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定)

第 71 条

1 ~ 2 (略)

3 (略)

(1) ~ (4) (略)

- (5) 大規模災害発生時に、当社及び協定事業者が別に合意した基準に基づき、当社又は特定端末系事業者が利用者料金の支払いを要しない措置を行った場合における、当該措置の開始から終了までの期間に発信された以下の通信
 - ア 公衆電話 (当社又は特定端末系事業者が指定したものに限り、) から発信された通信
 - イ 避難施設等での通信手段確保又は帰宅困難者の連絡手段確保のため特別に設置した電話 (当社又は特定端末系事業者が指定したものに限り、) から発信された通信

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容						
(1)～(12)-3 (略)	(略)						
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	<p>ア (略)</p> <p>イ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-1 第6欄ア欄又は2-1-1-1 の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1 の4に掲げる料金額を組み合わせで適用する場合があります。この場合において、2-1 の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を限度とし(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2-1 の4イ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。)</p>						
(14)～(24) (略)	(略)						
(25) 光信号局内伝送機能に係る料金の適用	<p>当社の電気通信設備(光回線設備を除きます。)と他事業者の電気通信設備を接続する光信号局内伝送路又は当該光信号局内伝送路を利用する区間若しくは2 (料金額) 2-1-1-2 第4欄若しくは2-5-3-2 に規定する機能に係る光信号局内伝送路を利用する区間において当社の光信号局内伝送路に係る故障発生時に切替することを目的として設置される予備の光信号局内伝送路(以下「光信号局内予備伝送路」といいます。)を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2-11 第19欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額(ア欄と同時に適用する場合には限ります。)を加えた額を適用します。</p>						
(26)～(29) (略)	(略)						
(30) 保守の区別	<p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td> <p>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの</p> <p>ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの。</p> <p>イ (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	<p>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの</p> <p>ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの。</p> <p>イ (略)</p>	タイプ2	(略)
区 別	内 容						
タイプ1	<p>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの</p> <p>ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの。</p> <p>イ (略)</p>						
タイプ2	(略)						

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容						
(1)～(12)-3 (略)	(略)						
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	<p>ア (略)</p> <p>イ 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-1 第6欄ア欄又は2-1-1-1 の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1 の4に掲げる料金額を組み合わせで適用する場合があります。この場合において、2-1 の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を限度とし(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)、2-1 の4イ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。)</p>						
(14)～(24) (略)	(略)						
(25) 光信号局内伝送機能に係る料金の適用	<p>当社の電気通信設備(光回線設備を除きます。)と他事業者の電気通信設備を接続する光信号局内伝送路又は当該光信号局内伝送路を利用する区間若しくは2 (料金額) 2-1-1-2 第4欄若しくは2-5-3-3 に規定する機能に係る光信号局内伝送路を利用する区間において当社の光信号局内伝送路に係る故障発生時に切替することを目的として設置される予備の光信号局内伝送路(以下「光信号局内予備伝送路」といいます。)を利用する場合は、その設置の態様に応じて、2-11 第19欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額(ア欄と同時に適用する場合には限ります。)を加えた額を適用します。</p>						
(26)～(29) (略)	(略)						
(30) 保守の区別	<p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td> <p>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの</p> <p>ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日(1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むもの)とします。以下同じとします。)を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの。</p> <p>イ (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	<p>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの</p> <p>ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日(1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むもの)とします。以下同じとします。)を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの。</p> <p>イ (略)</p>	タイプ2	(略)
区 別	内 容						
タイプ1	<p>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの</p> <p>ア タイプ1-1 保守対応時間が、土日祝日(1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日のうち、平日となる日を含むもの)とします。以下同じとします。)を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの。</p> <p>イ (略)</p>						
タイプ2	(略)						

- 2 料金額
 2-1 端末回線伝送機能
 2-1-1 基本額
 2-1-1-1 基本料

区 分				単位	料金額	月額 備考	
(1) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	(略)	(略)	
		ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/sタイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,285円	2-1の4に係る料金は含みません。	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,285円		
			(ウ) (7) (イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,324円		
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに		1,267円
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,267円	
				(ウ) (7) (イ)以外のもの	1 回線ごとに	1,305円	
		イ 4線式のもの		1 回線ごとに	2,610円		
		ウ～エ (略)		(略)	(略)		
(4) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	80円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	80円	

- 2 料金額
 2-1 端末回線伝送機能
 2-1-1 基本額
 2-1-1-1 基本料

区 分				単位	料金額	月額 備考	
(1) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	(略)	(略)	
		ウ 光信号伝送装置により、1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「1Gbit/sタイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,394円	2-1の4に係る料金は含みません。	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,394円		
			(ウ) (7) (イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,436円		
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに		1,259円
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,259円	
				(ウ) (7) (イ)以外のもの	1 回線ごとに	1,297円	
		イ 4線式のもの		1 回線ごとに	2,594円		
		ウ～エ (略)		(略)	(略)		
(4) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	105円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	105円	

2欄で 接続す る場合)		(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外 の場合	A 保守の 区別がタイプ1- 1のもの	1回線ご とに	1,304円
				B 保守の 区別がタイプ1- 2のもの	1回線ご とに	1,304円
				C A B以 外のもの	1回線ご とに	1,343円
			② 電 話重 畳す る場 合	A 保守の 区別がタイプ1- 1のもの	1回線ご とに	34円
				B 保守の 区別がタイプ1- 2のもの	1回線ご とに	34円
	イ 第2 群の伝 送シス テムを 用いる もの (収容 に係る 利用制 限が設 けられ ている もので あって、 カッド 内に単 独収容 されて いるも のに限 ります。)	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の 区別がタイプ1- 1のもの	1回線ご とに	329円	
				② 保守の 区別がタイプ1- 2のもの	1回線ご とに	329円
		(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外 の場合	A 保守の 区別がタイプ1- 1のもの	1回線ご とに	1,553円
				B 保守の 区別がタイプ1- 2のもの	1回線ご とに	1,553円
C A B以 外のもの				1回線ご とに	1,592円	
② 電 話重 畳す る場 合			A 保守の 区別がタイプ1- 1のもの	1回線ご とに	283円	

2欄で 接続す る場合)		(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外 の場合	A 保守の 区別がタイプ1- 1のもの	1回線ご とに	1,269円
				B 保守の 区別がタイプ1- 2のもの	1回線ご とに	1,269円
				C A B以 外のもの	1回線ご とに	1,307円
			② 電 話重 畳す る場 合	A 保守の 区別がタイプ1- 1のもの	1回線ご とに	39円
				B 保守の 区別がタイプ1- 2のもの	1回線ご とに	39円
	イ 第2 群の伝 送シス テムを 用いる もの (収容 に係る 利用制 限が設 けられ ている もので あって、 カッド 内に単 独収容 されて いるも のに限 ります。)	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の 区別がタイプ1- 1のもの	1回線ご とに	319円	
				② 保守の 区別がタイプ1- 2のもの	1回線ご とに	319円
		(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外 の場合	A 保守の 区別がタイプ1- 1のもの	1回線ご とに	1,483円
				B 保守の 区別がタイプ1- 2のもの	1回線ご とに	1,483円
C A B以 外のもの				1回線ご とに	1,521円	
② 電 話重 畳す る場 合			A 保守の 区別がタイプ1- 1のもの	1回線ご とに	253円	

				合	B 保守の 区別がタイプ1- 2のもの	1回線ご とに	283円	
(4)-2 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇所)第 1項の 表中第 1-4 欄で接 続する 場合)	下部端末回線により伝送を行う機能				ア 保守の区 別がタイプ 1-1のもの	1回線ご とに	817円	_____
					イ 保守の区 別がタイプ 1-2のもの	1回線ご とに	817円	
					ウ アイ以外 のもの	1回線ご とに	842円	
(5) 端末 回線伝 送機能 (第5 条(標準 的な接 続箇所) 第1項 の表中 第2- 3欄で 接続す る場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能 (128kbit/sの符号伝送が可能なもの に限ります。)				(7) 保守の 区別がタイプ1- 1のもの	1回線ご とに	233円	_____
					(イ) 保守の 区別がタイプ1- 2のもの	1回線ご とに	233円	
					イ(略)	(略)	(略)	

2-1-1-1の2 (略)

				合	B 保守の 区別がタイプ1- 2のもの	1回線ご とに	253円	
(4)-2 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇所)第 1項の 表中第 1-4 欄で接 続する 場合)	下部端末回線により伝送を行う機能				ア 保守の区 別がタイプ 1-1のもの	1回線ご とに	844円	_____
					イ 保守の区 別がタイプ 1-2のもの	1回線ご とに	844円	
					ウ アイ以外 のもの	1回線ご とに	869円	
(5) 端末 回線伝 送機能 (第5 条(標準 的な接 続箇所) 第1項 の表中 第2- 3欄で 接続す る場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能 (128kbit/sの符号伝送が可能なもの に限ります。)				(7) 保守の 区別がタイプ1- 1のもの	1回線ご とに	255円	_____
					(イ) 保守の 区別がタイプ1- 2のもの	1回線ご とに	255円	
					イ(略)	(略)	(略)	

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	253 円	_____
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	(略)
(2) ~ (3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	280 円	_____
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.771 円	

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

区分		料金額	備考
(1) (略)		(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	(略)
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	179 円	_____
(ウ) (7) (イ) 以外のもの	186 円		

2-1-1-2 加算料

区分		単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	43 円	_____
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	(略)
(2) ~ (3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	294 円	_____
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.850 円	

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

区分		料金額	備考
(1) (略)		(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	(略)
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	182 円	_____
(ウ) (7) (イ) 以外のもの	190 円		

2-1の2 ISM折返し機能

区 分		単 位	料金額	備 考	月額	
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で	1 Bチャンネルごとに	1,061 円	_____	
		(2) 着信側の端末回線単位で	23 B + Dチャンネルごとに	84,159 円		

2-1の3 光信号電気信号変換機能

区 分		料金額	備 考	1回線ごとに月額		
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、)の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	76 円	_____	
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	76 円		
			ウ アイ以外のもの	78 円		
		(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	761 円		_____
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	761 円		
			ウ アイ以外のもの	784 円		

2-1の2 ISM折返し機能

区 分		単 位	料金額	備 考	月額	
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で	1 Bチャンネルごとに	1,195 円	_____	
		(2) 着信側の端末回線単位で	23 B + Dチャンネルごとに	94,724 円		

2-1の3 光信号電気信号変換機能

区 分		料金額	備 考	1回線ごとに月額		
光信号電気信号変換機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号(100Mbit/s又は1Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、)の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	126 円	_____	
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	126 円		
			ウ アイ以外のもの	130 円		
		(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	698 円		_____
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	698 円		
			ウ アイ以外のもの	719 円		

2-1の4 光信号多重分離機能

		区 分		料金額	備 考	
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	202円	_____	
			(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	202円		
			(4) (7) (4)以外のもの	208円		
		イ 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	557円		_____
			(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	557円		
			(4) (7) (4)以外のもの	574円		

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.0586円	_____	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1通信ごとに	0.0375円	_____	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	9,500,000円	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社	ア 加入者交換機を利用する場合	1通信ごとに	0.00001801円	_____

2-1の4 光信号多重分離機能

		区 分		料金額	備 考	
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	295円	_____	
			(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	295円		
			(4) (7) (4)以外のもの	304円		
		イ 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	709円		_____
			(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	709円		
			(4) (7) (4)以外のもの	730円		

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.0596円	_____	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1通信ごとに	0.0441円	_____	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	10,000,000円	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社	ア 加入者交換機を利用する場合	1通信ごとに	0.00002110円	_____

算機能	が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1 案内ごとに	0.00002026 円	
		ウ (略)	(略)	(略)	(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002449 円	
		オ リルレーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002828 円	

算機能	が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1 案内ごとに	0.00002375 円	
		ウ (略)	(略)	(略)	(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002806 円	
		オ リルレーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00003249 円	

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限り、以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。)とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	ア (略)	(略)	(略)
	イ 加入者交換機(特定加入者交換機以外のものに限り、)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672 回線 (50Mbit/s相当)ごとに月額	22,425 円	

2-3~2-4 (略)

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限り、以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。)とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	ア (略)	(略)	(略)
	イ 加入者交換機(特定加入者交換機以外のものに限り、)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672 回線 (50Mbit/s相当)ごとに月額	23,551 円	

2-3~2-4 (略)

- 2-5 中継伝送機能
 2-5-1~2-5-2の2 (略)
 2-5-3 光信号中継伝送機能
 2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合 イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合	—
		0.771円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に	280円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあたり	0.771円	

- 2-5 中継伝送機能
 2-5-1~2-5-2の2 (略)
 2-5-3 光信号中継伝送機能
 2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合 イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合	—
		0.850円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に	294円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあたり	0.850円	

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区分	料金額		備考	
	右欄以外の場合	1回線ごとに月額		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	6,828円 6,013円	-
	一般専用に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	7,034円 6,496円	
通信路設定伝送機能	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスタが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	63,876円 6,457円 6,687円 6,581円 5,796円 6,828円 6,013円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスタが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	71,046円 9,146円 9,146円 9,322円 7,752円 9,680円 8,046円
通信路設定伝送機能	ウ ATM専用に係るもの	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスタが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	78,104円 85,234円 81,970円 99,498円 94,600円 113,759円 107,231円 142,290円 132,494円 185,076円 170,386円 227,867円 208,279円 58,464円 39,984円 59,626円 40,778円 61,955円 42,367円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスタが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	356,241円 321,959円 491,739円 441,952円 620,112円 555,631円 137,419円 94,522円 140,163円 96,407円 145,648円 100,178円 66,406円 81,804円 57,652円 55,480円 58,739円 56,585円 61,097円 58,793円 57,652円 55,480円 58,739円 56,585円 61,097円 58,793円
通信路設定伝送機能	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスタが下記以外のもの	セカンドクラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	76,642円 68,007円 63,546円 59,202円 64,810円 60,382円 67,341円 62,739円
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	63,546円 64,810円 60,382円 67,341円 62,739円
通信路設定伝送機能	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスタが下記以外のもの	セカンドクラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	95,644円 79,528円 73,955円 65,810円 75,430円 67,122円 78,379円 69,744円
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	72,702円 65,100円 74,153円 66,398円 77,052円 68,991円
通信路設定伝送機能	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスタが下記以外のもの	セカンドクラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	114,645円 91,048円 84,364円 72,418円 86,044円 73,861円 89,411円 76,748円
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	83,111円 71,708円 84,767円 73,137円 88,084円 75,996円
通信路設定伝送機能	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスタが下記以外のもの	セカンドクラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	132,190円 101,682円 93,394円 78,190円 95,260円 79,750円 98,983円 82,867円
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	90,888円 76,770円 92,704円 78,301円 96,329円 81,362円

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区分	料金額		備考	
	右欄以外の場合	1回線ごとに月額		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を受容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送信するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	8,909円 7,796円	-
	一般専用に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	9,463円 8,416円	
通信路設定伝送機能	イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスタが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	71,730円 7,368円 8,420円 7,368円 8,583円 7,511円 8,909円 7,796円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスタが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	80,585円 78,354円 11,936円 9,832円 12,170円 10,025円 12,639円 10,408円
通信路設定伝送機能	ウ ATM専用に係るもの	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスタが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	89,308円 85,964円 98,120円 93,658円 115,740円 109,047円 133,355円 124,436円 168,595円 155,214円 221,455円 201,381円 274,311円 247,549円 74,312円 49,064円 75,791円 50,040円 78,756円 51,994円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスタが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	432,888円 386,051円 600,270円 532,246円 758,843円 670,749円 167,155円 106,325円 170,494円 108,446円 177,169円 112,690円 80,647円 74,120円 69,994円 66,914円 71,387円 68,247円 74,180円 70,914円 69,994円 66,914円 71,387円 68,247円
通信路設定伝送機能	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスタが下記以外のもの	セカンドクラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	93,013円 80,768円 77,078円 70,918円 78,613円 72,332円 81,686円 75,159円
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	77,078円 70,918円 78,613円 72,332円 81,686円 75,159円
通信路設定伝送機能	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスタが下記以外のもの	セカンドクラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	115,968円 93,115円 89,580円 78,030円 91,368円 79,586円 94,942円 82,697円
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	88,054円 77,274円 89,811円 78,815円 93,325円 81,896円
通信路設定伝送機能	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスタが下記以外のもの	セカンドクラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	138,924円 105,482円 102,082円 85,142円 104,118円 86,841円 108,193円 90,236円
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	99,030円 83,630円 101,005円 85,298円 104,959円 88,633円
通信路設定伝送機能	4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスタが下記以外のもの	セカンドクラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	158,351円 115,910円 112,778円 91,218円 115,031円 93,038円 119,530円 86,677円
		エコノミークラスのもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	99,726円 89,706円 111,919円 91,496円 116,297円 95,074円

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を取容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	区分	1回線ごとに月額	
		料金額	備考
	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	5,773円	-
	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	6,256円	
	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	62,821円	
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	68,933円	
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	74,936円	
	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	81,012円	
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	92,163円	
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	105,315円	
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	129,619円	
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	166,074円	
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	202,530円	
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	311,897円	
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	427,339円		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	536,706円		

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を取容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	区分	1回線ごとに月額	
		料金額	備考
	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	7,491円	-
	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	8,111円	
	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	70,312円	
	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	77,743円	
	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	85,048円	
	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	92,437円	
	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	107,215円	
	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	121,994円	
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	151,551円	
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	195,886円	
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	240,222円	
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	373,229円	
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	513,624円		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	646,632円		

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

		1回線ごとに月額			
区分		料金額	備考		
データ伝送機能	中継局セリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	1,922円		
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	3,465円		
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	5,008円		
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	6,551円		
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	9,637円		
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	12,723円		
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	21,981円		
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	43,583円		
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	63,642円		
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	82,158円		
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	96,045円		
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	113,018円		
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	119,190円		
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	125,362円		
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	131,534円		
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	137,706円		
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの 最低伝送速度が300Kbit/sのもの	4,004円 8,356円
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	5,162円
				最低伝送速度が500Kbit/sのもの	14,173円
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	9,869円	
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	24,511円	
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	14,482円	
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	36,577円	
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	18,957円	
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	48,644円	
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	23,107円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	59,847円		
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	26,564円		
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの	71,048円		
上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	29,820円			
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	81,387円			
上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	32,320円			
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	91,725円			
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	34,818円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	99,486円			
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの 最低伝送速度が5Mbit/sのもの	37,335円 107,232円			

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

		1回線ごとに月額			
区分		料金額	備考		
データ伝送機能	中継局セリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	2,538円		
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	4,575円		
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	6,612円		
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	8,649円		
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	12,723円		
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	16,797円		
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	29,019円		
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	57,537円		
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	84,018円		
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	106,425円		
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	126,795円		
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの	147,165円		
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの	155,313円		
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	161,424円		
		上限伝送速度が9Mbit/sのもの	171,609円		
		上限伝送速度が10Mbit/sのもの	177,720円		
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの 最低伝送速度が300Kbit/sのもの	5,451円 11,134円
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	7,142円
				最低伝送速度が500Kbit/sのもの	18,916円
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	13,700円	
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	32,727円	
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	20,097円	
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	48,839円	
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	26,147円	
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	64,951円	
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	31,891円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	79,923円		
	上限伝送速度が6Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	36,719円		
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの	94,876円		
上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	41,078円			
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	107,545円			
上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	44,419円			
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	120,195円			
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	47,637円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	131,704円			
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの 最低伝送速度が5Mbit/sのもの	51,263円 143,212円			

2-6の2-2 加算料

区分		1回線ごとに月額				
		料金額	備考			
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	528円		
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	1,056円		
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	1,584円		
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	2,112円		
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	3,168円		
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	4,224円		
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	7,392円		
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	14,784円		
			上限伝送速度が3Mbit/sのもの	21,648円		
			上限伝送速度が4Mbit/sのもの	27,984円		
			上限伝送速度が5Mbit/sのもの	32,736円		
			上限伝送速度が6Mbit/sのもの	38,544円		
			上限伝送速度が7Mbit/sのもの	40,656円		
			上限伝送速度が8Mbit/sのもの	42,768円		
			上限伝送速度が9Mbit/sのもの	44,880円		
			上限伝送速度が10Mbit/sのもの	46,992円		
			クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	1,241円
		最低伝送速度が300Kbit/sのもの			2,730円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの	1,637円	
				最低伝送速度が500Kbit/sのもの	4,720円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	3,247円	
				最低伝送速度が1Mbit/sのもの	8,258円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	4,826円	
				最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	12,387円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	6,357円	
				最低伝送速度が2Mbit/sのもの	16,516円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	7,777円	
				最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	20,349円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの	8,960円	
				最低伝送速度が3Mbit/sのもの	24,182円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの		最低伝送速度が700Kbit/sのもの	10,074円	
				最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	27,720円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	10,930円		
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの		31,258円			
	上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	11,785円			
		最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	33,913円			
	上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	12,646円			
		最低伝送速度が5Mbit/sのもの	36,564円			

2-6の2-2 加算料

区分		1回線ごとに月額				
		料金額	備考			
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	791円		
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	1,582円		
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	2,373円		
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	3,164円		
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	4,746円		
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	6,328円		
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	11,074円		
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	22,148円		
			上限伝送速度が3Mbit/sのもの	32,431円		
			上限伝送速度が4Mbit/sのもの	41,132円		
			上限伝送速度が5Mbit/sのもの	49,042円		
			上限伝送速度が6Mbit/sのもの	56,952円		
			上限伝送速度が7Mbit/sのもの	60,116円		
			上限伝送速度が8Mbit/sのもの	62,489円		
			上限伝送速度が9Mbit/sのもの	66,444円		
			上限伝送速度が10Mbit/sのもの	68,817円		
			クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	1,922円
		最低伝送速度が300Kbit/sのもの			4,129円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの	2,579円	
				最低伝送速度が500Kbit/sのもの	7,151円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	5,126円	
				最低伝送速度が1Mbit/sのもの	12,514円	
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	7,609円	
				最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	18,770円	
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	9,959円	
				最低伝送速度が2Mbit/sのもの	25,027円	
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	12,189円	
				最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	30,841円	
		上限伝送速度が6Mbit/sのもの		最低伝送速度が600Kbit/sのもの	14,064円	
				最低伝送速度が3Mbit/sのもの	36,647円	
		上限伝送速度が7Mbit/sのもの		最低伝送速度が700Kbit/sのもの	15,757円	
				最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	41,567円	
		上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	17,054円		
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの		46,479円			
	上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	18,304円			
		最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	50,948円			
	上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	19,712円			
		最低伝送速度が5Mbit/sのもの	55,417円			

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス 接続機能 (中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	103円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス 接続機能 (端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	106円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(3) 番号データベース 接続機能	ア(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	8.60円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに	5.41円	番号情報データベース登録事業者に適用します。
(5) 番号情報データベース利	当社の番号情報データベース	1番号ごとに	0.11円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス 接続機能 (中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	114円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス 接続機能 (端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	117円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(3) 番号データベース 接続機能	ア(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	10.83円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1番号ごとに	4.82円	番号情報データベース登録事業者に適用します。
(5) 番号情報データベース利	当社の番号情報データベース	1番号ごとに	3.75円	番号情報データベース利用事業者に適用します。

用機能	スに收容された契約者の番号情報を利用する機能	イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1 番号ごとに	5.53 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
(6) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能		1 通信ごとに	17 円	

2-9 手動交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 手動交換サービス接続機能	1 通信ごとに	657 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(2) 手動コレクトサービス取扱機能	1 通信ごとに	154 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。

用機能	スに收容された契約者の番号情報を利用する機能	イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1 番号ごとに	4.56 円	番号情報データベース利用事業者に適用します。
(6) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能		1 通信ごとに	16 円	

2-9 手動交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 手動交換サービス接続機能	1 通信ごとに	907 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(2) 手動コレクトサービス取扱機能	1 通信ごとに	216 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1.2855 円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1.2450 円	_____

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備 考
(1)~(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 自動コネクタサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	187 円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの	54 円	_____
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの	65 円	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	25 円	_____
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	65 円	PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	65 円	_____
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	65 円	_____

2-10 公衆電話機能

2-10-1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1.3501 円	_____
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1.3858 円	_____

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備 考
(1)~(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 自動コネクタサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	208 円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの	55 円	_____
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの	69 円	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	30 円	_____
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	69 円	PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	69 円	_____
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	69 円	_____

(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	65円	_____	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	65円	_____	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	65円	_____	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	280円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.771円	_____
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	65円	_____	

2-12 (略)

(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	69円	_____	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	69円	_____	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	69円	_____	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	294円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.850円	_____
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	69円	_____	

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条（ 標準的な 接続箇所 ）第1項 の表中第 8欄のう ち特別収 容局ルー ータで接 続し、IP 通信網を 利用した 交換及び 伝送を行 う機能	ア～イ（略）	(略)	_____
	ウ LANインタフェ ースにより100Mbit/s の符号伝送が可能な もの	1ポートごとに 月額	137,606円	_____
	エ ATMインタフェ ースにより符号伝送 が可能なもの	1ポートごとに 月額	136,651円	_____
	オ ISDN一次群速 度ユーザ・網インタフ ェースにより符号伝 送が可能なもの	1ポートごとに 月額	3,329円	_____

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供 給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同 期をとるために、当社のクロック発振装 置から発振したクロックを提供する機能	16,786円	_____

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条（ 標準的な 接続箇所 ）第1項 の表中第 8欄のう ち特別収 容局ルー ータで接 続し、IP 通信網を 利用した 交換及び 伝送を行 う機能	ア～イ（略）	(略)	_____
	ウ LANインタフェ ースにより100Mbit/s の符号伝送が可能な もの	1ポートごとに 月額	144,636円	_____
	エ ATMインタフェ ースにより符号伝送 が可能なもの	1ポートごとに 月額	148,070円	_____
	オ ISDN一次群速 度ユーザ・網インタフ ェースにより符号伝 送が可能なもの	1ポートごとに 月額	3,646円	_____

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供 給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同 期をとるために、当社のクロック発振装 置から発振したクロックを提供する機能	15,810円	_____

第2 網改造料

2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容	
取付費比率	交換機械設備		0.301
	電力設備		0.873
	伝送機械設備		0.235
	無線機械設備		0.168
諸掛費比率	土地及び通信用建物		0.082
	土地及び通信用建物以外		0.004
共通割掛費比率			0.044

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容		
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.038	
		端末系交換機能	0.045	
		中継系交換機能	0.044	
		中継伝送機能	0.035	
		通信料対応設備合計	0.044	
		データ系設備合計	0.083	
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.035	
		端末系交換機能	0.043	
		中継系交換機能	0.040	
		中継伝送機能	0.033	
		通信料対応設備合計	0.041	
		データ系設備合計	0.081	
		繰延資産比率		0.0126
		投資等比率		0.0018
貯蔵品比率		0.0083		
他人資本比率		0.469		
自己資本比率		0.531		
他人資本利率		0.0130		
自己資本利益率		0.0102		
有利子負債以外の負債の比率		0.073		
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0118		
利益対応税率		0.5298		
貸倒率		(略)		

第2 網改造料

2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容	
取付費比率	交換機械設備		0.303
	電力設備		0.868
	伝送機械設備		0.250
	無線機械設備		0.082
諸掛費比率	土地及び通信用建物		0.077
	土地及び通信用建物以外		0.005
共通割掛費比率			0.083

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容		
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.035	
		端末系交換機能	0.047	
		中継系交換機能	0.046	
		中継伝送機能	0.037	
		通信料対応設備合計	0.045	
		データ系設備合計	0.079	
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.033	
		端末系交換機能	0.044	
		中継系交換機能	0.044	
		中継伝送機能	0.035	
		通信料対応設備合計	0.042	
		データ系設備合計	0.077	
		繰延資産比率		0.0099
		投資等比率		0.0016
貯蔵品比率		0.0072		
他人資本比率		0.466		
自己資本比率		0.534		
他人資本利率		0.0115		
自己資本利益率		0.0086		
有利子負債以外の負債の比率		0.067		
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0102		
利益対応税率		0.5295		
貸倒率		(略)		

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費
2 工事費の額
2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考	
(1)～(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(10) VPN 工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,562円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。	
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,190円		
(11)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,744円	特定中継事業者に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,135円	特定中継事業者に適用します。	
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに 1,482円	特定中継事業者に適用します。	
		廃止の場合	1回線ごとに 1,348円		
(18) メンバーネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する	新設の場合	1回線ごとに 平日昼間	特定中継事業者に適用します。	
			平日夜間		4,776円
			平日深夜		5,493円

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費
2 工事費の額
2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考	
(1)～(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(10) VPN 工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,565円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。	
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,194円		
(11)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,747円	特定中継事業者に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,137円	特定中継事業者に適用します。	
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに 1,484円	特定中継事業者に適用します。	
		廃止の場合	1回線ごとに 1,350円		
(18) メンバーネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する	新設の場合	1回線ごとに 平日昼間	特定中継事業者に適用します。	
			平日夜間		4,789円
			平日深夜		5,514円

	メンバーズネット機能(以下「メンバーズネットサービス」といいます。)を登録する工事に要する費用	廃止の場合	1回線ごとに	土日祝日昼夜間	4,954円			
				土日祝日深夜	5,673円			
				平日昼間	3,275円			
				平日夜間	3,771円			
				平日深夜	4,338円			
				土日祝日昼夜間	3,913円			
				土日祝日深夜	4,480円			
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	750円	特定中継事業者に適用します。				
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。				
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに	6,861円	特定端末系事業者に適用します。				
(22)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,116円	移転先事業者に適用します。	
					平日夜間	1,285円		
					平日深夜	1,478円		
					土日祝日昼夜間	1,333円		
					土日祝日深夜	1,527円		
					(イ) 当社が指定した電気通信	1ルーティン		平日昼間

	メンバーズネット機能(以下「メンバーズネットサービス」といいます。)を登録する工事に要する費用	廃止の場合	1回線ごとに	土日祝日昼夜間	4,970円			
				土日祝日深夜	5,696円			
				平日昼間	3,279円			
				平日夜間	3,782円			
				平日深夜	4,355円			
				土日祝日昼夜間	3,925円			
				土日祝日深夜	4,498円			
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	751円	特定中継事業者に適用します。				
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。				
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに	6,870円	特定端末系事業者に適用します。				
(22)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,118円	移転先事業者に適用します。	
					平日夜間	1,289円		
					平日深夜	1,484円		
					土日祝日昼夜間	1,338円		
					土日祝日深夜	1,533円		
					(イ) 当社が指定した電気通信	1ルーティン		平日昼間

			回線設備を通じて申込みを行う場合	グ番号ごとに	平日夜間	787 円				
					平日深夜	905 円				
					土日祝日昼夜間	816 円				
					土日祝日深夜	934 円				
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除するに要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,116 円				
					平日夜間	1,285 円				
					平日深夜	1,478 円				
					土日祝日昼夜間	1,333 円				
					土日祝日深夜	1,527 円				
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合			1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	579 円
									平日夜間	667 円
				平日深夜	767 円					
				土日祝日昼夜間	692 円					
				土日祝日深夜	792 円					
				イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに			平日昼間	1,250 円
								平日夜間	1,440 円	
								平日深夜	1,656 円	
		土日祝日昼夜間	1,494 円							
		土日祝日深夜	1,710 円							
		(イ) 当社が指定した電気通信	1 ルーティン				平日昼間	579 円		
							平日夜間			

			回線設備を通じて申込みを行う場合	グ番号ごとに	平日夜間	789 円				
					平日深夜	908 円				
					土日祝日昼夜間	819 円				
					土日祝日深夜	938 円				
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除するに要する費用	ア ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,118 円				
					平日夜間	1,289 円				
					平日深夜	1,484 円				
					土日祝日昼夜間	1,338 円				
					土日祝日深夜	1,533 円				
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合			1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	580 円
									平日夜間	669 円
				平日深夜	770 円					
				土日祝日昼夜間	694 円					
				土日祝日深夜	796 円					
				イ ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに			平日昼間	1,252 円
								平日夜間	1,444 円	
								平日深夜	1,662 円	
		土日祝日昼夜間	1,498 円							
		土日祝日深夜	1,717 円							
		(イ) 当社が指定した電気通信	1 ルーティン				平日昼間	580 円		
							平日夜間			

			回線設備を通じて申込みを行う場合	グ番号及び契約者回線番号等ごとに	平日夜間 667 円 平日深夜 767 円 土日祝日昼夜間 692 円 土日祝日深夜 792 円					
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,232 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。			
					平日夜間	2,570 円				
					平日深夜	2,957 円				
					土日祝日昼夜間	2,667 円				
					土日祝日深夜	3,053 円				
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに		平日昼間	1,006 円	
					平日夜間	1,159 円				
			平日深夜	1,333 円						
			土日祝日昼夜間	1,202 円						
			土日祝日深夜	1,376 円						
			イ (略)	(略)	(略)	(略)				
			(27) (略)	(略)	(略)	(略)				
			(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置する	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに		平日昼間	17,646 円	_____
								平日夜間	19,926 円	_____
平日深夜	22,528 円	_____								
土日祝日昼間	20,575 円	_____								
土日祝日夜間	20,575 円	_____								

			回線設備を通じて申込みを行う場合	グ番号及び契約者回線番号等ごとに	平日夜間 669 円 平日深夜 770 円 土日祝日昼夜間 694 円 土日祝日深夜 796 円					
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,235 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。			
					平日夜間	2,577 円				
					平日深夜	2,968 円				
					土日祝日昼夜間	2,675 円				
					土日祝日深夜	3,066 円				
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに		平日昼間	1,008 円	
					平日夜間	1,162 円				
			平日深夜	1,338 円						
			土日祝日昼夜間	1,206 円						
			土日祝日深夜	1,382 円						
			イ (略)	(略)	(略)	(略)				
			(27) (略)	(略)	(略)	(略)				
			(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置する	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに		平日昼間	14,571 円	_____
								平日夜間	16,411 円	_____
平日深夜	18,509 円	_____								
土日祝日昼間	16,936 円	_____								
土日祝日夜間	16,936 円	_____								

ものに限り ます。)に 係る工事に 要する費用	イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごと	土日祝 日深夜	23,180円	_____		
			平日昼 間	11,997円	_____		
			平日夜 間	13,814円	_____		
			平日深 夜	15,889円	_____		
			土日祝 日昼間	14,332円	_____		
			土日祝 日夜間	14,332円	_____		
			土日祝 日深夜	16,409円	_____		
			平日昼 間	8,039円	_____		
	ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤(光屋内配線を終端しているもの)に限ります。以下(イ)欄において同じとします。)を利用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごと	平日昼 間	8,039円	_____
					平日夜 間	8,609円	_____
					平日深 夜	9,260円	_____
					土日祝 日昼間	8,771円	_____
					土日祝 日夜間	8,771円	_____
					土日祝 日深夜	9,423円	_____
		(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線	1工事ごと	平日昼 間	8,883円	_____
					平日夜 間	9,606円	_____
					平日深 夜	10,432円	_____
					平日昼 間	10,070円	_____
					平日夜 間	10,948円	_____
					平日深 夜	11,950円	_____
土日祝 日昼間	11,198円	_____					
土日祝 日夜間	11,198円	_____					
土日祝 日深夜	12,201円	_____					

ものに限り ます。)に 係る工事に 要する費用	イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごと	土日祝 日深夜	19,035円	_____		
			平日昼 間	10,791円	_____		
			平日夜 間	12,443円	_____		
			平日深 夜	14,329円	_____		
			土日祝 日昼間	12,915円	_____		
			土日祝 日夜間	12,915円	_____		
			土日祝 日深夜	14,800円	_____		
			平日昼 間	6,548円	_____		
	ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤(光屋内配線を終端しているもの)に限ります。以下(イ)欄において同じとします。)を利用する場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごと	平日昼 間	6,969円	_____
					平日夜 間	7,449円	_____
					平日深 夜	7,089円	_____
					土日祝 日昼間	7,089円	_____
					土日祝 日夜間	7,569円	_____
					土日祝 日深夜	8,484円	_____
		(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線	1工事ごと	平日昼 間	8,484円	_____
					平日夜 間	9,201円	_____
					平日深 夜	10,020円	_____
					平日昼 間	9,406円	_____
					平日夜 間	9,406円	_____
					平日深 夜	10,224円	_____
平日昼 間	7,332円	_____					
平日夜 間	7,893円	_____					
平日深 夜	8,533円	_____					

			を設置する場合	の利用に係る工事を行う場合		土日祝日昼間	9,812円	_____
						土日祝日夜間	9,812円	_____
						土日祝日深夜	10,639円	_____
			②当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに		平日昼間	10,920円	_____
						平日夜間	11,952円	_____
						平日深夜	13,130円	_____
						土日祝日昼間	12,245円	_____
						土日祝日夜間	12,245円	_____
						土日祝日深夜	13,425円	_____
(28) (略)	(略)			(略)		(略)	(略)	(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)の場合	(7)基本額	1工事ごとに	6,910円	_____		
			(イ)加算額	1工事ごとに	8,130円	_____		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1工事ごとに	1,421円	_____		
			(イ)加算額	1工事ごとに	7,825円	_____		
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7)基本額	1工事ごとに	6,910円	_____		
			(イ)加算額	1工事ごとに	12,192円	_____		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1工事ごとに	1,421円	_____		
			(イ)加算額	1工事ごとに	10,368円	_____		
(31) (略)	(略)			(略)		(略)	(略)	

			を設置する場合	の利用に係る工事を行う場合		土日祝日昼間	8,053円	_____
						土日祝日夜間	8,053円	_____
						土日祝日深夜	8,694円	_____
			②当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1工事ごとに		平日昼間	9,268円	_____
						平日夜間	10,126円	_____
						平日深夜	11,104円	_____
						土日祝日昼間	10,370円	_____
						土日祝日夜間	10,370円	_____
						土日祝日深夜	11,349円	_____
(28) (略)	(略)			(略)		(略)	(略)	(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)の場合	(7)基本額	1工事ごとに	6,919円	_____		
			(イ)加算額	1工事ごとに	8,141円	_____		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1工事ごとに	1,423円	_____		
			(イ)加算額	1工事ごとに	7,835円	_____		
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7)基本額	1工事ごとに	6,919円	_____		
			(イ)加算額	1工事ごとに	12,208円	_____		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7)基本額	1工事ごとに	1,423円	_____		
			(イ)加算額	1工事ごとに	10,382円	_____		
(31) (略)	(略)			(略)		(略)	(略)	

(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用	1 工事ごとに		8,746円	_____
(33)～(34) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(35) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	4,322円	_____
			平日夜間	4,862円	
			平日深夜	5,479円	
			土日祝日昼間	5,017円	
			土日祝日夜間	5,017円	
			土日祝日深夜	5,633円	
(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置（既設未利用のものを新たに利用する場合があります。）する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	1,445円	_____
			平日夜間	1,534円	
			平日深夜	1,635円	
			土日祝日昼間	1,559円	
			土日祝日夜間	1,559円	
			土日祝日深夜	1,660円	
(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間	1,016円	_____
			平日深夜	2,177円	
			土日祝日昼間	1,307円	
			土日祝日夜間	1,307円	
			土日祝日深夜	2,466円	
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込む	1 回線ごとに	平日昼間	3,208円	_____

(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用	1 工事ごとに		8,757円	_____
(33)～(34) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(35) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	4,333円	_____
			平日夜間	4,869円	
			平日深夜	5,482円	
			土日祝日昼間	5,025円	
			土日祝日夜間	5,025円	
			土日祝日深夜	5,635円	
(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置（既設未利用のものを新たに利用する場合があります。）する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	1,450円	_____
			平日夜間	1,539円	
			平日深夜	1,641円	
			土日祝日昼間	1,564円	
			土日祝日夜間	1,564円	
			土日祝日深夜	1,666円	
(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間	917円	_____
			平日深夜	1,965円	
			土日祝日昼間	1,179円	
			土日祝日夜間	1,179円	
			土日祝日深夜	2,227円	
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込む	1 回線ごとに	平日昼間	3,212円	_____

場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限りです。）により接続する場合に要する費用	土日祝 日昼間	3,832 円	_____
---	------------	---------	-------

場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限りです。）により接続する場合に要する費用	土日祝 日昼間	3,845 円	_____
---	------------	---------	-------

2-2~2-3 (略)

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,099 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,023 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,078 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,286 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,342 円

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,107 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,042 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,109 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,309 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,376 円

第2 手続費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(13) (略)	(略)
(14) 端末回線情報提供手続費の適用	<p>端末回線情報提供手続費については、2（手続費の額）第32欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者のDSLサービスに係る暦月ごとの新規契約回線数（第68条（手続費の支払義務）第1項第15号に規定するDSL回線の設置の申込みの承諾を受けた数をいいます。）を当社及びDSLサービス提供協定事業者（当社と協定を締結してDSLサービスを提供している電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。）のDSLサービスに係る暦月ごとの新規契約回線数（当社に係るものにあつては、当社の提供するDSLサービス（当社が利用者料金を設定するものに限ります。）に係る契約の申込みを承諾した数をいい、DSLサービス提供協定事業者に係るものにあつては、第68条第1項第15号に規定するDSL回線の設置の申込みの承諾を受けた数をいいます。）の合計で除して算定した比率を乗じて得た額を、当該各協定事業者に請求します。</p>

第2 手続費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(13) (略)	(略)
(14) 端末回線情報提供手続費の適用	<p>端末回線情報提供手続費については、2（手続費の額）2-1第33欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者のDSLサービスに係る暦月ごとの新規契約回線数（第68条（手続費の支払義務）第1項第15号に規定するDSL回線の設置の申込みの承諾を受けた数をいいます。）を当社及びDSLサービス提供協定事業者（当社と協定を締結してDSLサービスを提供している電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。）のDSLサービスに係る暦月ごとの新規契約回線数（当社に係るものにあつては、当社の提供するDSLサービス（当社が利用者料金を設定するものに限ります。）に係る契約の申込みを承諾した数をいい、DSLサービス提供協定事業者に係るものにあつては、第68条第1項第15号に規定するDSL回線の設置の申込みの承諾を受けた数をいいます。）の合計で除して算定した比率を乗じて得た額を、当該各協定事業者に請求します。</p>

2 手続費の額
2-1 手続費

区 分			単 位	手続費の額	備 考
(1)～(2) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	98円	――
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	193円	――
(4) 番号情報データベース登録手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用		1登録ごとに1番号あたり	213円	――
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。
(7) 債権譲受手続費	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア	(7) (略)	(略)	(略)
		イ 以外の場合	(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	(略)
		イ (略)	(略)	(略)	(略)

2 手続費の額
2-1 手続費

区 分			単 位	手続費の額	備 考
(1)～(2) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	94円	――
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	211円	――
(4) 番号情報データベース登録手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用		1登録ごとに1番号あたり	222円	――
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。
(7) 債権譲受手続費	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア	(7) (略)	(略)	(略)
		イ 以外の場合	(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	(略)
		イ (略)	(略)	(略)	(略)

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は、手続きに要する費用	1件ごとに	11,02円	みなし契約事業者に適用します。	
(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	(略)	(略)	(略)	
	ア (略)	(略)	(略)	(略)	
	イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日 昼間 9,710円 平日 夜間 11,181円 平日 深夜 12,860円 土日 祝日 昼夜間 11,599円 土日 祝日 深夜 13,280円	—	
	ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (イ)以外の場合	1回ごとに	平日 昼間 10,277円 平日 夜間 11,834円 平日 深夜 13,611円 土日 祝日 昼夜間 12,277円 土日 祝日 深夜 14,056円	—
		(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日 昼間 7,758円 平日 夜間 8,933円 平日 深夜 10,275円 土日 祝日 昼夜間 9,268円	—

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は、手続きに要する費用	1件ごとに	15,01円	みなし契約事業者に適用します。	
(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	(略)	(略)	(略)	
	ア (略)	(略)	(略)	(略)	
	イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日 昼間 9,722円 平日 夜間 11,211円 平日 深夜 12,910円 土日 祝日 昼夜間 11,636円 土日 祝日 深夜 13,335円	—	
	ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (イ)以外の場合	1回ごとに	平日 昼間 10,290円 平日 夜間 11,866円 平日 深夜 13,664円 土日 祝日 昼夜間 12,316円 土日 祝日 深夜 14,114円	—
		(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日 昼間 7,768円 平日 夜間 8,957円 平日 深夜 10,315円 土日 祝日 昼夜間 9,297円	—

				土日 祝日 深夜	10,611円		
			エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	9,655円	—	
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	1,019円	—	
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	640円	—	
(13) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用			1回線ごとに	695円	—	
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用			1回線ごとに	945円	申告事業者に適用します。	
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用			1回線ごとに	720円	—	
(14) 優先接続受付手数料	優先接続の受付に要する費用			1変更ごとに	297円	—	
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	①利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,197円	—
				②当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	714円	—
		(4) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	811円	—	

				土日 祝日 深夜	10,654円		
			エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	9,667円	—	
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	1,020円	—	
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	641円	—	
(13) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用			1回線ごとに	696円	—	
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用			1回線ごとに	947円	申告事業者に適用します。	
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用			1回線ごとに	721円	—	
(14) 優先接続受付手数料	優先接続の受付に要する費用			1変更ごとに	213円	—	
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	①利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,205円	—
				②当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	715円	—
		(4) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	812円	—	

	社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用 ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	1 区間ごとに	1,628 円	_____
		(7) 基本額	1 番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	_____
		(イ) 加算額	光信号端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）の調査を行う場合	1 番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)
(16)～(20) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。）を協定事業者が設置する場合 イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	9,624 円	_____
			1 通信用建物ごとの1件ごとに	933 円	_____
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2（事前照会）第2項第9号又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する事項の調査に要する費用		1 区間ごとに	1,933 円	_____
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報（第10条の2（事前照会）第2項第8号に係るもの）に限りま	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を除きます。）に係る情報を提供する場合 (イ) 既に設置された当社の光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,178 円 12,399 円

	社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用 ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	1 区間ごとに	1,631 円	_____
		(7) 基本額	1 番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	_____
		(イ) 加算額	光信号端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）の調査を行う場合	1 番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)
(16)～(20) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。）を協定事業者が設置する場合 イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	9,637 円	_____
			1 通信用建物ごとの1件ごとに	934 円	_____
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2（事前照会）第2項第9号又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する事項の調査に要する費用		1 区間ごとに	1,936 円	_____
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報（第10条の2（事前照会）第2項第8号に係るもの）に限りま	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を除きます。）に係る情報を提供する場合 (イ) 既に設置された当社の光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,183 円 12,416 円

	す。)を提供する場合に要する費用	イ 伝送損失の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,793 円	_____	
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	48,810 円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	33,910 円	_____
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	20,340 円	_____
			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	18,187 円	_____
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,557 円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,276 円	_____

	す。)を提供する場合に要する費用	イ 伝送損失の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,797 円	_____	
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	48,874 円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	33,955 円	_____
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	20,367 円	_____
			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	18,211 円	_____
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,568 円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,287 円	_____

		(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,526円	_____
		(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,434円	_____
		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,300円	_____
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	5,385円	_____
(25) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	8,200円	_____
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	1,556円	
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等施設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	2,748円	
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	39円	_____
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	(略)	

		(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,534円	_____
		(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,443円	_____
		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,309円	_____
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	5,392円	_____
(25) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	10,409円	_____
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	18,528円	
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等施設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	2,747円	
(27) ルーティング番号登録工事等受付手続費	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	41円	_____
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	(略)	

(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	751円	—	
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	295円		
(29) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	17,461円	—	
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1電柱ごとに	720円	—	
(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,445円	—	
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	13,009円		
(32) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	平日昼間	6,788円	—	
			平日夜間	16,300円		
			平日深夜	26,924円		
			土日祝日昼間	8,109円		
			土日祝日夜間	16,911円		
			土日祝日深夜	27,804円		
(33) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額	1,592,000円	—		

(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	750円	—	
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	294円		
(29) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	17,457円	—	
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1電柱ごとに	721円	—	
(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,447円	—	
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	13,026円		
(32) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	平日昼間	6,797円	—	
			平日夜間	16,739円		
			平日深夜	27,846円		
			土日祝日昼間	8,135円		
			土日祝日夜間	17,373円		
			土日祝日深夜	28,763円		
(33) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額	1,496,000円	—		

(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,238 円	_____
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,745 円	
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,092 円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,604 円	
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,092 円	_____
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,604 円	
(35) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	1,593,564 円	_____	

2-2~2-3 (略)

(34) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,241 円	_____
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,748 円	
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,095 円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,608 円	
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,095 円	_____
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごと	2,919 円	
(35) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用	月額	1,290,676 円	_____	

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	(略)

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区分	内容
設備管理運営費比率	0.293
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区分	内容	
	受電設備	1.095
取付費比率	発電設備	0.677
	電源設備及び蓄電池設備	0.871
	空気調整設備	1.980
	電力設備及び空気調整設備	0.038
設備管理運営費比率	0.038	
自己資本利益率	0.0265	

(3) (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区分	内容
一般管理費比率	(略)

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区分	内容
設備管理運営費比率	0.296
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区分	内容	
	受電設備	1.076
取付費比率	発電設備	0.679
	電源設備及び蓄電池設備	0.865
	空気調整設備	1.952
	電力設備及び空気調整設備	0.039
設備管理運営費比率	0.039	
自己資本利益率	0.0341	

(3) (略)

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
2-1 (略)
2-2 料金額

1 平方メートルごとに年額				
通信用建物が所属する 行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物	
富山県	富山	955円	21,840円	
	富山南	761円	12,617円	
	和合	193円	14,877円	
	水尻	514円	24,418円	
	呉羽	922円	7,679円	
	富山水橋	358円	12,345円	
	富山北	734円	31,949円	
	高岡	485円	23,228円	
	高岡市外	387円	9,905円	
	高岡立野	631円	11,257円	
	戸出機械棟	531円	21,191円	
	新湊機械棟	526円	22,042円	
	堀岡	299円	20,359円	
	魚津	460円	22,453円	
	水見	497円	12,058円	
	富山湊川	621円	12,816円	
	黒部別	500円	14,634円	
	彌波	773円	14,843円	
	小矢部	474円	11,367円	
	大沢野別	413円	9,812円	
	上滝	286円	12,717円	
	上市	290円	10,899円	
	入善	455円	6,746円	
	婦中	337円	20,032円	
	小杉	460円	16,839円	
	太閤山	554円	6,979円	
	大門	569円	17,897円	
	富山平	130円	16,947円	
	井波	233円	7,331円	
	福野	581円	19,035円	
	富山福光	584円	8,455円	
	富山岩瀬2 (略)	(略)	15,458円	
	高岡伏木	487円	12,746円	
	高岡中田	392円	15,397円	
	富山柳田	725円	30,383円	
	梅檀野	152円	18,508円	
	富山立山	280円	20,403円	
	宇奈月	160円	21,754円	
	富山朝日	221円	38,465円	
	越中八尾	274円	17,131円	
	富山古里	603円	24,907円	
	城端	487円	9,451円	
	富山福岡別	586円	11,121円	
	津沢	339円	24,692円	
	入善南	166円	30,851円	
	石川県	鳴和	1,123円	26,320円
		金石	913円	13,282円
		金沢弥生	1,144円	18,496円
		入江	1,453円	18,869円
		額	1,518円	18,710円
		金沢森本	746円	14,714円
		栗ヶ崎	1,394円	8,957円
		金沢3	955円	29,935円
		七尾	503円	34,445円
		徳田	353円	18,912円
		和倉	1,172円	10,713円
		石川小松	702円	22,882円
		符津	503円	8,525円
		中海	641円	11,337円
		輪島	406円	26,278円
		珠洲	672円	14,437円
		石川加賀	462円	15,092円
		片山津	281円	12,724円
山代		342円	20,592円	
羽咋		745円	19,301円	
邑知		324円	8,284円	
松任		570円	15,532円	
山中		1,220円	9,813円	
根上別		530円	17,549円	
寺井2		510円	14,256円	
辰口		741円	7,147円	
鶴来		1,274円	11,120円	
金沢西		989円	14,156円	

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
2-1 (略)
2-2 料金額

1 平方メートルごとに年額				
通信用建物が所属する 行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物	
富山県	富山	973円	17,889円	
	富山南	737円	15,858円	
	和合	216円	13,062円	
	水尻	518円	21,749円	
	呉羽	871円	6,371円	
	富山水橋	337円	10,413円	
	富山北	668円	27,868円	
	高岡	430円	21,304円	
	高岡市外	359円	9,507円	
	高岡立野	565円	9,742円	
	戸出機械棟	473円	18,290円	
	新湊機械棟	460円	19,071円	
	堀岡	269円	18,154円	
	魚津	415円	20,609円	
	水見	476円	10,513円	
	富山湊川	578円	12,427円	
	黒部別	511円	13,726円	
	彌波	706円	13,999円	
	小矢部	435円	10,497円	
	大沢野別	405円	8,494円	
	上滝	259円	10,952円	
	上市	265円	9,484円	
	入善	428円	5,693円	
	婦中	314円	7,681円	
	小杉	420円	7,276円	
	太閤山	487円	5,984円	
	大門	533円	17,018円	
	富山平	118円	13,204円	
	井波	219円	7,377円	
	福野	555円	17,094円	
	富山福光	524円	7,505円	
	富山岩瀬2 (略)	(略)	11,622円	
	高岡伏木	440円	11,294円	
	高岡中田	357円	13,674円	
	富山柳田	623円	26,350円	
	梅檀野	136円	16,410円	
	富山立山	265円	18,321円	
	宇奈月	147円	19,531円	
	富山朝日	166円	38,248円	
	越中八尾	276円	15,826円	
	富山古里	555円	21,659円	
	城端	404円	9,511円	
	富山福岡別	592円	9,422円	
	津沢	334円	22,738円	
	入善南	149円	27,116円	
	石川県	鳴和	1,033円	22,758円
		金石	876円	12,427円
		金沢弥生	1,061円	13,214円
		入江	1,285円	17,009円
		額	1,308円	16,805円
		金沢森本	698円	12,399円
		栗ヶ崎	1,404円	11,142円
		金沢3	900円	26,779円
		七尾	510円	28,840円
		徳田	313円	16,566円
		和倉	934円	8,252円
		石川小松	674円	23,322円
		符津	469円	6,841円
		中海	575円	10,129円
		輪島	374円	25,169円
		珠洲	556円	12,877円
		石川加賀	397円	13,233円
		片山津	263円	10,576円
山代		292円	18,143円	
羽咋		552円	19,068円	
邑知		301円	7,811円	
松任		530円	14,718円	
山中		1,067円	9,612円	
根上別		468円	15,922円	
寺井2		529円	13,071円	
辰口		670円	8,068円	
鶴来		1,098円	9,703円	
金沢西		1,016円	11,784円	

	野々市	788円	13,041円
	津幡	696円	8,836円
	石川河北	902円	18,622円
	志雄	160円	20,701円
	押水	199円	17,224円
	田鶴浜	434円	21,512円
	鳥屋	407円	21,337円
	石川中島	279円	22,704円
	石川鹿島	(略)	20,638円
	能都	777円	46,400円
	屮川	506円	23,014円
	粟津	257円	20,663円
	美川	537円	15,189円
	七塚木津	231円	15,974円
	内灘	594円	26,957円
	石川	297円	15,114円
	石川高松別	278円	6,007円
	富来	(略)	27,787円
	穴水	438円	16,368円
	羽咋志賀別	375円	13,208円
	宝立	146円	14,878円
	久江	261円	14,886円
	鹿西	427円	25,851円
	門前	58円	26,941円
	柳田	362円	20,177円
	石川内浦	163円	21,808円
	能都小木	366円	12,549円
	金沢2	1,040円	29,947円
	町野	419円	14,778円
	鹿島能登島	178円	30,870円
福井県	福井2	713円	18,136円
	福井南	967円	14,156円
	麻生津	743円	10,860円
	敦賀	868円	20,307円
	武生局舎2	412円	12,157円
	福井小浜2	802円	13,402円
	東小浜	418円	32,848円
	福井大野	409円	10,480円
	福井勝山	424円	18,186円
	鯖江	584円	18,515円
	鯖江西	272円	36,354円
	福井松岡別	650円	8,725円
	福井三国	473円	9,353円
	芦原	258円	9,303円
	丸岡	546円	8,582円
	春江別	561円	12,388円
	山東	501円	59,617円
	上中	476円	22,712円
	福井高浜別	858円	15,130円
	福井東別	910円	15,911円
	福井森田	500円	6,927円
	西安居	349円	28,533円
	福井坂井	212円	14,074円
	福井朝日別	355円	28,542円
	福井清水	248円	21,115円
	福井	713円	37,496円
	足羽別	398円	10,867円
	河和田	284円	17,299円
	永平寺	539円	22,387円
	金津別	384円	6,193円
	今立別	524円	10,155円
	福井三方別	190円	16,707円
	美浜	238円	19,138円
	大飯	729円	19,372円
	今庄	542円	24,210円
	福井河合	269円	4,070円
	福井鶴	365円	22,426円
	五分市	622円	21,161円
	上志比	344円	30,287円
	福井池田	449円	26,728円
	南条	711円	23,426円
	福井宮崎	210円	32,119円
名田庄	262円	19,595円	
越前	1,318円	15,809円	
荒土	312円	36,707円	
細呂木	126円	32,718円	
織田	419円	29,147円	
岐阜県	岐阜	883円	63,332円
	岐阜本荘	879円	16,766円
	長良	1,284円	25,649円
	長森	1,298円	27,810円

	野々市	752円	11,385円
	津幡	556円	7,894円
	石川河北	903円	16,367円
	志雄	184円	18,539円
	押水	184円	15,452円
	田鶴浜	376円	19,255円
	鳥屋	373円	19,067円
	石川中島	235円	20,181円
	石川鹿島	(略)	18,379円
	能都	665円	9,325円
	屮川	505円	21,856円
	粟津	223円	19,601円
	美川	489円	13,375円
	七塚木津	215円	16,212円
	内灘	601円	24,285円
	石川	303円	14,191円
	石川高松別	255円	5,376円
	富来	(略)	24,745円
	穴水	382円	14,451円
	羽咋志賀別	325円	13,168円
	宝立	185円	12,536円
	久江	240円	12,728円
	鹿西	399円	23,364円
	門前	47円	24,151円
	柳田	289円	17,356円
	石川内浦	152円	19,777円
	能都小木	293円	10,999円
	金沢2	900円	42,308円
	町野	493円	12,878円
	鹿島能登島	141円	26,926円
福井県	福井2	648円	17,904円
	福井南	853円	12,499円
	麻生津	712円	10,038円
	敦賀	793円	17,665円
	武生局舎2	338円	10,550円
	福井小浜2	776円	13,129円
	東小浜	487円	28,591円
	福井大野	352円	9,221円
	福井勝山	391円	17,514円
	鯖江	523円	16,377円
	鯖江西	261円	32,294円
	福井松岡別	639円	7,332円
	福井三国	433円	9,895円
	芦原	234円	9,505円
	丸岡	507円	7,714円
	春江別	531円	10,930円
	山東	654円	61,772円
	上中	425円	19,954円
	福井高浜別	814円	13,152円
	福井東別	877円	14,242円
	福井森田	510円	5,407円
	西安居	291円	29,686円
	福井坂井	198円	12,111円
	福井朝日別	335円	16,054円
	福井清水	216円	18,291円
	福井	648円	31,912円
	足羽別	383円	9,443円
	河和田	254円	15,142円
	永平寺	464円	20,107円
	金津別	358円	10,123円
	今立別	463円	8,632円
	福井三方別	181円	14,585円
	美浜	308円	17,516円
	大飯	679円	18,975円
	今庄	461円	21,628円
	福井河合	255円	4,228円
	福井鶴	311円	12,111円
	五分市	582円	18,868円
	上志比	288円	26,555円
	福井池田	507円	23,270円
	南条	836円	24,763円
	福井宮崎	174円	28,250円
名田庄	208円	19,705円	
越前	1,140円	14,042円	
荒土	284円	21,561円	
細呂木	120円	17,832円	
織田	360円	25,839円	
岐阜県	岐阜	829円	58,818円
	岐阜本荘	845円	16,354円
	長良	1,122円	25,647円
	長森	1,096円	27,916円

岐阜加納	1,429円	25,577円
黒野	845円	15,798円
芥見	494円	19,559円
大垣南	974円	16,582円
大垣西	661円	23,830円
大垣丸ノ内南	591円	13,629円
高山第二	1,927円	15,885円
東濃B	444円	22,619円
岐阜根本	736円	53,177円
岐阜関	671円	9,575円
小金田	382円	18,118円
岐阜中津川	539円	17,056円
瑞浪	372円	13,173円
岐阜羽島	679円	20,483円
恵那	679円	27,205円
恵那B	679円	16,304円
武並	387円	18,201円
中濃	883円	24,408円
土岐	335円	16,920円
各務原	606円	25,764円
鷓沼	680円	10,026円
可児	618円	27,093円
笠松	704円	9,380円
佐波	596円	25,245円
養老	489円	19,120円
垂井	332円	16,434円
揖斐川	172円	12,683円
岐阜北方	1,000円	12,688円
穂積	713円	17,511円
高富	734円	13,125円
郡上八幡	733円	19,482円
美濃白川	251円	11,719円
下呂	633円	22,009円
荘川	54円	20,247円
飛騨古川	828円	10,020円
岐阜神岡	406円	21,914円
一宮川島	483円	10,674円
岐阜殿美	366円	24,879円
岐阜赤坂	563円	7,372円
美濃坂本	287円	11,257円
第一落合	415円	40,124円
美濃	474円	10,700円
羽島南	556円	17,617円
下石	298円	5,410円
新駄知	590円	17,878円
美濃平田	520円	88,336円
養老東	337円	16,518円
岐阜神戸	537円	30,998円
輪之内	331円	92,398円
美濃池田	457円	9,540円
岐阜川辺	379円	14,983円
御嵩	325円	17,301円
笠原	365円	8,751円
陶	306円	6,728円
久々利	233円	20,549円
春里	405円	15,273円
海津	429円	88,881円
南濃	435円	13,208円
岐阜石津	434円	23,191円
揖斐大野	191円	14,996円
本巢	210円	50,413円
武芸川	326円	16,984円
岐阜大和	718円	13,353円
富加	372円	13,687円
八百津	353円	12,740円
美濃坂下	172円	16,222円
付知	291円	12,106円
美濃福岡	321円	13,739円
岩村	386円	6,300円
山岡	334円	11,778円
明智	721円	12,816円
岐阜萩原	1,162円	7,296円
飛騨国府	215円	12,849円
美濃加茂北	197円	22,116円
前宮	420円	10,323円
関ヶ原	393円	37,915円
岐阜白鳥	698円	27,199円
飛騨細江	367円	48,964円
岐阜粟野	551円	5,556円
美濃牧谷	236円	42,707円
金戸	220円	11,956円

岐阜加納	1,514円	22,716円
黒野	739円	13,713円
芥見	450円	17,171円
大垣南	910円	14,597円
大垣西	555円	20,895円
大垣丸ノ内南	539円	11,777円
高山第二	2,004円	13,976円
東濃B	428円	20,977円
岐阜根本	720円	14,822円
岐阜関	618円	8,652円
小金田	431円	15,380円
岐阜中津川	501円	15,250円
瑞浪	348円	11,763円
岐阜羽島	672円	13,508円
恵那	602円	28,416円
恵那B	602円	13,962円
武並	327円	16,987円
中濃	745円	22,143円
土岐	540円	14,586円
各務原	562円	23,354円
鷓沼	798円	8,506円
可児	552円	23,634円
笠松	692円	8,209円
佐波	541円	22,197円
養老	463円	16,866円
垂井	290円	14,815円
揖斐川	157円	10,912円
岐阜北方	923円	11,567円
穂積	1,045円	15,530円
高富	692円	11,455円
郡上八幡	712円	17,117円
美濃白川	261円	11,301円
下呂	623円	18,963円
荘川	52円	17,220円
飛騨古川	794円	7,015円
岐阜神岡	368円	19,652円
一宮川島	474円	8,617円
岐阜殿美	342円	12,226円
岐阜赤坂	529円	7,052円
美濃坂本	266円	14,481円
第一落合	327円	35,449円
美濃	444円	9,214円
羽島南	455円	15,177円
下石	277円	9,208円
新駄知	380円	15,736円
美濃平田	496円	77,296円
養老東	286円	23,097円
岐阜神戸	526円	20,455円
輪之内	304円	86,167円
美濃池田	420円	7,937円
岐阜川辺	338円	15,138円
御嵩	297円	15,352円
笠原	345円	7,426円
陶	241円	5,885円
久々利	223円	14,897円
春里	344円	12,823円
海津	407円	79,624円
南濃	395円	13,234円
岐阜石津	406円	23,925円
揖斐大野	170円	13,998円
本巢	201円	11,880円
武芸川	294円	12,192円
岐阜大和	638円	11,735円
富加	353円	11,693円
八百津	314円	11,514円
美濃坂下	160円	14,739円
付知	267円	10,620円
美濃福岡	307円	12,476円
岩村	372円	5,418円
山岡	336円	15,967円
明智	691円	16,791円
岐阜萩原	1,118円	6,304円
飛騨国府	66円	11,228円
美濃加茂北	102円	19,047円
前宮	403円	8,295円
関ヶ原	367円	34,063円
岐阜白鳥	630円	29,620円
飛騨細江	275円	42,878円
岐阜粟野	568円	7,264円
美濃牧谷	121円	37,606円
金戸	201円	18,545円

	鶴里	160円	12,762円
	上石津	232円	14,906円
	名森	368円	95,158円
	墨俣	563円	13,931円
	岐阜美山	417円	8,971円
	谷合	360円	18,808円
	武儀	466円	18,004円
	高鷲	114円	9,977円
	美並	417円	16,719円
	七宗	561円	16,650円
	東白川	264円	16,979円
	加子母	290円	18,235円
	蛭川	308円	16,742円
	上矢作	246円	20,485円
	飛騨小坂	535円	59,253円
	飛騨竹原	430円	18,496円
	岐阜金山	792円	19,504円
	町方	536円	41,668円
	久々野	447円	14,576円
	奥飛騨温泉	138円	23,880円
	根尾	210円	22,723円
	蘇原	284円	28,525円
	黒南	236円	13,073円
	岐阜黒川	305円	26,132円
	飛騨河合	213円	30,250円
静岡県	用宗	1,163円	14,301円
	静岡長沼	1,973円	12,475円
	城北	2,564円	20,587円
	静岡八幡	2,286円	23,939円
	静岡大谷	688円	15,685円
	静岡電々	6,269円	30,705円
	浜松	1,189円	30,199円
	精志	618円	16,794円
	浜松住吉	1,316円	14,373円
	三方原	1,061円	8,956円
	神久呂	523円	10,639円
	中野町	682円	9,870円
	白羽	444円	9,163円
	芳川	605円	15,063円
	都田	594円	19,033円
	向宿別	778円	27,173円
	増楽	962円	8,894円
	下香貫	1,251円	13,399円
	沼津高島	1,524円	15,093円
	沼津原	1,128円	34,688円
	江ノ浦	802円	20,381円
	沼津第二	2,008円	19,951円
	沼津北	2,264円	39,916円
	静岡清水	847円	28,053円
	有度	994円	15,630円
	江尻	1,783円	11,707円
	三保	711円	10,548円
	南熱海	592円	8,612円
	第二熱海	1,208円	20,143円
	三島中郷	1,068円	34,694円
	北田町	2,104円	13,294円
	富士宮	653円	13,189円
	伊東	517円	20,887円
	静岡伊東2	517円	14,113円
	八幡野	693円	17,230円
	静岡島田	1,670円	12,824円
	富士	685円	15,000円
	平垣	652円	12,446円
	富士鈴川	702円	5,310円
	富士岡	756円	10,464円
	鷹岡	527円	10,260円
	磐田	906円	23,308円
	焼津	697円	11,676円
	大宮	741円	17,944円
	掛川	549円	30,291円
伊達方	254円	17,467円	
藤枝	1,012円	19,038円	
兵太夫	984円	8,701円	
御殿場	972円	18,528円	
玉穂	679円	12,085円	
袋井	1,202円	13,903円	
天童	749円	10,219円	
浜北	678円	15,593円	
伊東下田	839円	20,747円	
裾野	1,242円	12,347円	
湖西	917円	15,377円	

	鶴里	145円	11,046円
	上石津	204円	12,869円
	名森	390円	84,340円
	墨俣	577円	11,538円
	岐阜美山	408円	9,639円
	谷合	290円	16,385円
	武儀	395円	18,941円
	高鷲	95円	8,610円
	美並	382円	17,434円
	七宗	490円	14,534円
	東白川	215円	17,243円
	加子母	248円	18,711円
	蛭川	274円	14,847円
	上矢作	191円	18,503円
	飛騨小坂	493円	9,428円
	飛騨竹原	360円	16,137円
	岐阜金山	823円	17,545円
	町方	554円	15,754円
	久々野	422円	12,875円
	奥飛騨温泉	747円	20,968円
	根尾	195円	22,004円
	蘇原	245円	18,098円
	黒南	225円	14,710円
	岐阜黒川	264円	16,027円
	飛騨河合	173円	23,628円
静岡県	用宗	1,184円	12,502円
	静岡長沼	1,958円	10,698円
	城北	2,601円	27,424円
	静岡八幡	2,328円	22,103円
	静岡大谷	564円	14,885円
	静岡電々	6,415円	25,942円
	浜松	1,123円	28,319円
	精志	595円	14,776円
	浜松住吉	1,289円	12,233円
	三方原	1,020円	7,458円
	神久呂	502円	9,176円
	中野町	634円	8,548円
	白羽	449円	7,776円
	芳川	616円	12,242円
	都田	579円	29,694円
	向宿別	770円	22,887円
	増楽	927円	8,358円
	下香貫	1,112円	11,146円
	沼津高島	1,520円	11,815円
	沼津原	1,072円	30,532円
	江ノ浦	693円	17,578円
	沼津第二	1,783円	18,312円
	沼津北	2,010円	35,803円
	静岡清水	863円	25,196円
	有度	915円	14,412円
	江尻	1,707円	11,277円
	三保	812円	8,383円
	南熱海	555円	8,134円
	第二熱海	1,111円	17,994円
	三島中郷	1,043円	9,650円
	北田町	1,986円	11,331円
	富士宮	629円	12,095円
	伊東	508円	18,681円
	静岡伊東2	508円	12,671円
	八幡野	639円	15,459円
	静岡島田	1,610円	11,736円
	富士	635円	13,828円
	平垣	621円	11,100円
	富士鈴川	643円	4,415円
	富士岡	791円	9,294円
	鷹岡	503円	8,790円
	磐田	881円	26,941円
	焼津	665円	10,338円
	大宮	722円	15,892円
	掛川	529円	29,583円
伊達方	229円	16,883円	
藤枝	1,013円	17,207円	
兵太夫	989円	7,634円	
御殿場	947円	17,527円	
玉穂	622円	10,569円	
袋井	1,155円	11,404円	
天童	672円	8,873円	
浜北	628円	13,990円	
伊東下田	769円	19,107円	
裾野	1,240円	10,552円	
湖西	909円	15,766円	

河津	695円	18,977円
南伊豆	278円	27,167円
仁科	1,552円	9,454円
伊豆長岡	1,134円	15,309円
修善寺大仁	990円	23,048円
新函南	1,177円	27,443円
中土狩	1,692円	10,228円
大井川	503円	26,022円
榛原	525円	16,897円
吉田町	520円	16,108円
浜岡	333円	21,985円
掛川菊川	831円	21,114円
引佐	691円	11,716円
静岡美和	585円	39,392円
服織	1,224円	53,864円
静岡沼津	1,830円	25,962円
富士大淵	535円	14,199円
湯ヶ島	677円	15,072円
青羽根	1,435円	20,011円
静岡岡部	986円	11,505円
静岡金谷	457円	10,561円
舞阪	666円	15,679円
新居	652円	19,276円
細江	562円	11,640円
伊左地	531円	11,475円
館山寺	471円	18,965円
静岡興津	1,217円	7,569円
小島	1,323円	27,852円
上野北山	370円	22,560円
川奈	720円	17,501円
宇佐美	854円	17,860円
富戸	897円	9,197円
初倉	627円	17,801円
富士見台	777円	17,504円
大藤	551円	16,470円
原谷	453円	13,932円
葉梨	668円	22,747円
御殿場神山	727円	13,203円
静岡山梨	766円	11,936円
中瀬	659円	11,107円
宮口	707円	6,684円
沼津御宿	883円	19,735円
新所原	1,016円	10,721円
熱川	361円	18,288円
稲取	513円	26,973円
丹那	349円	16,143円
韭山	1,462円	24,240円
大仁	1,956円	15,833円
中伊豆	313円	16,760円
須走	435円	16,116円
静岡小山	774円	9,736円
芝川	211円	40,530円
御前崎	318円	22,343円
相良	518円	13,153円
地頭方	245円	21,728円
小笠	405円	16,319円
森町	511円	6,371円
淺羽	443円	21,799円
静岡福田	349円	5,501円
竜洋	483円	18,249円
賤機	789円	16,907円
静岡水落	2,246円	27,607円
伊豆山	1,003円	24,932円
猪之頭	293円	25,094円
上井出	240円	41,376円
箕作	843円	18,326円
入出	282円	14,452円
白須賀	245円	17,777円
伊東松崎	1,605円	19,300円
西伊豆	1,085円	12,723円
伊豆賀茂	590円	64,318円
静岡戸田	226円	34,271円
土肥	335円	8,928円
富士川	708円	8,579円
富士松野	317円	14,240円
蒲原	1,284円	11,111円
由比	1,012円	11,764円
静岡川根	762円	23,758円
大須賀	1,240円	18,206円
静岡豊岡	510円	38,605円
三ヶ日	679円	20,115円

河津	647円	17,434円
南伊豆	257円	21,169円
仁科	1,435円	8,494円
伊豆長岡	1,120円	13,720円
修善寺大仁	863円	19,787円
新函南	1,194円	23,616円
中土狩	1,660円	9,077円
大井川	474円	23,486円
榛原	492円	15,048円
吉田町	532円	10,638円
浜岡	355円	22,809円
掛川菊川	821円	18,899円
引佐	644円	11,029円
静岡美和	551円	9,748円
服織	1,164円	47,148円
静岡沼津	1,661円	25,080円
富士大淵	475円	12,119円
湯ヶ島	899円	13,235円
青羽根	1,374円	19,813円
静岡岡部	943円	11,329円
静岡金谷	443円	10,710円
舞阪	613円	13,561円
新居	633円	13,800円
細江	497円	10,025円
伊左地	501円	10,562円
館山寺	437円	18,455円
静岡興津	1,188円	6,845円
小島	1,262円	25,754円
上野北山	341円	21,564円
川奈	667円	19,181円
宇佐美	824円	15,578円
富戸	879円	20,806円
初倉	559円	15,635円
富士見台	687円	15,029円
大藤	507円	20,717円
原谷	425円	11,699円
葉梨	589円	18,534円
御殿場神山	697円	13,049円
静岡山梨	604円	12,211円
中瀬	628円	11,657円
宮口	673円	7,144円
沼津御宿	852円	18,030円
新所原	1,006円	9,830円
熱川	329円	15,881円
稲取	467円	26,195円
丹那	312円	13,581円
韭山	1,311円	20,964円
大仁	2,301円	9,172円
中伊豆	288円	14,150円
須走	391円	13,922円
静岡小山	731円	8,570円
芝川	407円	8,908円
御前崎	309円	19,806円
相良	461円	12,290円
地頭方	230円	18,792円
小笠	398円	13,704円
森町	496円	5,476円
淺羽	404円	18,964円
静岡福田	316円	5,815円
竜洋	393円	24,906円
賤機	776円	16,194円
静岡水落	2,184円	24,947円
伊豆山	842円	23,628円
猪之頭	229円	17,974円
上井出	217円	14,154円
箕作	760円	15,581円
入出	259円	12,231円
白須賀	240円	19,173円
伊東松崎	1,599円	20,711円
西伊豆	962円	11,251円
伊豆賀茂	499円	56,676円
静岡戸田	209円	16,007円
土肥	302円	7,858円
富士川	733円	8,217円
富士松野	270円	12,268円
蒲原	1,157円	10,532円
由比	891円	10,339円
静岡川根	901円	21,311円
大須賀	1,069円	18,168円
静岡豊岡	484円	35,444円
三ヶ日	678円	16,576円

	都筑	632円	25,833円
	宮口2	707円	20,595円
	掛川城東	228円	23,856円
	龜山高原	168円	15,782円
	用沢	475円	21,218円
	中川根	655円	13,270円
	千頭	365円	13,703円
	掛川大東	270円	23,738円
	気多	389円	18,561円
	天童佐久間	683円	13,246円
	静岡西浦	682円	21,315円
	南崎	389円	9,603円
	天童春野	300円	22,901円
愛知県	千種覚王山	2,518円	31,517円
	名古屋東山	1,977円	21,552円
	千種第二	2,360円	16,279円
	名古屋新東	3,903円	112,543円
	布池	3,375円	27,128円
	矢田	1,867円	17,836円
	大曾根	1,727円	28,268円
	味鏡	1,483円	13,543円
	名古屋山田	1,218円	28,419円
	浄心	1,663円	16,809円
	笹島	3,001円	35,155円
	則武	2,737円	22,717円
	名古屋中村	2,051円	29,119円
	稲葉地	2,112円	19,879円
	名古屋中	1,401円	51,581円
	名古屋金山	3,149円	48,307円
	新広小路	3,268円	71,380円
	滝子	1,871円	18,924円
	瑞穂通	1,731円	20,456円
	八事	3,150円	17,687円
	名古屋中川	1,369円	12,348円
	下之一色	1,343円	26,331円
	名古屋港	1,100円	33,916円
	稲永	1,047円	16,646円
	蓮徳	1,810円	13,052円
	笠寺	1,177円	14,129円
	大同	1,577円	20,632円
	名古屋守山	1,016円	24,794円
	名古屋緑	1,414円	27,799円
	平手	1,656円	18,057円
	鳴子第二	2,316円	20,374円
	名東	1,878円	25,509円
	猪子石	2,171円	22,933円
	猪高	2,501円	36,193円
	大白	2,259円	27,771円
	豊橋岩田	1,274円	11,186円
	豊橋花田	1,630円	28,168円
	豊橋南栄	1,258円	19,813円
	豊橋二川	1,110円	11,334円
	老津	722円	6,488円
	植田	723円	9,878円
	札木	615円	16,596円
	岡崎	587円	27,640円
	羽根	1,903円	18,140円
	矢作	527円	12,831円
	藤川	809円	4,499円
	岩津	1,145円	7,837円
	尾張一宮	762円	18,669円
	一宮神山	1,728円	9,521円
	一宮羽根	670円	16,163円
	一宮萩原	570円	16,076円
	浅井	595円	11,679円
	瀬戸陶栄	531円	11,598円
	愛知半田	813円	22,538円
	春日井	1,016円	20,259円
	勝川	1,532円	19,069円
	高蔵寺分室	648円	21,958円
	高蔵寺	1,705円	13,906円
	春日井坂下	777円	44,283円
	愛知豊川	1,066円	13,451円
	御油	1,035円	9,382円
	津島藤浪	1,314円	15,278円
	碧南2	814円	19,740円
	刈谷	766円	21,388円
	刈谷境	886円	18,248円
	愛知豊田	913円	24,238円
	豊田高上	1,927円	15,755円
	豊田寿	933円	19,623円

	都筑	540円	19,194円
	宮口2	673円	17,693円
	掛川城東	208円	21,638円
	龜山高原	132円	13,654円
	用沢	455円	17,259円
	中川根	540円	11,448円
	千頭	429円	11,813円
	掛川大東	258円	21,174円
	気多	320円	12,993円
	天童佐久間	509円	11,658円
	静岡西浦	533円	18,914円
	南崎	303円	8,443円
	天童春野	266円	20,919円
愛知県	千種覚王山	2,367円	29,435円
	名古屋東山	1,794円	18,368円
	千種第二	2,060円	14,848円
	名古屋新東	3,390円	101,715円
	布池	3,084円	17,327円
	矢田	1,947円	15,632円
	大曾根	1,527円	25,906円
	味鏡	1,433円	12,010円
	名古屋山田	1,135円	19,553円
	浄心	1,637円	14,901円
	笹島	2,297円	47,104円
	則武	2,065円	19,075円
	名古屋中村	2,152円	25,828円
	稲葉地	2,171円	17,703円
	名古屋中	1,294円	58,396円
	名古屋金山	2,326円	45,632円
	新広小路	2,942円	63,834円
	滝子	1,963円	18,314円
	瑞穂通	1,747円	26,538円
	八事	3,221円	17,855円
	名古屋中川	1,229円	11,525円
	下之一色	1,311円	13,972円
	名古屋港	1,037円	29,788円
	稲永	977円	9,083円
	蓮徳	1,751円	11,497円
	笠寺	1,108円	12,345円
	大同	1,466円	12,849円
	名古屋守山	978円	15,106円
	名古屋緑	1,283円	25,203円
	平手	2,237円	15,854円
	鳴子第二	2,221円	17,896円
	名東	1,421円	22,356円
	猪子石	2,005円	20,111円
	猪高	2,345円	32,960円
	大白	2,258円	26,807円
	豊橋岩田	1,263円	9,696円
	豊橋花田	1,544円	19,756円
	豊橋南栄	1,202円	17,794円
	豊橋二川	1,059円	7,465円
	老津	690円	6,122円
	植田	692円	8,312円
	札木	580円	17,467円
	岡崎	539円	21,277円
	羽根	1,952円	14,052円
	矢作	492円	11,364円
	藤川	889円	4,328円
	岩津	1,223円	14,671円
	尾張一宮	751円	16,475円
	一宮神山	1,577円	8,599円
	一宮羽根	620円	14,090円
	一宮萩原	537円	15,036円
	浅井	553円	11,152円
	瀬戸陶栄	475円	9,825円
	愛知半田	755円	19,386円
	春日井	944円	17,429円
	勝川	1,558円	17,940円
	高蔵寺分室	617円	19,373円
	高蔵寺	1,649円	12,199円
	春日井坂下	728円	6,880円
	愛知豊川	1,052円	10,496円
	御油	1,031円	7,639円
	津島藤浪	1,196円	13,621円
	碧南2	797円	12,564円
	刈谷	809円	18,689円
	刈谷境	869円	16,766円
	愛知豊田	894円	20,727円
	豊田高上	1,863円	13,456円
	豊田寿	885円	11,383円

猿投 2	1,018円	7,485円
豊田高岡	909円	16,470円
豊田上郷	722円	14,670円
刈谷安城 2	723円	24,007円
今村	3,952円	7,592円
西尾寄住	1,016円	11,562円
蒲郡 2	1,248円	7,633円
犬山 B	673円	14,882円
犬山羽黒	768円	8,104円
常滑	889円	13,474円
一宮江南 2	1,255円	7,335円
江南宮田	701円	8,628円
尾西	769円	11,914円
小牧機械棟	680円	6,746円
篠岡	604円	26,226円
小牧桜井	840円	50,288円
稲沢	1,899円	25,106円
豊橋新城	1,001円	14,932円
上野町	1,139円	11,813円
尾張横須賀 B	738円	26,443円
大府	1,492円	8,045円
知多	772円	9,060円
知立 2	1,640円	15,726円
尾張旭	1,143円	13,863円
愛知高浜	945円	7,245円
岩倉	1,416円	7,936円
豊明	885円	13,464円
東阿野	1,258円	17,289円
名古屋東郷	1,092円	10,021円
名古屋日進	701円	16,761円
長久手 B	1,223円	18,356円
豊山	1,390円	46,833円
西春 B	1,648円	17,548円
新川清洲	1,212円	16,650円
江南大口	894円	17,998円
扶桑	862円	7,979円
木曾川 B	943円	10,974円
祖父江	674円	15,745円
海部	943円	15,025円
蟹江 B	1,179円	18,785円
津島弥富	731円	10,459円
阿久比	619円	10,038円
東浦	827円	10,629円
幸田	1,400円	21,331円
三好	1,806円	8,575円
設楽	107円	13,493円
愛知御津	626円	6,360円
愛知田原 2	1,175円	31,159円
渚美	320円	8,129円
広小路	3,268円	35,742円
名古屋万場	880円	18,023円
志段味	845円	13,788円
名古屋大森	1,831円	26,222円
河合	601円	12,347円
矢合	624円	12,126円
平和	593円	26,631円
寺沢	774円	16,515円
豊橋石巻	481円	16,670円
常盤	641円	17,712円
六ツ美	1,125円	52,386円
品野	1,838円	37,882円
水野	532円	10,282円
板山	906円	25,780円
亀崎	943円	9,233円
松平	580円	22,090円
保見	633円	6,917円
豊田駒場	791円	19,261円
刈谷桜井	1,412円	10,904円
刈谷明治	759円	11,671円
平坂	973円	19,516円
室場	595円	13,573円
三河大塚	918円	15,089円
形原	865円	6,914円
小鈴谷	414円	21,061円
尾張大野	704円	10,873円
大海	526円	10,411円
新城富岡	256円	15,763円
加木屋	1,293円	10,786円
永和	461円	11,702円
武豊	942円	8,678円
一色 2	552円	12,299円

猿投 2	1,020円	7,295円
豊田高岡	897円	14,470円
豊田上郷	729円	12,817円
刈谷安城 2	694円	14,461円
今村	3,669円	7,098円
西尾寄住	1,782円	10,795円
蒲郡 2	1,239円	5,948円
犬山 B	652円	12,830円
犬山羽黒	744円	6,166円
常滑	856円	11,824円
一宮江南 2	1,233円	6,521円
江南宮田	651円	7,472円
尾西	973円	9,895円
小牧機械棟	650円	28,200円
篠岡	547円	11,951円
小牧桜井	754円	45,178円
稲沢	1,840円	21,773円
豊橋新城	890円	13,253円
上野町	1,050円	8,558円
尾張横須賀 B	654円	24,064円
大府	1,414円	7,925円
知多	736円	7,637円
知立 2	1,683円	15,601円
尾張旭	1,085円	11,909円
愛知高浜	936円	6,652円
岩倉	1,450円	6,399円
豊明	842円	11,995円
東阿野	1,134円	15,002円
名古屋東郷	1,088円	8,686円
名古屋日進	687円	14,811円
長久手 B	1,185円	19,473円
豊山	1,284円	42,679円
西春 B	1,697円	8,701円
新川清洲	1,161円	19,555円
江南大口	895円	16,535円
扶桑	866円	5,362円
木曾川 B	602円	10,168円
祖父江	639円	14,127円
海部	663円	12,862円
蟹江 B	1,113円	15,033円
津島弥富	815円	8,879円
阿久比	587円	8,655円
東浦	799円	10,417円
幸田	1,219円	19,218円
三好	1,590円	7,407円
設楽	113円	12,211円
愛知御津	581円	6,683円
愛知田原 2	1,113円	26,618円
渚美	355円	7,498円
広小路	2,942円	24,867円
名古屋万場	894円	16,057円
志段味	782円	12,357円
名古屋大森	1,774円	24,524円
河合	569円	12,254円
矢合	579円	10,328円
平和	565円	18,308円
寺沢	731円	14,272円
豊橋石巻	457円	15,713円
常盤	592円	16,056円
六ツ美	1,092円	50,765円
品野	1,725円	12,348円
水野	498円	18,345円
板山	830円	16,856円
亀崎	886円	8,416円
松平	554円	17,430円
保見	611円	4,954円
豊田駒場	753円	17,400円
刈谷桜井	1,556円	15,700円
刈谷明治	723円	20,538円
平坂	928円	17,242円
室場	586円	12,417円
三河大塚	869円	15,202円
形原	819円	6,061円
小鈴谷	408円	19,309円
尾張大野	901円	10,810円
大海	469円	8,734円
新城富岡	237円	14,812円
加木屋	1,346円	8,902円
永和	781円	10,842円
武豊	917円	8,736円
一色 2	586円	11,859円

	上横須賀	697円	20,354円
	三好ヶ丘	1,198円	25,272円
	豊田藤岡	624円	12,923円
	三河一宮	1,761円	20,819円
	小坂井	559円	7,552円
	東海茶東西	6,471円	23,580円
	豊橋	615円	31,564円
	南海部	487円	11,032円
	木場	666円	21,402円
	鍋田	326円	19,339円
	八開	311円	22,259円
	南知多	635円	11,404円
	師崎	401円	14,584円
	愛知豊浜	500円	10,706円
	愛知美浜	360円	11,572円
	野間	470円	31,658円
	吉良	666円	10,967円
	幡豆	2,988円	15,304円
	豊富	295円	17,881円
	下山	104円	13,952円
	鳳来大野	1,305円	7,139円
	愛知野田	280円	11,988円
	赤羽根	290円	22,764円
	伊良湖岬	202円	20,582円
	刈谷安城	723円	27,567円
	尾張横須賀	738円	31,961円
	篠島	1,547円	12,976円
	日間賀	675円	33,179円
	小原	119円	16,862円
	小渡	559円	19,595円
	東栄	468円	9,789円
	稲武	453円	13,846円
	鳳来	518円	12,989円
	菊井	1,662円	26,019円
	足助	976円	14,994円
三重県	片田	256円	8,739円
	高茶屋	772円	42,774円
	一身田	541円	12,899円
	津丸之内第4	488円	30,600円
	四日市B	542円	23,371円
	三ツ谷B	718円	10,295円
	四日市富田	829円	12,239円
	四日市水沢	338円	32,012円
	塩浜	634円	19,806円
	室山	584円	10,396円
	伊勢志摩2	649円	23,101円
	伊勢大湊	542円	12,787円
	松阪港	759円	26,106円
	松阪南	411円	20,389円
	松阪新座	543円	12,889円
	桑名	506円	22,306円
	七和	738円	11,082円
	伊賀上野	710円	30,469円
	鈴鹿B館	929円	38,411円
	鈴鹿白子	458円	24,820円
	庄野	555円	8,003円
	名張	592円	18,249円
	尾鷲	1,010円	30,640円
	三重亀山	256円	10,595円
	鳥羽	382円	11,442円
	鳥羽第2	382円	25,820円
	熊野第二	1,237円	11,054円
	久居	531円	17,071円
	真弁	373円	23,130円
	菟野	586円	8,287円
	三重関	264円	22,415円
	伊勢大湊	258円	30,022円
	大台	357円	17,695円
	阿児	597円	22,568円
	津丸之内第3	488円	22,704円
	小山田	312円	17,582円
	県	321円	12,823円
	保々	301円	32,523円
	下野	573円	23,142円
	伊勢豊浜	260円	18,195円
	伊勢南	336円	22,521円
	天名	283円	20,824円
	伊勢若松	497円	24,204円
	東員	213円	32,980円
	河芸	417円	20,531円
	多気	176円	26,001円

	上横須賀	656円	18,123円
	三好ヶ丘	1,148円	22,020円
	豊田藤岡	576円	10,928円
	三河一宮	1,746円	18,633円
	小坂井	574円	6,225円
	東海茶東西	5,518円	27,011円
	豊橋	580円	29,734円
	南海部	467円	9,465円
	木場	612円	18,355円
	鍋田	311円	16,924円
	八開	299円	19,239円
	南知多	503円	9,658円
	師崎	345円	13,381円
	愛知豊浜	542円	10,106円
	愛知美浜	321円	9,910円
	野間	759円	29,010円
	吉良	595円	10,577円
	幡豆	2,613円	14,254円
	豊富	319円	15,700円
	下山	91円	11,878円
	鳳来大野	1,212円	6,672円
	愛知野田	266円	10,990円
	赤羽根	270円	20,595円
	伊良湖岬	215円	18,772円
	刈谷安城	694円	19,382円
	尾張横須賀	654円	24,190円
	篠島	1,263円	10,962円
	日間賀	555円	33,378円
	小原	108円	14,532円
	小渡	480円	15,823円
	東栄	461円	8,644円
	稲武	394円	11,452円
	鳳来	445円	10,484円
	菊井	1,572円	23,781円
	足助	902円	13,301円
三重県	片田	236円	7,614円
	高茶屋	719円	43,103円
	一身田	523円	11,583円
	津丸之内第4	462円	25,630円
	四日市B	532円	14,427円
	三ツ谷B	623円	9,029円
	四日市富田	791円	11,172円
	四日市水沢	311円	19,695円
	塩浜	608円	17,833円
	室山	570円	9,044円
	伊勢志摩2	586円	22,137円
	伊勢大湊	497円	10,917円
	松阪港	657円	24,699円
	松阪南	333円	17,734円
	松阪新座	498円	6,262円
	桑名	469円	19,615円
	七和	714円	9,635円
	伊賀上野	617円	28,341円
	鈴鹿B館	849円	33,382円
	鈴鹿白子	446円	21,947円
	庄野	511円	7,904円
	名張	531円	13,735円
	尾鷲	927円	29,855円
	三重亀山	232円	8,797円
	鳥羽	334円	11,259円
	鳥羽第2	334円	23,756円
	熊野第二	1,040円	9,696円
	久居	478円	15,018円
	真弁	345円	21,355円
	菟野	562円	6,977円
	三重関	237円	20,688円
	伊勢大湊	236円	14,340円
	大台	284円	15,263円
	阿児	563円	20,211円
	津丸之内第3	462円	19,347円
	小山田	303円	16,265円
	県	306円	11,283円
	保々	293円	30,030円
	下野	551円	11,522円
	伊勢豊浜	230円	16,834円
	伊勢南	290円	21,378円
	天名	246円	10,150円
	伊勢若松	477円	15,887円
	東員	207円	30,045円
	河芸	389円	18,882円
	多気	166円	23,263円

高野尾	147円	33,107円
備田	443円	14,755円
伊勢寺	419円	16,065円
松阪東黒部	341円	27,268円
松阪大石	145円	21,072円
桑名深谷	466円	15,597円
三重上野南	179円	74,202円
石薬師	250円	22,193円
三重長沢	223円	28,816円
比奈知	266円	43,710円
桔梗ヶ丘第一	639円	25,021円
賀田	257円	29,175円
北輪内	666円	20,994円
野登	131円	27,126円
三重長岡	156円	39,123円
答志島	516円	18,287円
柳原	96円	18,367円
多度	199円	19,464円
伊勢長島	717円	15,508円
北勢	423円	9,347円
大安	151円	26,652円
朝明	180円	37,349円
四日市楠	598円	13,407円
四日市朝日	449円	14,564円
椋本	168円	15,578円
安濃	172円	23,287円
一志	209円	15,588円
三重白山	96円	57,221円
三重嬉野	224円	13,741円
三雲	351円	12,406円
明和	374円	8,538円
伊勢玉城	456円	15,276円
伊勢二見	470円	20,242円
内城田	686円	19,741円
伊賀	192円	11,082円
伊賀平田	247円	67,383円
三重青山	145円	14,035円
大王	397円	8,504円
三重志摩	453円	25,652円
甲賀	645円	14,143円
紀伊長島	743円	12,910円
三重御浜	503円	14,695円
大安東	285円	15,973円
三重藤原	337円	17,315円
三重美里	362円	27,180円
香良洲	373円	13,140円
飯南	464円	30,604円
柳原	325円	28,908円
勢和	457円	22,490円
三重萩原	389円	30,472円
宿田曾	579円	28,837円
五ヶ所	458円	29,764円
南海	337円	13,039円
鳥ヶ原	159円	20,565円
浜島	434円	26,229円
安乗	459円	29,207円
三重磯部	327円	24,622円
三重九鬼	299円	34,362円
三重飛鳥	402円	19,782円
新鹿	277円	19,821円
二木島	568円	38,031円
美杉	352円	21,293円
三重奥津	331円	34,959円
飯高	508円	18,526円
伊勢志摩3	649円	34,796円
菅島	1,207円	48,328円
飯高川俣	237円	35,630円
阿山	108円	18,497円
矢口桂城	551円	34,967円
紀宝鶴殿	973円	18,742円
入鹿	214円	19,119円
海山	1,182円	21,624円
滋賀大津	991円	50,199円
堅田2	961円	24,827円
滋賀瀬田	1,137円	38,972円
石山	617円	17,866円
大津坂本2	1,078円	10,753円
におの浜	1,677円	46,255円
彦根3	645円	42,393円
河瀬	381円	14,621円
稲枝	386円	8,344円

滋賀県

高野尾	113円	20,765円
備田	432円	12,876円
伊勢寺	412円	14,932円
松阪東黒部	298円	25,594円
松阪大石	125円	19,683円
桑名深谷	443円	14,134円
三重上野南	151円	65,601円
石薬師	232円	15,972円
三重長沢	193円	25,198円
比奈知	361円	38,596円
桔梗ヶ丘第一	624円	22,737円
賀田	251円	26,416円
北輪内	564円	17,161円
野登	113円	26,478円
三重長岡	124円	35,098円
答志島	359円	16,134円
柳原	85円	17,008円
多度	184円	17,075円
伊勢長島	679円	15,264円
北勢	413円	7,794円
大安	139円	12,365円
朝明	168円	35,451円
四日市楠	583円	12,174円
四日市朝日	440円	12,939円
椋本	223円	13,290円
安濃	238円	20,107円
一志	171円	10,903円
三重白山	82円	55,682円
三重嬉野	194円	12,553円
三雲	314円	10,949円
明和	349円	9,617円
伊勢玉城	444円	13,057円
伊勢二見	442円	17,825円
内城田	623円	16,788円
伊賀	176円	9,722円
伊賀平田	207円	59,094円
三重青山	342円	11,748円
大王	362円	7,424円
三重志摩	400円	23,219円
甲賀	561円	12,057円
紀伊長島	596円	11,454円
三重御浜	427円	11,639円
大安東	263円	14,467円
三重藤原	303円	16,105円
三重美里	318円	23,778円
香良洲	350円	11,365円
飯南	387円	16,896円
柳原	291円	14,079円
勢和	413円	19,676円
三重萩原	324円	18,586円
宿田曾	491円	25,827円
五ヶ所	358円	22,701円
南海	282円	11,155円
鳥ヶ原	120円	20,054円
浜島	368円	32,645円
安乗	438円	25,628円
三重磯部	289円	20,178円
三重九鬼	223円	29,783円
三重飛鳥	367円	18,094円
新鹿	231円	17,172円
二木島	441円	33,967円
美杉	280円	16,540円
三重奥津	258円	19,855円
飯高	394円	14,657円
伊勢志摩3	586円	31,194円
菅島	865円	42,747円
飯高川俣	208円	20,238円
阿山	97円	17,868円
矢口桂城	484円	30,778円
紀宝鶴殿	909円	16,212円
入鹿	169円	16,295円
海山	1,015円	19,220円
滋賀大津	1,022円	45,408円
堅田2	892円	21,954円
滋賀瀬田	1,272円	25,522円
石山	586円	13,945円
大津坂本2	965円	10,185円
におの浜	1,658円	37,809円
彦根3	639円	37,016円
河瀬	359円	13,496円
稲枝	373円	8,148円

滋賀県

滋賀長浜	541円	28,412円
近江八幡	724円	30,932円
六枚橋別館	965円	18,623円
八日市	870円	17,255円
草津	617円	33,268円
常盤	337円	15,583円
近江守山	561円	31,055円
守山北	1,080円	25,272円
粟東	650円	40,116円
野洲2	979円	33,145円
甲西	649円	12,985円
水口	346円	18,023円
滋賀甲賀	518円	5,420円
信楽	286円	38,504円
安土	789円	9,213円
近江日野	312円	30,371円
滋賀鶴川	372円	28,872円
五箇荘	606円	15,574円
能登川	829円	22,569円
湖東	89円	12,711円
秦荘	(略)	17,550円
愛知川	190円	17,499円
滋賀多賀	970円	15,044円
滋賀山東	72円	32,052円
米原	817円	12,462円
虎姫	215円	59,512円
滋賀湖北	218円	15,349円
ひわ	399円	23,824円
近江高月	201円	28,113円
木之本	211円	36,717円
今津	206円	22,020円
安曇川	591円	31,481円
高島	421円	15,701円
新旭	246円	31,617円
関ノ津	167円	23,963円
滋賀志賀	258円	20,444円
和弥	187円	13,001円
金勝	500円	7,488円
中主	694円	26,503円
石部	258円	6,771円
下田	551円	24,646円
菩提寺	749円	22,266円
近江甲南	344円	12,444円
滋賀蒲生	92円	15,516円
竜王	78円	31,707円
豊郷	214円	19,074円
甲良	162円	12,834円
醒ヶ井	267円	24,308円
滋賀浅井	379円	27,377円
比叡平	502円	12,415円
小松	317円	102,782円
長浜局舎2	529円	55,684円
土山	306円	18,345円
滋賀大野	154円	24,570円
雲井	164円	16,745円
柏原別館	211円	24,889円
朝日	218円	9,912円
中之郷	391円	28,517円
マキノ沢	286円	21,953円
船木	309円	21,143円
愛東	209円	13,345円
マキノ	284円	32,822円
途中	279円	20,404円
上田上別館	328円	63,513円
滋賀伊吹	142円	9,474円
近江大浦	75円	30,931円
京都府		
紫野	3,703円	19,636円
京都北野	10,278円	13,562円
西陣別館	3,999円	35,755円
賀茂	3,031円	20,984円
京都吉田	3,829円	43,881円
壬生別館	4,062円	16,757円
京都	11,066円	36,855円
祇園	2,441円	31,762円
七条	2,001円	27,354円
京都南	2,497円	40,083円
嵯峨2	2,553円	15,509円
朱雀	2,324円	25,897円
深草	2,554円	17,581円
京都醍醐	2,453円	17,762円
伏見	3,325円	28,475円

滋賀長浜	514円	26,322円
近江八幡	646円	27,858円
六枚橋別館	963円	16,847円
八日市	833円	18,516円
草津	704円	24,804円
常盤	336円	14,766円
近江守山	538円	28,112円
守山北	1,061円	23,378円
粟東	633円	34,892円
野洲2	936円	29,364円
甲西	625円	14,200円
水口	343円	18,341円
滋賀甲賀	480円	13,231円
信楽	273円	38,658円
安土	407円	8,069円
近江日野	287円	27,769円
滋賀鶴川	368円	29,795円
五箇荘	575円	14,374円
能登川	1,016円	25,503円
湖東	92円	11,141円
秦荘	(略)	15,144円
愛知川	183円	19,325円
滋賀多賀	925円	18,422円
滋賀山東	69円	33,866円
米原	836円	11,342円
虎姫	211円	41,089円
滋賀湖北	315円	13,471円
ひわ	323円	21,224円
近江高月	158円	25,361円
木之本	208円	33,967円
今津	229円	20,978円
安曇川	557円	29,566円
高島	426円	13,783円
新旭	242円	29,139円
関ノ津	157円	26,321円
滋賀志賀	230円	18,820円
和弥	169円	12,684円
金勝	629円	7,458円
中主	700円	21,044円
石部	250円	7,237円
下田	529円	14,990円
菩提寺	668円	20,117円
近江甲南	327円	10,821円
滋賀蒲生	95円	2,950円
竜王	75円	14,563円
豊郷	206円	24,582円
甲良	161円	11,153円
醒ヶ井	252円	22,225円
滋賀浅井	362円	24,871円
比叡平	451円	10,379円
小松	293円	95,524円
長浜局舎2	429円	43,363円
土山	294円	27,701円
滋賀大野	148円	20,842円
雲井	158円	16,971円
柏原別館	203円	22,107円
朝日	210円	7,552円
中之郷	330円	25,224円
マキノ沢	266円	19,316円
船木	285円	29,332円
愛東	201円	11,779円
マキノ	261円	29,118円
途中	235円	17,674円
上田上別館	322円	56,818円
滋賀伊吹	132円	13,493円
近江大浦	60円	27,279円
京都府		
紫野	3,350円	18,155円
京都北野	9,678円	12,253円
西陣別館	3,899円	37,870円
賀茂	2,941円	18,619円
京都吉田	3,660円	38,775円
壬生別館	3,892円	14,979円
京都	11,250円	32,780円
祇園	2,195円	28,625円
七条	1,990円	32,876円
京都南	2,367円	32,396円
嵯峨2	2,558円	13,470円
朱雀	2,455円	24,362円
深草	2,405円	12,829円
京都醍醐	2,265円	15,569円
伏見	3,147円	28,440円

淀	1,351円	17,044円
山科	1,975円	25,120円
京都桂	3,005円	32,190円
大原野	1,445円	19,021円
前田	805円	10,774円
福知山	2,139円	37,425円
京都舞鶴	937円	20,254円
舞鶴西	568円	28,895円
綾部	1,187円	21,321円
宇治2	1,593円	22,980円
京都新田	1,964円	23,553円
宮津	456円	33,849円
亀岡	1,673円	19,404円
城陽	1,070円	19,230円
京都西山	5,808円	22,507円
長岡京	3,587円	47,385円
京都八幡	1,047円	14,694円
山城田辺	1,064円	28,494円
精華2	1,174円	22,332円
園部	1,307円	20,522円
岩滝	359円	10,576円
加悦谷	145円	16,111円
峰山	263円	21,526円
丹後大宮	141円	23,958円
網野	479円	29,560円
鞍馬	1,276円	25,710円
木幡	1,538円	17,313円
山城木津	1,369円	22,522円
福知山上川口	430円	17,868円
宮前	304円	14,217円
井手	586円	27,068円
山城町	688円	17,234円
山城加茂	805円	23,744円
京都八木	1,232円	14,577円
丹波町	350円	25,799円
京都弥栄	472円	30,539円
京都吉田別館	3,830円	29,201円
山城大原	307円	42,379円
祇園別館	2,035円	23,337円
八田	134円	32,742円
三和	232円	23,004円
朱雀・桂2	3,005円	17,316円
何北	111円	27,465円
天ノ橋立	303円	33,007円
和東	139円	21,837円
京北	788円	14,992円
京都美山	541円	25,610円
京都下山	372円	18,109円
京都日吉	434円	17,156円
瑞穂	278円	11,796円
和知	385円	48,445円
夜久野	114円	21,402円
丹後木津	590円	37,399円
丹後町	502円	29,846円
神野	396円	30,974円
久美浜	771円	34,475円
舞鶴八雲2	123円	184,466円
宇治田原	474円	20,752円
舞鶴岡田	203円	31,529円
京都大江	407円	24,644円
平野	238円	31,090円
伊根	142円	48,001円
都島	2,991円	22,420円
此花	1,819円	20,811円
大阪新町新	2,225円	27,079円
西	3,193円	20,090円
大阪港	2,025円	39,891円
大阪大正別館	2,034円	21,500円
天王寺	2,400円	16,204円
大阪桜川	1,414円	31,702円
日本橋北館	2,151円	22,727円
西淀川	1,775円	21,914円
東淀川	3,309円	24,393円
東成	3,698円	21,499円
生野	1,667円	35,353円
巽	1,858円	24,406円
大阪旭	3,089円	23,090円
大阪城東	2,402円	20,953円
鶴野	3,044円	17,357円
桑津	2,468円	19,382円
阿倍野	3,495円	22,378円

大阪府

淀	1,298円	15,272円
山科	1,751円	22,138円
京都桂	3,200円	30,143円
大原野	1,400円	16,748円
前田	753円	11,650円
福知山	1,728円	32,125円
京都舞鶴	1,129円	18,149円
舞鶴西	519円	25,387円
綾部	1,133円	25,170円
宇治2	1,512円	18,531円
京都新田	2,065円	20,412円
宮津	413円	21,671円
亀岡	1,628円	18,530円
城陽	1,052円	16,954円
京都西山	5,633円	20,414円
長岡京	3,094円	42,651円
京都八幡	1,008円	16,514円
山城田辺	1,240円	26,022円
精華2	1,006円	19,525円
園部	1,209円	17,835円
岩滝	321円	9,217円
加悦谷	149円	13,723円
峰山	221円	21,895円
丹後大宮	133円	22,731円
網野	449円	27,277円
鞍馬	1,210円	24,317円
木幡	1,493円	16,549円
山城木津	1,293円	20,337円
福知山上川口	395円	15,456円
宮前	264円	19,824円
井手	529円	23,197円
山城町	670円	17,711円
山城加茂	860円	23,648円
京都八木	1,211円	18,713円
丹波町	336円	22,711円
京都弥栄	437円	31,155円
京都吉田別館	3,660円	25,680円
山城大原	177円	45,719円
祇園別館	1,926円	20,216円
八田	119円	20,543円
三和	208円	13,499円
朱雀・桂2	3,200円	17,686円
何北	89円	19,391円
天ノ橋立	279円	29,334円
和東	130円	19,669円
京北	712円	6,702円
京都美山	504円	21,949円
京都下山	324円	15,147円
京都日吉	401円	14,525円
瑞穂	239円	13,776円
和知	329円	24,412円
夜久野	100円	18,757円
丹後木津	544円	32,672円
丹後町	468円	28,809円
神野	353円	30,618円
久美浜	753円	27,813円
舞鶴八雲2	113円	203,453円
宇治田原	472円	18,591円
舞鶴岡田	195円	20,682円
京都大江	381円	22,297円
平野	220円	24,764円
伊根	124円	43,367円
都島	2,492円	31,039円
此花	1,663円	27,515円
大阪新町新	2,391円	26,932円
西	2,967円	20,240円
大阪港	1,814円	36,189円
大阪大正別館	1,805円	19,211円
天王寺	2,320円	14,594円
大阪桜川	1,511円	37,577円
日本橋北館	2,038円	20,168円
西淀川	1,673円	19,151円
東淀川	3,087円	46,789円
東成	3,444円	18,745円
生野	1,643円	23,307円
巽	1,675円	21,709円
大阪旭	2,787円	20,565円
大阪城東	2,251円	22,541円
鶴野	2,732円	19,720円
桑津	2,328円	17,756円
阿倍野	3,403円	19,926円

大阪府

長居	4,146円	30,622円
大阪住吉	2,769円	20,542円
天下茶屋	2,067円	12,159円
大阪淀川3	1,879円	60,965円
大阪三国	2,018円	22,770円
大阪鶴見	4,758円	28,190円
住之江	3,061円	20,231円
南港	1,307円	34,359円
大阪平野	3,223円	27,440円
北平野	2,377円	10,914円
大阪北	2,458円	34,325円
北	2,911円	20,566円
堀川	3,743円	33,132円
豊崎	4,188円	28,906円
高津	2,576円	24,593円
大阪東	2,470円	38,238円
大阪中央ビル	4,201円	55,613円
塚	2,166円	28,381円
大阪石津	1,971円	19,130円
金岡	2,461円	17,010円
鳳	1,690円	25,479円
浜寺	2,143円	14,288円
登美丘	5,058円	20,462円
泉北	1,717円	20,682円
深井	1,836円	16,920円
初芝	2,051円	6,785円
南大阪2	1,442円	15,859円
東岸和田	3,392円	28,572円
山直	961円	5,047円
豊中	3,656円	27,685円
服部	3,584円	15,562円
庄内	3,190円	19,744円
池田石橋	2,986円	15,617円
池田別館	3,282円	20,875円
西吹田	2,617円	21,444円
吹田	1,792円	10,743円
千里	2,652円	20,443円
万国博	2,798円	13,863円
泉大津	1,704円	17,799円
高槻	2,000円	28,518円
南高槻	2,203円	22,381円
茨木富田	1,315円	14,194円
安岡寺	2,432円	26,218円
上牧	1,875円	21,921円
水間	678円	12,984円
大阪守口	1,779円	24,628円
枚方	2,216円	33,995円
枚野	3,515円	17,443円
中宮	2,113円	20,059円
香里丘	1,771円	23,495円
津田	1,822円	25,300円
香里	4,645円	12,849円
茨木	2,002円	54,150円
星見	2,858円	26,807円
郡	2,234円	8,765円
平田	2,590円	31,313円
八尾	2,834円	13,967円
志紀	2,398円	26,480円
千塚	1,701円	15,218円
泉佐野	913円	25,557円
大阪田尻	624円	30,988円
日根野2	714円	24,254円
富田林	799円	18,740円
金剛	3,471円	9,306円
佐備	2,329円	29,566円
寝屋川	1,542円	22,244円
池田	2,769円	23,657円
河内長野	2,178円	18,673円
三日月町	1,646円	17,285円
大阪松原	2,552円	28,660円
大阪大東	2,690円	25,495円
大阪和泉	1,408円	15,312円
三林	1,264円	8,150円
箕面	3,807円	23,411円
白鳥	2,229円	17,509円
柏原	1,656円	15,538円
柏原国分	1,442円	18,649円
羽曳野	1,276円	14,386円
門真	2,373円	12,977円
大和田	1,474円	13,557円
摂津	2,350円	16,777円

長居	3,845円	31,478円
大阪住吉	2,601円	18,385円
天下茶屋	1,966円	11,229円
大阪淀川3	1,795円	54,417円
大阪三国	1,950円	20,889円
大阪鶴見	4,303円	15,842円
住之江	2,845円	20,717円
南港	1,423円	29,775円
大阪平野	3,002円	25,998円
北平野	2,271円	10,262円
大阪北	2,627円	31,390円
北	2,692円	30,084円
堀川	3,473円	31,118円
豊崎	4,146円	27,204円
高津	2,396円	23,982円
大阪東	2,299円	35,182円
大阪中央ビル	3,902円	50,397円
塚	1,854円	26,795円
大阪石津	1,788円	20,383円
金岡	2,243円	16,081円
鳳	1,803円	31,980円
浜寺	1,982円	12,740円
登美丘	4,884円	13,157円
泉北	1,587円	18,546円
深井	1,691円	14,990円
初芝	1,843円	6,108円
南大阪2	1,353円	14,226円
東岸和田	2,941円	25,999円
山直	856円	4,542円
豊中	3,365円	28,740円
服部	3,244円	17,201円
庄内	3,106円	17,270円
池田石橋	2,743円	14,135円
池田別館	3,017円	18,598円
西吹田	2,700円	19,514円
吹田	1,716円	11,959円
千里	2,700円	18,937円
万国博	2,610円	10,369円
泉大津	1,627円	15,458円
高槻	1,987円	34,954円
南高槻	2,146円	19,536円
茨木富田	1,313円	16,706円
安岡寺	2,174円	24,316円
上牧	1,805円	28,624円
水間	650円	7,311円
大阪守口	1,714円	35,858円
枚方	1,975円	33,636円
枚野	3,298円	14,506円
中宮	1,936円	17,482円
香里丘	1,604円	20,976円
津田	1,792円	22,801円
香里	4,200円	11,411円
茨木	1,848円	51,198円
星見	2,607円	26,412円
郡	2,092円	8,126円
平田	2,277円	27,802円
八尾	2,616円	12,391円
志紀	2,325円	23,749円
千塚	1,571円	13,650円
泉佐野	906円	22,527円
大阪田尻	593円	30,948円
日根野2	679円	21,130円
富田林	783円	29,203円
金剛	3,443円	8,189円
佐備	1,955円	25,945円
寝屋川	1,430円	22,614円
池田	2,397円	22,125円
河内長野	1,974円	16,963円
三日月町	1,336円	14,834円
大阪松原	2,280円	26,590円
大阪大東	2,649円	23,978円
大阪和泉	1,395円	17,887円
三林	1,177円	7,297円
箕面	3,679円	21,398円
白鳥	2,111円	15,978円
柏原	1,613円	13,756円
柏原国分	1,365円	19,604円
羽曳野	1,337円	12,338円
門真	2,084円	13,111円
大和田	1,353円	11,675円
摂津	2,042円	14,512円

淀川鳥飼	1,847円	22,028円
高砂	787円	20,405円
藤井寺	1,725円	27,197円
東大阪	2,772円	28,053円
北布施	2,632円	18,315円
大阪河内	2,222円	21,762円
枚岡	2,847円	22,234円
鴻池	1,878円	22,203円
泉南	820円	8,805円
四条畷	3,180円	15,109円
交野	2,352円	21,098円
大阪狭山	1,619円	18,283円
大阪尾崎	731円	16,477円
山崎	1,512円	14,564円
熊取	785円	7,708円
大阪岬	653円	21,908円
太子別館	781円	8,655円
美原	1,165円	13,368円
土佐堀	3,727円	30,351円
北浜R T	4,786円	15,388円
島之内南	3,374円	81,013円
西面	2,152円	20,893円
大岩	437円	12,772円
寝屋川高宮	2,892円	40,454円
大阪内田	892円	7,715円
箆作	560円	14,512円
豊中吉川	2,234円	33,712円
河南	268円	7,191円
内畑	213円	16,777円
大阪横山	213円	25,695円
多奈川	309円	22,395円
赤阪	384円	33,135円
茨木2	2,002円	15,969円
茨木3	2,002円	20,692円
田原別館	624円	29,195円
東能勢	505円	56,425円
野間中	251円	29,145円
能勢	322円	23,357円
淡輪	492円	24,859円
兵庫御影	3,821円	43,259円
御影営業所	3,821円	43,585円
東灘	2,506円	17,429円
灘2	3,278円	7,619円
湊川	2,362円	27,660円
兵庫	1,798円	22,353円
神戸西	1,352円	30,547円
須磨	2,858円	17,906円
妙法寺	2,821円	13,084円
名谷	2,058円	21,729円
舞子	1,900円	13,426円
福田	2,388円	20,064円
塩屋	2,193円	15,406円
鈴蘭台	1,103円	23,953円
有馬	1,647円	19,576円
有馬温泉	789円	11,942円
山田2	756円	24,046円
北神別館	538円	78,156円
神戸港	2,943円	107,744円
葦合	1,705円	19,013円
港島	2,248円	41,904円
兵庫三宮	3,859円	33,745円
神戸中電	3,000円	29,349円
岩岡	1,817円	7,875円
神出	181円	9,371円
戸谷	179円	31,706円
押部谷	219円	8,939円
伊川谷	1,381円	21,513円
姫路	1,039円	25,109円
姫路西	1,653円	30,243円
飾磨	911円	24,017円
広畑	763円	15,980円
網干	1,050円	13,014円
姫路白浜	1,137円	7,950円
御着	823円	7,040円
飾西	1,088円	18,629円
太市	847円	69,281円
兵庫姫路	1,143円	15,689円
尼崎	1,909円	52,273円
尼崎西	2,476円	17,491円
尼崎東	2,574円	18,628円
尼崎北	3,289円	17,264円

兵庫県

淀川鳥飼	1,591円	20,006円
高砂	714円	17,743円
藤井寺	1,705円	14,511円
東大阪	2,699円	26,679円
北布施	2,507円	15,877円
大阪河内	2,135円	19,402円
枚岡	2,650円	19,469円
鴻池	1,855円	11,105円
泉南	810円	7,535円
四条畷	2,723円	13,544円
交野	2,068円	19,070円
大阪狭山	1,545円	9,986円
大阪尾崎	688円	26,849円
山崎	1,920円	13,592円
熊取	762円	16,547円
大阪岬	621円	3,337円
太子別館	793円	4,664円
美原	1,052円	10,226円
土佐堀	3,454円	27,819円
北浜R T	4,494円	14,055円
島之内南	3,136円	75,025円
西面	1,822円	17,882円
大岩	421円	11,679円
寝屋川高宮	2,274円	35,974円
大阪内田	877円	6,467円
箆作	518円	20,872円
豊中吉川	2,040円	30,522円
河南	272円	6,066円
内畑	209円	15,019円
大阪横山	198円	24,014円
多奈川	313円	19,793円
赤阪	364円	30,560円
茨木2	1,848円	15,920円
茨木3	1,848円	18,488円
田原別館	593円	26,629円
東能勢	461円	50,591円
野間中	217円	34,076円
能勢	284円	23,180円
淡輪	475円	22,794円
兵庫御影	3,855円	37,221円
御影営業所	3,855円	38,747円
東灘	2,443円	16,286円
灘2	2,989円	6,430円
湊川	2,129円	23,980円
兵庫	1,834円	18,702円
神戸西	1,358円	27,099円
須磨	2,456円	16,271円
妙法寺	2,549円	12,772円
名谷	1,961円	18,795円
舞子	1,770円	11,481円
福田	2,046円	16,786円
塩屋	2,085円	10,948円
鈴蘭台	1,023円	20,773円
有馬	1,443円	17,285円
有馬温泉	739円	12,396円
山田2	621円	20,987円
北神別館	941円	70,092円
神戸港	2,837円	96,973円
葦合	1,701円	17,429円
港島	2,068円	36,455円
兵庫三宮	3,516円	20,151円
神戸中電	2,703円	24,530円
岩岡	1,776円	8,535円
神出	162円	8,343円
戸谷	160円	28,471円
押部谷	200円	7,753円
伊川谷	1,344円	19,274円
姫路	983円	20,407円
姫路西	1,520円	28,716円
飾磨	841円	22,197円
広畑	729円	13,873円
網干	996円	13,142円
姫路白浜	1,089円	13,234円
御着	724円	5,644円
飾西	1,021円	16,148円
太市	811円	11,163円
兵庫姫路	1,047円	13,556円
尼崎	1,749円	40,564円
尼崎西	2,230円	18,345円
尼崎東	2,371円	16,641円
尼崎北	3,149円	16,399円

兵庫県

武庫之荘	3,701円	15,271円
明石2	1,995円	31,389円
大久保	1,780円	13,590円
二見	1,200円	15,608円
明石西	1,559円	15,583円
江井ヶ島	994円	18,948円
西宮	3,153円	41,907円
瓦木	3,727円	23,033円
甲子園	3,538円	17,067円
仁川	6,432円	14,220円
夙川	3,444円	8,513円
瓦木南別館	3,601円	38,258円
洲本	844円	21,985円
青屋別館	4,143円	11,260円
伊丹	2,691円	27,077円
兵庫相生	432円	24,511円
豊岡	988円	38,735円
別府	1,075円	22,806円
加古川1	1,591円	20,670円
竜野	592円	24,957円
赤穂	640円	24,025円
西脇別館	516円	22,816円
宝塚	1,671円	17,315円
宝塚別館	2,036円	16,125円
三木	609円	28,115円
兵庫高砂	860円	22,781円
兵庫川西	2,667円	56,361円
兵庫小野	876円	19,569円
兵庫三田	867円	22,495円
加西	772円	25,081円
社	649円	46,833円
播磨八千代	89円	15,505円
福崎	1,096円	19,971円
播磨山崎	934円	11,793円
日高	185円	18,822円
出石	237円	24,371円
浜坂	253円	22,471円
八鹿	681円	29,454円
和田山	766円	24,411円
丹波柏原	268円	25,979円
水上別館	223円	29,429円
春日	190円	45,629円
兵庫津名	339円	13,332円
緑	396円	26,601円
淡路三原	200円	8,765円
西神中央	192円	8,448円
名塩	1,376円	25,567円
宝塚山本	2,229円	49,295円
清和台	1,062円	17,971円
猪名川	272円	12,653円
六甲山	139円	26,589円
仁豊野	191円	10,798円
播磨山田	174円	15,967円
谷内	211円	17,779円
林田	497円	20,693円
淡路由良	402円	5,465円
安平	492円	13,788円
若狹野	189円	19,639円
矢野	188円	26,611円
津居山	268円	12,399円
志方	164円	12,623円
平荘	131円	4,909円
宝殿	2,337円	15,401円
国包	81円	15,994円
神岡	338円	34,533円
揖西	196円	18,285円
西樺	246円	22,030円
坂越	319円	13,895円
有年	278円	22,361円
宝塚西谷	165円	15,609円
口吉川	127円	23,452円
緑ヶ丘	1,899円	11,434円
大塩	787円	10,318円
菅根	1,013円	16,832円
兵庫山下	1,618円	15,529円
多田	1,229円	16,734円
青野ヶ原	102円	31,682円
小田	82円	14,374円
広野	443円	15,698円
相野	155円	66,379円
高平	117円	12,199円

武庫之荘	3,545円	13,082円
明石2	1,985円	28,415円
大久保	1,770円	10,223円
二見	1,152円	14,382円
明石西	1,433円	13,769円
江井ヶ島	1,085円	16,738円
西宮	2,922円	38,447円
瓦木	3,258円	17,018円
甲子園	3,339円	14,859円
仁川	5,585円	12,705円
夙川	3,122円	8,219円
瓦木南別館	3,152円	33,385円
洲本	718円	16,038円
青屋別館	3,842円	10,207円
伊丹	2,621円	21,078円
兵庫相生	387円	16,256円
豊岡	873円	29,703円
別府	1,028円	23,006円
加古川1	1,429円	18,392円
竜野	552円	22,077円
赤穂	616円	21,813円
西脇別館	497円	20,443円
宝塚	1,539円	15,935円
宝塚別館	1,733円	14,815円
三木	589円	7,984円
兵庫高砂	745円	20,175円
兵庫川西	2,276円	34,655円
兵庫小野	810円	14,709円
兵庫三田	783円	23,994円
加西	733円	22,419円
社	614円	43,962円
播磨八千代	82円	4,288円
福崎	1,016円	17,656円
播磨山崎	915円	11,119円
日高	188円	15,900円
出石	337円	23,324円
浜坂	283円	18,312円
八鹿	399円	26,375円
和田山	727円	22,279円
丹波柏原	170円	23,090円
水上別館	208円	25,472円
春日	155円	6,668円
兵庫津名	323円	11,736円
緑	356円	24,492円
淡路三原	175円	7,286円
西神中央	174円	7,721円
名塩	1,153円	22,483円
宝塚山本	2,266円	51,650円
清和台	882円	15,704円
猪名川	252円	9,620円
六甲山	132円	24,616円
仁豊野	181円	9,545円
播磨山田	161円	5,929円
谷内	202円	7,514円
林田	466円	9,452円
淡路由良	333円	4,763円
安平	438円	11,606円
若狹野	182円	18,698円
矢野	178円	21,962円
津居山	235円	10,678円
志方	151円	13,099円
平荘	125円	5,642円
宝殿	2,129円	14,741円
国包	78円	14,156円
神岡	288円	29,948円
揖西	171円	18,134円
西樺	247円	12,144円
坂越	295円	18,344円
有年	256円	21,833円
宝塚西谷	138円	14,509円
口吉川	116円	18,953円
緑ヶ丘	1,733円	10,303円
大塩	766円	8,519円
菅根	1,083円	14,222円
兵庫山下	1,379円	20,775円
多田	1,151円	22,245円
青野ヶ原	87円	26,994円
小田	75円	4,606円
広野	430円	5,612円
相野	141円	62,219円
高平	104円	10,454円

北条賀茂	96円	25,434円
姫路下里	81円	14,381円
在田	330円	9,744円
和泉	101円	23,221円
富合	102円	17,216円
中野	337円	5,781円
滝野	763円	41,786円
稲美	164円	12,079円
母里	43円	8,603円
兵庫市川	746円	31,917円
香寺	1,002円	14,985円
揖保川	795円	9,584円
太子	830円	8,169円
上郡	323円	19,644円
佐用	811円	19,038円
村岡	424円	24,887円
兵庫養父	169円	11,081円
朝来	648円	28,208円
氷上	223円	16,791円
山南	116円	5,296円
篠山	443円	26,250円
篠山城東	176円	7,298円
篠山福住	156円	7,399円
兵庫宮田	178円	14,999円
丹南	602円	59,826円
古市	302円	9,980円
今田	222円	14,959円
淡路阿万	143円	16,092円
木津	154円	15,408円
加古川吉川	159円	16,265円
吉川西	211円	17,334円
兵庫鴨川	130円	22,433円
上久米	87円	28,738円
兵庫東条	126円	12,984円
中東条	117円	12,891円
中町	293円	16,855円
加美	72円	21,068円
杉原谷	50円	15,117円
黒田庄	72円	22,524円
家島	301円	22,106円
家島坊勢	251円	45,180円
夢前	218円	24,389円
菅野	215円	16,446円
粟賀	521円	12,654円
瀬加	398円	16,862円
鶴居	705円	16,793円
寺前	145円	22,502円
播磨新宮	586円	20,331円
香島	134円	15,555円
播磨御津	1,458円	11,986円
船坂	101円	20,539円
上月	125円	29,199円
久崎	70円	24,313円
徳久	122円	17,396円
三日月	217円	16,747円
安富	195円	21,511円
播磨一宮	167円	10,156円
三方	112円	17,713円
波賀	94円	13,537円
播磨千種	59円	13,178円
城崎	1,411円	14,393円
竹野	272円	23,144円
香住	410円	16,782円
神鍋	78円	18,386円
粟山	89円	23,799円
但東中山	136円	31,991円
小代	177円	34,151円
湯村	212円	12,547円
大屋	102円	20,124円
関宮	257円	25,741円
兵庫生野	267円	22,492円
竹田	135円	29,492円
兵庫山東	135円	20,722円
青垣	101円	17,712円
東中	91円	19,518円
西脇和田	82円	9,873円
市島	128円	25,362円
中竹田	81円	15,639円
生種	167円	18,058円
淡路岩屋	477円	5,997円
北淡	364円	36,454円

北条賀茂	88円	22,667円
姫路下里	78円	4,502円
在田	321円	8,391円
和泉	90円	11,296円
富合	98円	15,090円
中野	314円	18,721円
滝野	664円	39,671円
稲美	165円	10,790円
母里	34円	9,415円
兵庫市川	672円	17,596円
香寺	900円	17,685円
揖保川	772円	7,992円
太子	811円	7,824円
上郡	297円	16,922円
佐用	737円	20,905円
村岡	609円	21,564円
兵庫養父	151円	7,417円
朝来	703円	25,733円
氷上	208円	14,921円
山南	115円	3,866円
篠山	399円	12,005円
篠山城東	157円	10,924円
篠山福住	138円	6,150円
兵庫宮田	155円	12,504円
丹南	588円	55,648円
古市	277円	8,381円
今田	202円	12,566円
淡路阿万	136円	13,951円
木津	142円	12,995円
加古川吉川	154円	14,649円
吉川西	203円	6,681円
兵庫鴨川	95円	21,585円
上久米	80円	23,934円
兵庫東条	108円	10,921円
中東条	103円	10,852円
中町	278円	7,119円
加美	70円	10,451円
杉原谷	53円	5,095円
黒田庄	69円	10,775円
家島	376円	19,212円
家島坊勢	264円	38,943円
夢前	205円	21,105円
菅野	194円	5,004円
粟賀	482円	10,659円
瀬加	366円	5,789円
鶴居	618円	5,745円
寺前	92円	20,176円
播磨新宮	744円	10,311円
香島	130円	6,213円
播磨御津	1,398円	10,985円
船坂	89円	17,092円
上月	93円	24,359円
久崎	126円	21,098円
徳久	105円	20,120円
三日月	198円	5,693円
安富	173円	20,422円
播磨一宮	174円	9,479円
三方	102円	16,857円
波賀	91円	11,409円
播磨千種	49円	10,964円
城崎	1,285円	12,473円
竹野	295円	20,753円
香住	370円	14,796円
神鍋	94円	15,859円
粟山	88円	20,507円
但東中山	115円	27,710円
小代	184円	29,867円
湯村	228円	10,782円
大屋	93円	18,694円
関宮	227円	22,183円
兵庫生野	244円	20,539円
竹田	160円	28,134円
兵庫山東	125円	18,749円
青垣	92円	15,089円
東中	85円	17,754円
西脇和田	80円	9,140円
市島	112円	22,245円
中竹田	73円	15,511円
生種	159円	16,771円
淡路岩屋	452円	9,858円
北淡	351円	32,905円

	粉河	568円	8,678円
	桃山	234円	54,942円
	真志川	291円	25,397円
	高野口	503円	35,867円
	太地	454円	14,904円
	和佐	214円	22,272円
	三輪崎	561円	34,868円
	下津	647円	12,800円
	野上	883円	7,124円
	那賀	460円	16,132円
	九度山	466円	34,543円
	和歌山吉備	829円	19,947円
	上宮田	278円	20,032円
	那智勝浦	497円	26,370円
	和歌山加太	592円	23,089円
	糸莪	482円	26,281円
	名田	794円	22,543円
	美里	764円	17,394円
	金屋	1,201円	20,557円
	印南	1,435円	22,788円
	田辺下里	545円	27,249円
	宇久井	330円	26,501円
	本宮	425円	19,831円
	和歌山由良	259円	29,495円
	日置川	311円	27,805円
	富貴	305円	21,051円
	和歌山清水	929円	29,252円
	和歌山日高	798円	36,610円
	南部川	907円	21,293円
	すさみ	473円	22,709円
	古座	515円	26,121円
鳥取県	鳥取寺町2	877円	21,093円
	鳥取賀露	665円	47,128円
	鳥取叶	168円	22,105円
	米子3	738円	31,651円
	米子巖	469円	17,839円
	米子河崎	237円	19,901円
	倉吉	607円	24,888円
	倉吉上井	1,120円	40,654円
	境港	276円	10,549円
	郡家	254円	38,316円
	三朝	677円	40,492円
	岸本	636円	26,647円
	根雨	332円	16,061円
	末恒	611円	17,424円
	米子大篠津	97円	39,349円
	米子福市	336円	84,469円
	倉吉福光	81円	45,217円
	境港余子	162円	27,218円
	岩美	199円	15,867円
	浜村	105円	18,490円
	青谷	185円	29,065円
	羽合	188円	27,654円
	倉吉泊	166円	16,331円
	倉吉松崎	195円	56,606円
	倉吉北条	131円	17,208円
	東伯	142円	15,487円
	西伯	600円	31,953円
	淀江	252円	34,174円
	用瀬	132円	21,638円
	智頭	277円	13,321円
	鳥取鹿野	142円	16,307円
	会見	331円	28,796円
	米子大山	235円	16,460円
	大山寺	400円	43,492円
	溝口	511円	30,982円
	河原	108円	45,269円
由良	135円	14,022円	
東伯赤碓	170円	30,517円	
御来屋	346円	28,447円	
若桜	112円	31,557円	
生山	478円	36,784円	
八東	297円	16,278円	
関金	55円	17,947円	
倉吉下市	416円	24,563円	
鳥根県	松江	449円	33,314円
	松江古江	1,088円	16,310円
	鳥根浜田	479円	34,680円
	出雲	669円	27,360円
	益田	298円	15,638円
	石見大田	233円	10,140円

	粉河	495円	7,420円
	桃山	211円	50,626円
	真志川	251円	22,413円
	高野口	418円	30,071円
	太地	391円	12,936円
	和佐	189円	19,387円
	三輪崎	529円	31,003円
	下津	631円	11,217円
	野上	719円	17,107円
	那賀	403円	16,065円
	九度山	394円	31,300円
	和歌山吉備	813円	18,129円
	上宮田	238円	19,717円
	那智勝浦	402円	24,560円
	和歌山加太	534円	19,347円
	糸莪	470円	23,584円
	名田	696円	18,567円
	美里	517円	17,609円
	金屋	981円	18,355円
	印南	1,301円	20,162円
	田辺下里	426円	24,202円
	宇久井	275円	23,634円
	本宮	428円	19,991円
	和歌山由良	231円	26,435円
	日置川	266円	24,846円
	富貴	241円	16,508円
	和歌山清水	788円	26,042円
	和歌山日高	794円	32,717円
	南部川	843円	19,262円
	すさみ	418円	21,575円
	古座	415円	23,187円
鳥取県	鳥取寺町2	937円	31,301円
	鳥取賀露	693円	41,054円
	鳥取叶	154円	14,833円
	米子3	689円	31,684円
	米子巖	446円	16,730円
	米子河崎	214円	17,712円
	倉吉	513円	22,143円
	倉吉上井	940円	20,385円
	境港	206円	8,737円
	郡家	235円	35,954円
	三朝	601円	37,794円
	岸本	583円	31,591円
	根雨	446円	28,648円
	末恒	533円	14,530円
	米子大篠津	96円	20,545円
	米子福市	300円	6,266円
	倉吉福光	79円	12,469円
	境港余子	137円	24,276円
	岩美	153円	14,705円
	浜村	101円	18,396円
	青谷	162円	20,565円
	羽合	174円	24,353円
	倉吉泊	124円	14,805円
	倉吉松崎	172円	53,485円
	倉吉北条	152円	16,065円
	東伯	121円	13,829円
	西伯	635円	29,716円
	淀江	190円	32,506円
	用瀬	105円	21,860円
	智頭	266円	11,759円
	鳥取鹿野	128円	14,109円
	会見	346円	17,103円
	米子大山	215円	16,620円
	大山寺	273円	58,834円
	溝口	527円	18,409円
	河原	93円	11,013円
由良	187円	14,466円	
東伯赤碓	163円	29,424円	
御来屋	330円	17,021円	
若桜	99円	27,807円	
生山	449円	34,564円	
八東	302円	13,934円	
関金	49円	20,063円	
倉吉下市	464円	21,456円	
鳥根県	松江	489円	34,434円
	松江古江	984円	14,644円
	鳥根浜田	435円	31,835円
	出雲	611円	24,281円
	益田	345円	13,825円
	石見大田	242円	8,158円

安来	778円	15,898円
江津	310円	38,299円
出雲平田	493円	30,559円
木次	367円	34,001円
斐川	781円	43,072円
大社	346円	54,257円
川本2	226円	14,522円
西郷	1,057円	16,404円
松江八雲	723円	19,368円
多伎	352円	23,534円
温泉津	495円	23,622円
粕淵	101円	16,380円
都賀	47円	17,538円
川本瑞穂	81円	18,309円
石見	82円	34,842円
桜江	177円	25,800円
金城	116円	21,840円
石見旭	156円	24,472円
匹見	120円	27,199円
津和野	759円	19,942円
海士	129円	19,873円
西ノ島	133円	88,182円
浜田西	463円	12,838円
益田横田	564円	22,093円
益田西	290円	28,932円
益田東	673円	38,443円
安来荒島	492円	18,218円
江津西	447円	19,769円
惠曇	743円	14,627円
美保関	492円	16,474円
揖屋	494円	42,659円
松江玉造	640円	17,195円
宍道	461円	21,680円
島根広瀬	317円	16,521円
伯太	443円	18,064円
仁多	279円	11,557円
出雲横田	240円	34,584円
木次加茂	250円	18,365円
三刀屋	323円	19,129円
仁万	255円	34,857円
浜田三隅	(略)	37,260円
六日市	161円	20,517円
津和野七日市	161円	25,637円
西郷布施	257円	22,706円
西郷五箇	346円	24,539円
都万	474円	22,703円
掛合	419円	13,365円
松江本庄	287円	22,714円
秋鹿	174円	19,784円
神西	375円	24,554円
出雲神原	326円	22,552円
大根島	371円	15,031円
頓原	257円	35,413円
赤来	380円	22,067円
松江馬湯	882円	31,459円
浜田東	448円	35,152円
出雲長浜	377円	29,792円
石見大田三瓶	103円	18,594円
木次大東	406円	16,604円
江津東	122円	24,945円
平田河下	213円	24,545円
岡山県		
岡山東	1,346円	34,017円
岡山西	827円	13,888円
岡山南	1,089円	26,755円
妹尾	678円	10,834円
岡山今村	1,417円	36,340円
興除	330円	46,172円
吉備	1,177円	43,378円
三條2	1,363円	43,291円
岡山長岡	637円	35,667円
西大寺	391円	16,410円
倉敷	504円	32,410円
児島	666円	38,320円
水島	801円	17,942円
玉島	397円	12,660円
新倉敷	1,514円	23,249円
茶屋町	649円	26,825円
倉敷東	706円	20,049円
倉敷西	927円	17,625円
児島琴浦	580円	5,844円
水島東	633円	17,441円

安来	695円	14,636円
江津	299円	24,509円
出雲平田	472円	25,712円
木次	336円	20,486円
斐川	713円	39,684円
大社	331円	50,079円
川本2	197円	13,015円
西郷	919円	39,826円
松江八雲	677円	17,404円
多伎	317円	21,020円
温泉津	455円	23,465円
粕淵	105円	15,000円
都賀	41円	14,410円
川本瑞穂	70円	18,175円
石見	74円	31,382円
桜江	159円	22,292円
金城	108円	19,328円
石見旭	195円	18,381円
匹見	93円	26,407円
津和野	651円	18,054円
海士	141円	16,556円
西ノ島	131円	82,847円
浜田西	425円	18,285円
益田横田	513円	19,540円
益田西	275円	8,735円
益田東	620円	20,567円
安来荒島	481円	15,802円
江津西	407円	17,568円
惠曇	687円	12,124円
美保関	475円	14,893円
揖屋	464円	16,444円
松江玉造	589円	37,653円
宍道	424円	17,599円
島根広瀬	300円	13,631円
伯太	537円	15,045円
仁多	311円	10,341円
出雲横田	244円	18,907円
木次加茂	219円	15,453円
三刀屋	335円	20,049円
仁万	269円	19,506円
浜田三隅	(略)	33,165円
六日市	192円	17,286円
津和野七日市	185円	23,287円
西郷布施	303円	246,901円
西郷五箇	277円	20,233円
都万	418円	22,299円
掛合	352円	12,000円
松江本庄	265円	23,464円
秋鹿	159円	23,211円
神西	365円	21,028円
出雲神原	321円	18,384円
大根島	341円	13,642円
頓原	234円	31,156円
赤来	316円	20,302円
松江馬湯	760円	27,099円
浜田東	410円	21,322円
出雲長浜	349円	31,309円
石見大田三瓶	86円	15,423円
木次大東	400円	19,643円
江津東	102円	21,645円
平田河下	197円	11,837円
岡山県		
岡山東	1,301円	25,913円
岡山西	783円	19,761円
岡山南	1,030円	27,882円
妹尾	667円	8,872円
岡山今村	1,384円	31,442円
興除	308円	17,826円
吉備	1,046円	36,579円
三條2	1,332円	37,335円
岡山長岡	642円	10,921円
西大寺	314円	15,470円
倉敷	508円	29,758円
児島	624円	13,391円
水島	754円	24,992円
玉島	387円	8,701円
新倉敷	1,332円	20,863円
茶屋町	612円	12,690円
倉敷東	663円	18,508円
倉敷西	800円	16,080円
児島琴浦	515円	5,215円
水島東	600円	19,323円

津山	427円	25,456円
津山院庄	391円	10,577円
玉野	495円	22,946円
笠岡	811円	13,476円
笠岡吉浜	530円	28,231円
笠岡西大島	617円	17,004円
井原	868円	19,630円
総社	819円	14,240円
高梁	795円	34,491円
新見	811円	20,709円
備前	269円	13,625円
岡山瀬戸	609円	12,112円
息久	1,124円	7,175円
早島	730円	21,898円
吉備高原	221円	61,063円
美作勝山	444円	12,119円
久世落合	428円	20,424円
久世	625円	12,323円
鏡野	301円	12,644円
日本原	526円	22,788円
美作大原	277円	24,596円
美作	424円	15,407円
岡山高島	1,279円	36,647円
甲浦	520円	30,015円
野谷	396円	15,852円
足守	455円	17,236円
備前一宮	784円	8,891円
備中高松	443円	27,701円
西大寺上南	286円	12,463円
児島郷内	551円	19,213円
玉島黒崎	317円	29,057円
玉野西	518円	15,040円
玉野荘内	829円	26,742円
灘崎	973円	21,831円
金光	786円	15,079円
鴨方	551円	25,061円
真備	626円	14,083円
岡山藤田	434円	21,432円
吉備線路2	1,177円	18,889円
上道	647円	18,413円
児島下津井	495円	54,758円
津山山北	1,132円	28,545円
津山河辺	362円	17,717円
津山一宮	564円	18,126円
玉野山田	884円	18,386円
玉野八浜(略)	23,965円	
総社新本	465円	27,238円
福渡御津	962円	17,815円
福渡	1,344円	26,608円
山陽	544円	8,825円
日生	433円	19,235円
和気	235円	18,183円
長船	916円	16,394円
玉島船穂	512円	21,279円
里庄	457円	17,016円
矢掛	524円	11,923円
成羽	286円	32,996円
高梁川上	379円	12,223円
ひるぜん	108円	33,648円
勝央	382円	7,741円
亀甲	453円	19,228円
福渡旭	190円	26,225円
津山久米	99円	13,076円
檜	296円	17,989円
井原高屋	416円	11,275円
美星	238円	16,307円
哲西	513円	39,109円
湯原	206円	31,518円
美新	35円	29,824円
津山加茂	456円	14,807円
児島塩生	488円	35,776円
笠岡北	351円	18,567円
総社豪漢	674円	22,451円
美袋	155円	21,925円
高倉	281円	23,975円
備前香登	298円	23,969円
備前三石	201円	23,289円
備前伊里	260円	20,159円
加茂川	132円	15,073円
瀬戸万富	745円	36,786円
岡山瀬戸赤坂	685円	26,644円

津山	399円	22,858円
津山院庄	362円	9,585円
玉野	468円	14,183円
笠岡	978円	19,467円
笠岡吉浜	503円	25,400円
笠岡西大島	588円	15,237円
井原	813円	8,976円
総社	756円	13,888円
高梁	708円	50,821円
新見	753円	18,768円
備前	252円	13,273円
岡山瀬戸	574円	10,769円
息久	1,064円	16,327円
早島	713円	19,408円
吉備高原	209円	54,715円
美作勝山	419円	11,824円
久世落合	411円	18,342円
久世	578円	11,520円
鏡野	293円	6,431円
日本原	478円	19,858円
美作大原	226円	22,482円
美作	368円	15,254円
岡山高島	1,261円	21,007円
甲浦	517円	26,556円
野谷	351円	21,705円
足守	449円	31,685円
備前一宮	739円	7,531円
備中高松	431円	24,601円
西大寺上南	275円	11,067円
児島郷内	512円	17,819円
玉島黒崎	297円	36,711円
玉野西	501円	5,790円
玉野荘内	792円	24,279円
灘崎	914円	24,428円
金光	728円	15,332円
鴨方	553円	22,469円
真備	595円	12,400円
岡山藤田	399円	25,561円
吉備線路2	1,046円	17,030円
上道	592円	21,396円
児島下津井	442円	19,538円
津山山北	962円	27,081円
津山河辺	346円	14,832円
津山一宮	526円	19,283円
玉野山田	848円	16,391円
玉野八浜(略)	21,786円	
総社新本	435円	23,731円
福渡御津	876円	17,455円
福渡	1,143円	23,987円
山陽	517円	8,019円
日生	381円	16,955円
和気	170円	34,142円
長船	888円	56,940円
玉島船穂	497円	17,300円
里庄	418円	16,407円
矢掛	560円	11,474円
成羽	294円	29,884円
高梁川上	391円	10,266円
ひるぜん	89円	28,899円
勝央	353円	6,836円
亀甲	423円	16,477円
福渡旭	159円	23,177円
津山久米	148円	11,324円
檜	268円	16,790円
井原高屋	394円	9,459円
美星	245円	15,337円
哲西	550円	49,603円
湯原	175円	26,323円
美新	30円	22,861円
津山加茂	531円	12,274円
児島塩生	445円	32,950円
笠岡北	345円	17,735円
総社豪漢	562円	17,946円
美袋	143円	19,363円
高倉	265円	22,893円
備前香登	282円	22,712円
備前三石	189円	34,883円
備前伊里	255円	17,612円
加茂川	133円	12,463円
瀬戸万富	713円	33,479円
岡山瀬戸赤坂	661円	30,777円

	熊山	367円	27,879円
	鳳匠	989円	21,665円
	吉永	561円	28,902円
	備前佐伯	330円	20,646円
	芳井	102円	22,282円
	賀陽	465円	12,039円
	備中	215円	16,645円
	大佐	229円	15,397円
	英田	333円	32,200円
	福渡弓削	689円	17,894円
	岡山原	1,029円	25,072円
	西大寺神崎	251円	32,694円
	牛窓	1,193円	13,730円
	北房	160円	30,385円
	作東	346円	14,937円
	牟佐	442円	13,502円
	奇島	726円	24,265円
	有漢	151円	15,668円
	柵原	462円	27,774円
広島県	広島西	2,326円	25,773円
	広島南2	2,859円	16,618円
	広島中	4,046円	21,381円
	広島大州	1,823円	30,098円
	宇品	2,227円	20,695円
	広島西蟹屋	1,906円	17,948円
	仁保	2,265円	55,412円
	広島庚午	2,222円	19,752円
	広島三篠	1,541円	13,954円
	安古市	1,251円	22,563円
	安芸祇園	1,653円	21,015円
	可部	877円	24,357円
	高陽	1,025円	19,009円
	海田	1,719円	29,698円
	五日市廿日2	1,680円	18,560円
	呉東	1,208円	19,478円
	呉吉浦	443円	53,115円
	呉大成	553円	34,081円
	郷原	705円	18,251円
	呉2	1,244円	16,449円
	竹原	492円	11,724円
	尾道	633円	8,086円
	尾道高須	671円	27,138円
	尾道美ノ郷	212円	53,269円
	尾道東	1,675円	8,789円
	因島	268円	10,871円
	因島中庄	716円	23,659円
	因島重井	331円	23,938円
	福山	886円	29,205円
	福山東	903円	28,151円
	松永	471円	19,382円
	新福山	1,722円	21,155円
	福山西	657円	13,733円
	福山北	427円	46,544円
	福山水呑	662円	40,714円
	福山南	590円	17,877円
	福山坪生	635円	15,519円
	駅家	640円	35,567円
	福山加茂	394円	54,215円
	福山熊野	274円	17,622円
	府中	1,339円	29,385円
	府中本町	606円	12,366円
	三次	1,467円	24,704円
三次塩町	182円	23,918円	
庄原	789円	17,927円	
東広島	870円	21,881円	
八本松	245円	50,722円	
八本松原	269円	21,074円	
廿日市	1,242円	9,730円	
五日市地御前	843円	45,778円	
江田島	675円	17,311円	
安芸大野1	468円	14,429円	
宮島口	1,349円	17,225円	
安芸吉田	439円	18,179円	
黒瀬	399円	67,087円	
甲山	345円	24,236円	
神辺電話交2	585円	10,775円	
神辺御領	166円	18,373円	
神辺中条	667円	17,963円	
新市	496円	8,324円	
広島中山	1,026円	26,913円	
広島戸坂	1,254円	24,241円	

	熊山	332円	25,976円
	鳳匠	868円	19,355円
	吉永	485円	17,088円
	備前佐伯	280円	17,508円
	芳井	99円	21,141円
	賀陽	436円	10,060円
	備中	184円	16,578円
	大佐	233円	13,146円
	英田	275円	28,258円
	福渡弓削	685円	16,778円
	岡山原	976円	32,614円
	西大寺神崎	231円	20,485円
	牛窓	1,121円	12,199円
	北房	107円	27,024円
	作東	326円	13,266円
	牟佐	425円	10,819円
	奇島	690円	20,882円
	有漢	234円	15,784円
	柵原	419円	25,191円
広島県	広島西	2,264円	21,416円
	広島南2	3,009円	19,661円
	広島中	4,055円	29,996円
	広島大州	1,688円	26,170円
	宇品	2,181円	19,016円
	広島西蟹屋	1,871円	17,694円
	仁保	2,123円	49,726円
	広島庚午	2,542円	18,161円
	広島三篠	1,488円	12,739円
	安古市	1,219円	18,528円
	安芸祇園	1,654円	19,751円
	可部	1,112円	28,670円
	高陽	968円	16,421円
	海田	1,801円	26,130円
	五日市廿日2	1,491円	15,114円
	呉東	1,197円	16,405円
	呉吉浦	378円	19,769円
	呉大成	566円	23,637円
	郷原	602円	14,631円
	呉2	1,169円	13,951円
	竹原	442円	18,845円
	尾道	599円	5,699円
	尾道高須	577円	22,186円
	尾道美ノ郷	387円	48,445円
	尾道東	1,674円	7,759円
	因島	248円	10,322円
	因島中庄	663円	21,056円
	因島重井	322円	21,143円
	福山	862円	23,066円
	福山東	868円	25,519円
	松永	451円	20,148円
	新福山	1,322円	15,016円
	福山西	607円	11,419円
	福山北	520円	64,770円
	福山水呑	602円	36,329円
	福山南	584円	14,667円
	福山坪生	543円	11,450円
	駅家	635円	42,336円
	福山加茂	387円	49,374円
	福山熊野	254円	14,844円
	府中	822円	23,426円
	府中本町	567円	10,762円
	三次	1,303円	19,960円
三次塩町	181円	21,755円	
庄原	707円	15,363円	
東広島	864円	24,322円	
八本松	269円	46,050円	
八本松原	245円	20,455円	
廿日市	1,298円	7,812円	
五日市地御前	746円	41,095円	
江田島	636円	15,056円	
安芸大野1	435円	12,639円	
宮島口	1,434円	15,578円	
安芸吉田	625円	16,268円	
黒瀬	362円	60,830円	
甲山	323円	23,546円	
神辺電話交2	524円	18,089円	
神辺御領	157円	16,577円	
神辺中条	630円	13,325円	
新市	458円	7,580円	
広島中山	910円	28,216円	
広島戸坂	1,253円	21,268円	

安古市安 2	1,553円	22,129円
八木	904円	35,669円
伴	1,363円	52,291円
坂	1,507円	23,164円
福木	894円	22,346円
戸山	564円	20,809円
高陽狩小川	915円	24,716円
白木井原	481円	25,684円
海田畑賀	861円	18,195円
新矢野	1,657円	14,674円
五日廿日寺田	1,191円	16,162円
五日廿日石内	1,714円	24,021円
呉仁方	865円	33,052円
呉焼山	757円	23,295円
大竹	965円	7,983円
志和	134円	47,599円
三永	222円	19,657円
五日廿日宮内	1,553円	31,965円
安芸熊野	911円	47,236円
安佐	159円	24,007円
呉警固屋	699円	23,860円
竹原忠海	526円	23,147円
三原幸崎	1,410円	34,226円
三原長谷	165円	31,952円
松永藤江	273円	40,265円
福山芦田	326円	18,373円
大竹玖波	486円	23,538円
高屋	740円	49,931円
音戸	453円	25,359円
音戸先奥	188円	32,046円
倉橋	623円	21,140円
倉橋室尾	875円	14,943円
安芸佐伯	585円	20,427円
安芸佐伯友和	330円	17,755円
能美	1,139円	40,963円
大柿	422円	14,731円
八千代	1,153円	15,587円
甲田	1,167円	14,513円
東広島福富	261円	27,551円
東広島豊栄	452円	12,927円
甲山大和	312円	22,023円
東広島河内	199円	18,399円
河内河戸	265円	31,116円
本郷	662円	17,176円
安芸津	563円	20,536円
安浦	261円	57,901円
呉川尻	484円	15,838円
瀬戸田	398円	30,945円
久井	(略)	13,563円
尾道向島	1,934円	14,214円
東城	751円	13,886円
尾道三原 2	1,256円	23,332円
宮島	714円	13,290円
御調	150円	29,248円
安佐久地	790円	17,248円
安佐後山	855円	24,898円
可部三人	775円	28,345円
瀬野川	973円	28,838円
瀬野	573円	49,133円
竹原荘野	564円	13,171円
鞆	571円	17,619円
松永本郷	390円	21,127円
庄原山内	128円	23,388円
造賀	172円	20,350円
砂谷	120円	43,173円
沖美	900円	18,224円
加計	266円	11,742円
戸河内	904円	50,790円
大朝	505円	18,839円
広島千代田	376円	51,498円
豊平	432円	19,279円
都志見	334円	17,006円
高宮	254円	21,591円
福山内海	629円	20,618円
沼隈	503円	24,310円
沼隈山南	601円	34,677円
吉舎	104円	17,028円
三良坂	250円	18,499円
郷田	286円	28,172円
新向原	1,746円	153,530円
芸北	255円	34,253円

安古市安 2	1,428円	25,740円
八木	865円	31,652円
伴	1,236円	46,824円
坂	1,447円	20,257円
福木	858円	19,492円
戸山	484円	19,544円
高陽狩小川	832円	22,039円
白木井原	474円	22,171円
海田畑賀	821円	15,138円
新矢野	1,581円	14,444円
五日廿日寺田	1,160円	14,312円
五日廿日石内	1,546円	20,815円
呉仁方	987円	30,015円
呉焼山	692円	19,352円
大竹	883円	7,851円
志和	109円	41,765円
三永	212円	18,468円
五日廿日宮内	1,486円	27,929円
安芸熊野	822円	43,521円
安佐	150円	22,902円
呉警固屋	702円	21,984円
竹原忠海	445円	20,628円
三原幸崎	1,217円	31,027円
三原長谷	150円	28,627円
松永藤江	264円	36,741円
福山芦田	306円	14,921円
大竹玖波	472円	21,089円
高屋	741円	44,204円
音戸	418円	21,230円
音戸先奥	170円	28,997円
倉橋	699円	18,561円
倉橋室尾	837円	12,894円
安芸佐伯	523円	18,666円
安芸佐伯友和	284円	16,179円
能美	1,067円	36,654円
大柿	349円	13,256円
八千代	820円	29,414円
甲田	1,148円	12,727円
東広島福富	227円	19,237円
東広島豊栄	398円	11,136円
甲山大和	240円	20,657円
東広島河内	175円	18,407円
河内河戸	218円	22,094円
本郷	619円	15,338円
安芸津	512円	19,180円
安浦	265円	52,449円
呉川尻	441円	14,254円
瀬戸田	369円	17,657円
久井	(略)	14,995円
尾道向島	1,794円	11,718円
東城	699円	12,185円
尾道三原 2	1,198円	22,957円
宮島	684円	13,258円
御調	151円	23,498円
安佐久地	768円	14,737円
安佐後山	762円	12,683円
可部三人	652円	24,642円
瀬野川	1,004円	25,772円
瀬野	583円	44,814円
竹原荘野	500円	11,410円
鞆	489円	17,513円
松永本郷	365円	18,921円
庄原山内	123円	19,056円
造賀	143円	16,298円
砂谷	98円	35,433円
沖美	698円	20,492円
加計	586円	17,152円
戸河内	619円	37,022円
大朝	466円	17,147円
広島千代田	358円	45,736円
豊平	367円	16,216円
都志見	280円	14,112円
高宮	212円	15,509円
福山内海	538円	17,711円
沼隈	457円	20,965円
沼隈山南	520円	30,804円
吉舎	143円	15,072円
三良坂	258円	16,446円
郷田	238円	24,484円
新向原	1,402円	129,220円
芸北	215円	30,115円

	比和	233円	46,252円
	木江白水	787円	44,712円
	広島似島	376円	26,362円
	三原木原	541円	21,916円
	浦崎	555円	30,648円
	坂小屋浦	1,015円	27,443円
	下蒲刈	645円	13,796円
	湯来	109円	22,265円
	木江大崎	661円	25,163円
	木江	639円	18,941円
	東城三和	301円	27,966円
	上下	320円	50,371円
	三次三和	203円	17,194円
山口県	下関東	451円	19,245円
	下関北	1,144円	22,235円
	下関中	345円	29,012円
	下関西	425円	15,304円
	下関王司	643円	23,926円
	下関勝山	1,023円	18,674円
	宇部3	319円	13,771円
	宇部	319円	46,978円
	宇部西	497円	16,592円
	宇部床波	468円	15,511円
	宇部東岐波	513円	44,556円
	山口2	661円	38,466円
	二島	98円	25,426円
	萩	273円	21,676円
	徳山	895円	27,011円
	徳山周南	916円	21,748円
	防府	424円	17,159円
	防府2	424円	6,035円
	下松	398円	12,873円
	岩国支店3棟	541円	9,898円
	岩国4	541円	14,168円
	岩国西	1,031円	7,266円
	新岩国南	1,429円	45,811円
	宇部小野田	235円	19,236円
	光	385円	24,931円
	長門	466円	14,288円
	柳井	297円	9,845円
	美祢	177円	9,262円
	新南陽1	615円	42,490円
	小郡	384円	16,768円
	山口大内	524円	38,187円
	下関安岡	253円	29,672円
	小月	525円	21,393円
	山口下関	464円	24,468円
	厚東	134円	22,650円
	山口仁保	530円	15,810円
	四辻	167円	34,244円
	嘉川	213円	17,425円
	萩大井	516円	29,059円
	見島	131円	43,988円
	徳山櫛ヶ浜	755円	14,127円
	徳山戸田	359円	23,482円
	都濃	383円	24,641円
	防府西の浦	304円	15,600円
防府大道	260円	15,628円	
防府富海	276円	19,789円	
下松久保	376円	20,520円	
岩国通津	451円	24,770円	
御庄	934円	19,448円	
岩国河内	320円	24,553円	
西ノ浜	293円	47,359円	
光室積	594円	29,181円	
光島田	425円	14,701円	
久賀	768円	25,214円	
大島	334円	19,797円	
久賀橋	683円	20,413円	
由宇	587円	19,725円	
玖珂	251円	21,717円	
周東	442円	23,924円	
岩田	175円	17,920円	
田布施	423円	3,668円	
田布施南	423円	19,743円	
平生	233円	22,759円	
下松熊毛	210円	22,172円	
徳山鹿野	398円	67,029円	
秋種	243円	14,405円	
宇部橋	188円	22,054円	
下関菊川	461円	15,425円	

	比和	193円	39,739円
	木江白水	781円	42,347円
	広島似島	325円	23,273円
	三原木原	447円	33,218円
	浦崎	590円	29,032円
	坂小屋浦	966円	24,447円
	下蒲刈	698円	13,236円
	湯来	98円	19,431円
	木江大崎	577円	23,306円
	木江	578円	16,657円
	東城三和	304円	26,161円
	上下	292円	37,223円
	三次三和	171円	15,243円
山口県	下関東	418円	17,057円
	下関北	1,001円	20,415円
	下関中	328円	29,118円
	下関西	417円	14,720円
	下関王司	593円	22,841円
	下関勝山	995円	19,198円
	宇部3	307円	16,645円
	宇部	307円	46,283円
	宇部西	454円	12,664円
	宇部床波	408円	15,444円
	宇部東岐波	506円	40,709円
	山口2	605円	37,831円
	二島	85円	21,931円
	萩	247円	19,160円
	徳山	789円	26,233円
	徳山周南	826円	18,610円
	防府	408円	13,933円
	防府2	408円	5,176円
	下松	409円	12,280円
	岩国支店3棟	511円	7,885円
	岩国4	511円	20,092円
	岩国西	988円	6,914円
	新岩国南	1,181円	38,785円
	宇部小野田	206円	17,464円
	光	357円	20,472円
	長門	408円	12,585円
	柳井	265円	9,554円
	美祢	169円	14,242円
	新南陽1	599円	38,115円
	小郡	333円	14,036円
	山口大内	460円	33,771円
	下関安岡	469円	24,962円
	小月	473円	14,745円
	山口下関	427円	22,734円
	厚東	115円	20,182円
	山口仁保	475円	19,566円
	四辻	159円	30,289円
	嘉川	207円	12,562円
	萩大井	471円	27,064円
	見島	140円	45,764円
	徳山櫛ヶ浜	716円	12,357円
	徳山戸田	323円	20,482円
	都濃	359円	18,338円
	防府西の浦	276円	15,149円
防府大道	213円	17,002円	
防府富海	263円	20,585円	
下松久保	347円	17,829円	
岩国通津	373円	33,026円	
御庄	865円	16,716円	
岩国河内	269円	20,770円	
西ノ浜	276円	43,826円	
光室積	482円	15,087円	
光島田	415円	12,919円	
久賀	785円	18,548円	
大島	310円	18,813円	
久賀橋	595円	18,490円	
由宇	579円	30,803円	
玖珂	242円	17,985円	
周東	431円	17,305円	
岩田	150円	15,496円	
田布施	390円	3,007円	
田布施南	362円	19,378円	
平生	224円	20,678円	
下松熊毛	189円	19,127円	
徳山鹿野	347円	60,167円	
秋種	210円	12,585円	
宇部橋	164円	19,940円	
下関菊川	446円	13,461円	

香川県	阿波神山	87円	12,807円
	阿波広野	103円	12,364円
	讃岐三条	861円	25,845円
	高松北2	490円	5,618円
	屋島	1,108円	19,031円
	香西	1,272円	18,475円
	円座2	755円	32,142円
	讃岐前田	441円	15,973円
	讃岐川島	500円	4,999円
	西植田	389円	6,954円
	新仏生山	1,308円	23,024円
	丸亀	572円	9,757円
	讃岐郡家	803円	7,192円
	坂出	372円	15,587円
	讃岐加茂	541円	6,452円
	讃岐林田	364円	5,968円
	普通寺	1,129円	20,475円
	観音寺	842円	19,755円
	引田	443円	61,225円
	三本松	257円	27,523円
	讃岐津田	250円	21,333円
	讃岐大川	282円	15,540円
	志度	349円	33,422円
	長尾	569円	11,663円
	内海	436円	21,148円
	土庄	608円	18,733円
	讃岐三木	428円	26,793円
	讃岐牟礼	551円	15,597円
	香川	720円	35,283円
	綾南	863円	11,900円
	讃岐国分寺	545円	21,969円
	宇多津	782円	39,054円
	琴平	492円	18,861円
	多度津	615円	30,598円
	讃岐高瀬	398円	17,947円
	讃岐豊浜	324円	5,368円
	本島	182円	38,097円
	与島	319円	26,889円
	木之郷	560円	31,122円
	伊吹	243円	25,299円
	鴨部	650円	5,465円
	庵治	332円	14,044円
	綾上	707円	4,920円
	讃岐昭和	644円	8,560円
	綾歌	394円	12,071円
	讃岐飯山	524円	17,565円
	讃岐吉野	203円	8,898円
大野原	542円	11,571円	
讃岐豊中	332円	4,638円	
仁尾	280円	16,421円	
三本松2	257円	13,357円	
山本	490円	11,758円	
讃岐神山	368円	11,290円	
塩江	643円	21,229円	
麻二宮	388円	5,558円	
詫間	360円	26,467円	
財田	379円	17,305円	
高松	702円	50,597円	
讃岐池田	504円	6,416円	
愛媛県	西須賀	905円	5,766円
	吉田浜	862円	6,047円
	堀江	626円	9,347円
	伊予石井2	1,183円	14,961円
	久谷	1,082円	9,629円
	新久米	1,359円	21,175円
	山越本	845円	29,983円
	松山3	1,459円	27,861円
	今治	618円	41,605円
	伊予桜井2	1,020円	14,858円
	宇和島	755円	16,615円
	八幡浜	539円	13,731円
	新居浜3	778円	23,978円
	泉川	431円	7,593円
	多喜浜	453円	13,837円
	伊予西条	754円	8,850円
	大洲	456円	10,543円
	新谷	456円	13,857円
	川之江	832円	5,860円
	伊予三島西	1,026円	10,022円
	伊予2	815円	15,881円
	伊予北条	747円	6,303円

香川県	阿波神山	94円	11,144円
	阿波広野	87円	9,409円
	讃岐三条	749円	27,826円
	高松北2	506円	4,093円
	屋島	888円	16,790円
	香西	1,219円	16,615円
	円座2	695円	30,837円
	讃岐前田	380円	14,835円
	讃岐川島	419円	49,728円
	西植田	327円	5,800円
	新仏生山	1,018円	30,478円
	丸亀	510円	10,129円
	讃岐郡家	754円	5,702円
	坂出	329円	14,253円
	讃岐加茂	523円	50,079円
	讃岐林田	324円	5,393円
	普通寺	945円	18,747円
	観音寺	789円	17,918円
	引田	397円	57,942円
	三本松	243円	23,976円
	讃岐津田	253円	19,407円
	讃岐大川	324円	13,414円
	志度	320円	30,028円
	長尾	524円	16,910円
	内海	393円	19,949円
	土庄	554円	16,429円
	讃岐三木	481円	24,821円
	讃岐牟礼	508円	13,660円
	香川	610円	31,842円
	綾南	789円	11,197円
	讃岐国分寺	455円	21,131円
	宇多津	677円	38,545円
	琴平	479円	18,512円
	多度津	529円	29,302円
	讃岐高瀬	417円	29,998円
	讃岐豊浜	293円	5,237円
	本島	152円	33,664円
	与島	269円	23,773円
	木之郷	523円	4,337円
	伊吹	197円	23,133円
	鴨部	559円	5,096円
	庵治	290円	49,084円
	綾上	692円	2,730円
	讃岐昭和	554円	7,659円
	綾歌	339円	12,108円
	讃岐飯山	477円	15,585円
	讃岐吉野	187円	7,157円
大野原	498円	10,972円	
讃岐豊中	314円	3,683円	
仁尾	274円	14,057円	
三本松2	243円	12,130円	
山本	456円	10,674円	
讃岐神山	290円	7,261円	
塩江	595円	10,267円	
麻二宮	358円	4,444円	
詫間	327円	22,619円	
財田	353円	18,289円	
高松	651円	49,549円	
讃岐池田	483円	6,036円	
愛媛県	西須賀	927円	4,274円
	吉田浜	720円	5,129円
	堀江	577円	7,974円
	伊予石井2	1,179円	16,869円
	久谷	1,018円	9,154円
	新久米	1,289円	17,314円
	山越本	825円	27,989円
	松山3	1,476円	30,095円
	今治	626円	36,640円
	伊予桜井2	997円	12,732円
	宇和島	728円	14,758円
	八幡浜	506円	12,285円
	新居浜3	735円	20,771円
	泉川	403円	6,908円
	多喜浜	433円	11,966円
	伊予西条	879円	8,697円
	大洲	454円	8,790円
	新谷	467円	14,437円
	川之江	813円	5,441円
	伊予三島西	887円	8,497円
	伊予2	763円	13,690円
	伊予北条	712円	6,104円

志免	1,080円	14,101円
古賀新宮	697円	45,414円
古賀	741円	16,767円
長者原	2,355円	26,281円
福岡	366円	9,147円
福岡芦屋	388円	12,968円
折尾水巻	483円	20,382円
折尾海老津	465円	18,892円
直方鞍手	200円	13,025円
田主丸	418円	15,490円
瀬高	291円	10,361円
柳川	332円	14,837円
苅田	836円	12,063円
行橋屋川	496円	43,243円
行橋豊津	553円	21,690円
門司黒川	733円	10,408円
若松小島	344円	32,874円
西谷石原	197円	37,341円
多々良	1,010円	26,692円
早良内野	786円	36,897円
倉永	431円	22,794円
善導寺	365円	17,696円
福岡三国	462円	21,052円
篠栗	1,032円	39,612円
久山	639円	9,345円
折尾遠賀川	521円	46,525円
柳川大和	395円	23,554円
江浦	362円	21,895円
西戸崎	488円	34,529円
北崎	1,019円	22,161円
直方小竹	235円	25,058円
直方宮田	430円	19,865円
稲築	380円	32,902円
前原志摩	764円	16,646円
田主丸吉井	489円	27,000円
大刀洗	179円	13,136円
広川	374円	11,548円
豊前	549円	11,419円
津屋崎	381円	12,395円
宗像玄海	355円	17,772円
直方若宮	143円	18,401円
飯塚桂川	287円	18,000円
飯塚碓井	151円	33,654円
飯塚大隈	415円	18,307円
飯塚筑穂	496円	17,602円
飯塚庄内	281円	17,005円
杷木	605円	12,589円
甘木朝倉	367円	14,380円
夜須	370円	26,162円
二丈	463円	30,204円
福吉	180円	7,006円
芥屋	236円	20,433円
浮羽	198円	31,181円
久留米北野	989円	17,860円
大木	592円	15,898円
三猪	415円	13,191円
黒木	391円	22,939円
瀬高山川	531円	9,796円
田川香春	357円	13,763円
田川添田	379円	20,570円
田川金田	424円	8,946円
田川糸田	441円	29,656円
田川豊前川崎	294円	14,376円
田川赤池	216円	21,254円
田川大任	387円	24,981円
田川油須原	339円	29,810円
友枝	294円	23,593円
直方東	463円	24,066円
福岡大川2	388円	6,017円
那珂川別	696円	20,720円
若宮吉川	103円	21,223円
城島	593円	13,405円
行橋勝山	700円	32,762円
行橋築城	506円	14,960円
上陽	639円	24,700円
光友	262円	33,311円
星野	247円	11,795円
行橋椎田	361円	13,512円
高木瀬	724円	31,266円
唐津	502円	21,324円
佐賀鳥栖	878円	28,066円

佐賀県

志免	1,052円	12,211円
古賀新宮	654円	40,743円
古賀	757円	6,957円
長者原	2,335円	24,438円
福岡	367円	8,123円
福岡芦屋	377円	11,152円
折尾水巻	405円	17,797円
折尾海老津	418円	16,269円
直方鞍手	195円	11,671円
田主丸	367円	13,785円
瀬高	271円	10,819円
柳川	315円	14,006円
苅田	800円	10,183円
行橋屋川	439円	39,337円
行橋豊津	506円	19,694円
門司黒川	646円	33,680円
若松小島	304円	29,967円
西谷石原	165円	43,504円
多々良	972円	25,327円
早良内野	731円	34,199円
倉永	366円	20,918円
善導寺	334円	16,003円
福岡三国	418円	18,074円
篠栗	905円	36,111円
久山	606円	8,494円
折尾遠賀川	501円	45,876円
柳川大和	417円	20,491円
江浦	343円	14,205円
西戸崎	490円	14,730円
北崎	969円	20,636円
直方小竹	223円	22,996円
直方宮田	366円	17,210円
稲築	354円	28,808円
前原志摩	797円	16,208円
田主丸吉井	446円	10,728円
大刀洗	162円	11,304円
広川	392円	10,757円
豊前	508円	9,815円
津屋崎	352円	11,373円
宗像玄海	312円	15,141円
直方若宮	127円	16,428円
飯塚桂川	266円	15,622円
飯塚碓井	152円	31,538円
飯塚大隈	584円	17,616円
飯塚筑穂	436円	16,044円
飯塚庄内	273円	19,712円
杷木	558円	11,572円
甘木朝倉	327円	12,073円
夜須	259円	25,067円
二丈	437円	28,280円
福吉	275円	5,340円
芥屋	243円	22,675円
浮羽	186円	29,348円
久留米北野	918円	17,483円
大木	548円	14,504円
三猪	400円	11,998円
黒木	370円	20,631円
瀬高山川	477円	10,388円
田川香春	460円	12,625円
田川添田	354円	18,309円
田川金田	419円	11,120円
田川糸田	413円	27,413円
田川豊前川崎	300円	12,532円
田川赤池	205円	18,942円
田川大任	357円	22,298円
田川油須原	299円	25,897円
友枝	238円	20,398円
直方東	430円	30,759円
福岡大川2	344円	5,078円
那珂川別	615円	18,117円
若宮吉川	81円	18,929円
城島	533円	11,811円
行橋勝山	631円	28,555円
行橋築城	458円	13,797円
上陽	555円	21,539円
光友	229円	29,709円
星野	289円	10,908円
行橋椎田	343円	12,428円
高木瀬	684円	31,307円
唐津	511円	20,596円
佐賀鳥栖	803円	30,155円

佐賀県

針尾	433円	18,352円
松浦	401円	23,783円
御厨	187円	7,957円
長崎三和	448円	19,712円
多良見	648円	13,207円
長与	932円	27,199円
琴海	401円	48,776円
西彼	299円	14,845円
東彼杵	395円	13,097円
川棚	317円	12,096円
波佐見	198円	15,806円
湯江	400円	12,440円
小長井	296円	13,101円
島原有明	193円	8,556円
島原国見	242円	10,895円
諫早吾妻	368円	18,678円
愛野森山	944円	20,665円
千々石	262円	12,752円
有家	341円	15,274円
島原深江	968円	10,416円
田平	118円	13,037円
江迎	227円	10,889円
佐々	469円	22,031円
佐世保吉井	162円	21,229円
黒口	215円	20,980円
飯盛	869円	19,894円
島原瑞穂	615円	20,760円
鹿町	437円	15,756円
小佐々	391円	20,003円
楠泊	302円	17,761円
式見	881円	16,398円
三川内	1,104円	21,663円
紐差	366円	31,681円
津吉	189円	23,724円
今福	244円	15,255円
西彼大串	417円	50,117円
南風崎	926円	28,832円
有喜	171円	31,971円
鶏知	790円	34,472円
崎戸	124円	27,830円
雲仙	131円	44,665円
伊万里福島	342円	17,011円
鷹島	341円	33,029円
野母崎	771円	23,937円
加津佐	163円	14,287円
長崎口之津	289円	13,918円
南有馬	983円	18,282円
富江	339円	15,124円
青方	317円	20,164円
東	1,343円	17,490円
健軍	825円	11,975円
立田	677円	23,041円
田迎	1,244円	25,566円
桜町	769円	16,780円
熊本清水	964円	15,675円
北部	528円	31,843円
蕃山	902円	28,156円
託麻別館	1,413円	36,641円
新川尻	900円	22,057円
熊本南部	527円	20,395円
郡築	215円	24,163円
人吉別館	217円	16,401円
水俣	1,533円	14,857円
玉名	409円	23,658円
本渡	591円	26,199円
山鹿	302円	16,711円
牛深	245円	16,549円
菊池	931円	23,644円
松橋	493円	13,482円
松橋小川	137円	15,639円
櫛木岩野	664円	22,516円
熊本大津	212円	29,767円
西合志	214円	8,091円
一の宮	242円	17,578円
熊本小国	1,000円	31,166円
高森	(略)	20,809円
南阿蘇	77円	70,086円
木山	846円	50,472円
矢部別館	815円	32,811円
荒尾	205円	14,289円
宇土	389円	26,384円

熊本県

針尾	389円	16,478円
松浦	395円	21,522円
御厨	298円	7,399円
長崎三和	429円	28,330円
多良見	608円	11,969円
長与	871円	23,988円
琴海	390円	46,813円
西彼	306円	13,671円
東彼杵	480円	12,616円
川棚	267円	10,821円
波佐見	209円	14,664円
湯江	370円	11,233円
小長井	277円	11,749円
島原有明	180円	6,728円
島原国見	170円	11,177円
諫早吾妻	381円	15,985円
愛野森山	1,064円	17,782円
千々石	357円	11,219円
有家	308円	14,056円
島原深江	931円	9,546円
田平	108円	11,098円
江迎	216円	9,922円
佐々	354円	21,654円
佐世保吉井	146円	18,249円
黒口	217円	18,184円
飯盛	834円	16,759円
島原瑞穂	650円	20,279円
鹿町	398円	14,320円
小佐々	342円	17,699円
楠泊	273円	15,684円
式見	816円	14,596円
三川内	1,010円	17,616円
紐差	313円	28,297円
津吉	147円	20,553円
今福	213円	38,350円
西彼大串	421円	48,814円
南風崎	870円	23,824円
有喜	160円	20,118円
鶏知	724円	30,549円
崎戸	119円	24,639円
雲仙	140円	53,321円
伊万里福島	381円	17,642円
鷹島	339円	31,284円
野母崎	701円	20,777円
加津佐	155円	13,220円
長崎口之津	274円	12,863円
南有馬	903円	16,071円
富江	330円	14,790円
青方	388円	16,791円
東	1,432円	15,626円
健軍	755円	11,345円
立田	657円	21,359円
田迎	1,182円	22,619円
桜町	768円	23,558円
熊本清水	835円	13,916円
北部	518円	28,193円
蕃山	982円	23,975円
託麻別館	1,285円	33,279円
新川尻	832円	20,668円
熊本南部	496円	21,715円
郡築	192円	21,197円
人吉別館	206円	15,031円
水俣	1,393円	13,711円
玉名	352円	21,385円
本渡	552円	23,575円
山鹿	265円	12,987円
牛深	206円	16,730円
菊池	754円	20,910円
松橋	489円	12,782円
松橋小川	133円	13,418円
櫛木岩野	629円	20,497円
熊本大津	198円	26,808円
西合志	205円	7,373円
一の宮	241円	12,635円
熊本小国	768円	29,135円
高森	(略)	19,379円
南阿蘇	80円	67,066円
木山	792円	51,826円
矢部別館	645円	30,938円
荒尾	189円	13,270円
宇土	435円	23,052円

熊本県

合志	171円	20,885円
熊本小島	748円	20,772円
天明	104円	31,871円
日奈久	542円	9,380円
府本	123円	12,169円
荒尾緑ヶ丘	770円	18,646円
網田	403円	21,543円
三角	746円	12,961円
松橋城南	285円	17,726円
堅志田	276円	23,114円
砥用	215円	20,849円
岱明	70円	14,165円
天水	488円	33,623円
南関	388円	15,432円
熊本長洲	270円	12,931円
鹿本	492円	14,756円
菊陽	902円	15,638円
泗水	315円	17,447円
南小国	575円	22,106円
熊本西原	467円	25,439円
嘉島	275円	53,943円
甲佐	785円	21,000円
坂本	410円	12,981円
熊本鏡	239円	18,176円
宮原	207円	11,553円
東陽	359円	17,823円
湯浦	244円	23,396円
津奈木	439円	25,626円
錦	333円	14,108円
多良木	245円	14,788円
大矢野	1,273円	11,480円
本渡松島	532円	18,748円
赤崎	434円	38,400円
飽田	609円	96,925円
竜峰	495円	16,202円
松橋豊野	43円	17,161円
玉東	387円	7,633円
菊水	476円	10,332円
坊中	208円	18,512円
御船	339円	32,295円
千丁	581円	19,880円
水俣田浦	284円	27,461円
熊本河内	618円	17,727円
水源	244円	23,141円
郡浦	245円	27,366円
鹿北	298円	14,597円
菊鹿	197円	18,633円
鹿央	117円	13,614円
旭志	268円	26,576円
矢部清和	108円	23,387円
芦北	482円	18,096円
湯前	229円	22,022円
姫戸	436円	18,878円
三加和	161円	23,204円
阿蘇	301円	92,817円
本渡富岡	494円	18,734円
河浦	489円	51,371円
蘇陽	365円	21,700円
免田	341円	20,888円
一勝地	228円	21,642円
竜ヶ岳	580円	34,126円
五和	660円	29,580円
玉名大浜	286円	17,171円
大分	2,074円	35,861円
鶴崎	412円	24,194円
大分東	910円	26,165円
大分滝尾	458円	24,150円
大分大道	1,031円	31,690円
大分市外	731円	24,219円
大分別府	460円	20,240円
別府北	527円	8,305円
如水	103円	22,281円
新中津	544円	20,208円
日田三本松	391円	36,948円
佐伯	683円	22,984円
臼杵	751円	31,417円
津久見	387円	21,753円
大分竹田	387円	21,230円
豊後高田	568円	9,279円
杵築別館	475円	27,652円
大分宇佐	428円	29,488円

大分県

合志	150円	19,549円
熊本小島	727円	18,397円
天明	105円	28,366円
日奈久	462円	8,802円
府本	116円	11,260円
荒尾緑ヶ丘	614円	16,851円
網田	309円	19,050円
三角	592円	13,168円
松橋城南	223円	15,672円
堅志田	212円	19,938円
砥用	182円	18,041円
岱明	67円	13,721円
天水	405円	29,825円
南関	360円	13,288円
熊本長洲	249円	13,404円
鹿本	466円	34,249円
菊陽	923円	13,261円
泗水	298円	16,223円
南小国	542円	19,913円
熊本西原	487円	23,148円
嘉島	290円	49,633円
甲佐	746円	18,242円
坂本	316円	12,677円
熊本鏡	222円	16,637円
宮原	230円	9,581円
東陽	306円	17,524円
湯浦	290円	19,746円
津奈木	385円	24,855円
錦	305円	15,944円
多良木	257円	31,047円
大矢野	1,247円	10,733円
本渡松島	481円	15,827円
赤崎	329円	33,411円
飽田	590円	87,761円
竜峰	440円	15,805円
松橋豊野	39円	18,884円
玉東	380円	7,486円
菊水	417円	8,524円
坊中	189円	38,077円
御船	320円	29,008円
千丁	491円	18,064円
水俣田浦	273円	26,037円
熊本河内	556円	16,941円
水源	186円	22,987円
郡浦	197円	24,005円
鹿北	262円	13,336円
菊鹿	165円	18,341円
鹿央	104円	12,683円
旭志	234円	22,936円
矢部清和	152円	20,175円
芦北	587円	17,703円
湯前	182円	18,874円
姫戸	395円	16,399円
三加和	137円	21,747円
阿蘇	276円	83,899円
本渡富岡	458円	18,090円
河浦	432円	52,719円
蘇陽	290円	19,857円
免田	311円	18,471円
一勝地	175円	19,444円
竜ヶ岳	487円	30,166円
五和	611円	27,076円
玉名大浜	278円	16,718円
大分	1,935円	32,793円
鶴崎	320円	21,716円
大分東	881円	23,397円
大分滝尾	402円	19,878円
大分大道	955円	22,034円
大分市外	743円	21,625円
大分別府	470円	19,021円
別府北	572円	7,732円
如水	95円	18,681円
新中津	525円	21,885円
日田三本松	377円	31,252円
佐伯	654円	22,093円
臼杵	639円	27,027円
津久見	334円	12,542円
大分竹田	313円	20,092円
豊後高田	439円	11,042円
杵築別館	415円	25,631円
大分宇佐	346円	26,023円

大分県

国東	330円	16,665円
日出	668円	16,714円
由布院	648円	16,377円
大分三重	276円	13,607円
玖珠	564円	27,295円
大分種田	850円	19,038円
大分中津	375円	13,231円
大分戸次	1,111円	57,372円
鶴崎松岡	454円	31,705円
長洲	351円	20,855円
豊後高田田原	97円	17,693円
大分賀来	865円	21,871円
坂ノ市別館	768円	28,790円
海崎	103円	17,896円
保戸島	649円	46,754円
宇佐八幡	286円	16,267円
山香	349円	18,465円
大分挾間	372円	18,782円
大分庄内	352円	13,909円
佐賀関	266円	28,790円
幸崎	220円	21,551円
佐伯弥生	572円	35,059円
野津	424円	15,668円
緒方	260円	26,159円
三重大野	472円	20,000円
三重千歳	80円	19,054円
天ヶ瀬	819円	44,475円
三光	234円	18,505円
大分野津原	481円	29,356円
直川	393円	18,881円
本耶馬溪	357円	15,794円
院内	154円	27,329円
安心院	249円	17,513円
真玉	207円	26,736円
国東国見	165円	35,047円
国東富来	135円	23,296円
佐伯鶴見	562円	32,882円
竹田萩	134円	23,220円
日田大山	602円	11,890円
大分犬飼	278円	15,628円
大分吉野	126円	29,737円
安岐	226円	14,563円
武蔵	411円	15,574円
宇目	356円	21,147円
蒲江	314円	15,631円
耶馬溪下郷	283円	26,657円
山国	213円	29,341円
香々地	205円	26,799円
三重清川	73円	10,868円
久住	670円	16,398円
恵良	255円	26,239円
津江	474円	32,104円
耶馬溪	568円	17,216円
合河	248円	24,217円
生目	377円	28,655円
宮崎大淀	611円	25,837円
木花	822円	27,191円
都城	690円	15,685円
都城荘内	97円	16,913円
沖水	202円	17,549円
都城中郷	107円	21,081円
土々呂	475円	23,861円
延岡市外	689円	21,397円
日南	271円	14,831円
宮崎小林	389円	12,104円
日向別館	268円	17,048円
西都	498円	25,686円
高城	247円	35,908円
宮崎住吉	620円	18,342円
柳瀬	325円	38,742円
宮崎本郷	582円	30,120円
志和池	103円	41,153円
大堂津	223円	23,099円
駄肥	210円	16,656円
西小林	225円	28,187円
串間	399円	24,095円
三財	282円	23,334円
えびの営機械	252円	26,041円
飯野駅前	201円	19,845円
清武	717円	40,232円
宮崎田野	261円	12,928円

宮崎県

国東	301円	15,436円
日出	644円	15,002円
由布院	664円	14,247円
大分三重	264円	22,637円
玖珠	575円	22,477円
大分種田	776円	16,872円
大分中津	794円	12,246円
大分戸次	902円	50,538円
鶴崎松岡	437円	28,316円
長洲	328円	18,880円
豊後高田田原	79円	14,180円
大分賀来	828円	19,948円
坂ノ市別館	654円	25,085円
海崎	104円	16,220円
保戸島	561円	70,152円
宇佐八幡	263円	14,609円
山香	360円	16,544円
大分挾間	339円	23,625円
大分庄内	320円	12,027円
佐賀関	222円	37,534円
幸崎	194円	18,456円
佐伯弥生	529円	31,664円
野津	400円	14,450円
緒方	224円	22,696円
三重大野	401円	11,974円
三重千歳	73円	17,123円
天ヶ瀬	800円	20,666円
三光	205円	15,788円
大分野津原	424円	27,099円
直川	335円	15,843円
本耶馬溪	330円	16,595円
院内	135円	24,701円
安心院	232円	15,818円
真玉	165円	25,683円
国東国見	158円	30,544円
国東富来	295円	21,042円
佐伯鶴見	490円	19,589円
竹田萩	120円	15,082円
日田大山	530円	10,704円
大分犬飼	263円	14,323円
大分吉野	104円	17,701円
安岐	223円	13,440円
武蔵	402円	14,025円
宇目	341円	20,066円
蒲江	330円	15,460円
耶馬溪下郷	240円	80,911円
山国	187円	25,391円
香々地	161円	27,102円
三重清川	70円	11,432円
久住	552円	13,717円
恵良	272円	10,362円
津江	372円	28,622円
耶馬溪	489円	14,453円
合河	218円	23,053円
生目	352円	28,592円
宮崎大淀	776円	22,446円
木花	827円	23,384円
都城	584円	14,059円
都城荘内	90円	15,031円
沖水	208円	15,800円
都城中郷	95円	37,944円
土々呂	482円	21,414円
延岡市外	619円	19,054円
日南	254円	12,793円
宮崎小林	361円	16,126円
日向別館	251円	62,914円
西都	437円	22,657円
高城	240円	18,089円
宮崎住吉	615円	16,447円
柳瀬	324円	33,703円
宮崎本郷	657円	26,719円
志和池	96円	39,718円
大堂津	232円	26,872円
駄肥	193円	17,210円
西小林	192円	23,439円
串間	369円	21,438円
三財	277円	19,000円
えびの営機械	236円	23,025円
飯野駅前	185円	17,691円
清武	1,555円	36,261円
宮崎田野	236円	12,778円

宮崎県

佐土原	174円	26,069円
西佐土原	243円	17,223円
日南北郷	348円	37,934円
日南南郷	306円	36,287円
三股	236円	25,463円
都城高崎	237円	18,520円
高原	256円	24,177円
小林野尻	232円	22,917円
紙屋	164円	34,580円
宮崎高岡	228円	18,498円
国富	298円	21,543円
綾	207円	47,189円
高鍋営業所 1	358円	25,260円
新富	524円	23,622円
木城	438円	26,572円
川南	161円	12,035円
都農	191円	17,252円
門川	324円	22,236円
大東	169円	28,130円
都城山田	178円	25,993円
高千穂別館	352円	26,458円
都城高野	247円	30,585円
美々津	463円	29,108円
岩脇	223円	22,533円
真幸	230円	34,461円
山陰	242円	24,608円
神門	316円	22,871円
日向西郷	162円	23,286円
宇納間	99円	19,956円
曾木	167円	12,309円
北川	347円	26,360円
延岡北浦	512円	33,679円
宮崎東	779円	37,704円
青島	291円	26,183円
都城山之口	200円	19,488円
日之影	244円	18,164円
五ヶ瀬	327円	8,508円
宮崎内海	592円	29,133円
諸塚	156円	30,770円
鹿児島県		
鴨池甲南新館	3,119円	18,617円
谷山	1,248円	19,205円
伊敷	1,147円	17,240円
原良	3,759円	28,082円
広木	3,143円	30,504円
坂之上	2,239円	17,359円
鹿児島川内	716円	31,301円
鹿屋	542円	31,928円
枕崎	266円	23,317円
名瀬	872円	19,467円
出水	231円	13,683円
指宿	440円	25,537円
加世田	404円	22,007円
国分	566円	29,309円
種子島	215円	10,243円
加治木	676円	19,821円
帖佐	484円	39,088円
丸尾	153円	24,608円
志布志	100円	10,036円
屋久島	115円	25,487円
徳之島	333円	22,617円
鹿児島吉野	526円	17,832円
鹿児島春日	1,683円	16,549円
鹿児島大口	427円	27,383円
隼人	592円	62,263円
河頭	136円	25,079円
高須	125円	28,767円
大給良	130円	25,964円
鹿屋南	37円	17,054円
串木野	282円	18,508円
阿久根	405円	27,111円
米之津	119円	28,149円
宮ヶ浜	84円	15,470円
鹿児島垂水	217円	30,374円
指宿山川	79円	10,490円
開聞	96円	25,411円
知覧	272円	21,119円
知覧瀬世	(略)	17,677円
加世田川辺	268円	30,508円
市来	332円	18,986円
東市来	248円	28,651円
伊集院	460円	19,065円

佐土原	182円	24,406円
西佐土原	236円	15,155円
日南北郷	377円	16,359円
日南南郷	287円	34,794円
三股	233円	27,025円
都城高崎	194円	15,639円
高原	225円	22,725円
小林野尻	240円	19,231円
紙屋	137円	22,618円
宮崎高岡	205円	15,982円
国富	279円	19,576円
綾	190円	18,268円
高鍋営業所 1	322円	22,104円
新富	448円	20,997円
木城	477円	23,089円
川南	148円	11,111円
都農	179円	15,928円
門川	328円	19,927円
大東	136円	12,726円
都城山田	172円	22,563円
高千穂別館	299円	23,024円
都城高野	187円	25,605円
美々津	237円	26,429円
岩脇	214円	22,204円
真幸	211円	30,249円
山陰	196円	22,791円
神門	328円	18,730円
日向西郷	154円	19,099円
宇納間	100円	19,797円
曾木	170円	16,887円
北川	295円	22,732円
延岡北浦	500円	30,005円
宮崎東	903円	36,155円
青島	295円	64,917円
都城山之口	207円	18,312円
日之影	157円	17,067円
五ヶ瀬	288円	8,200円
宮崎内海	485円	25,831円
諸塚	140円	26,996円
鹿児島県		
鴨池甲南新館	3,030円	25,365円
谷山	1,240円	20,173円
伊敷	1,140円	27,804円
原良	3,486円	24,565円
広木	3,535円	27,482円
坂之上	1,945円	16,709円
鹿児島川内	675円	23,698円
鹿屋	414円	28,164円
枕崎	288円	10,435円
名瀬	805円	17,808円
出水	230円	10,511円
指宿	398円	20,534円
加世田	395円	18,430円
国分	655円	25,994円
種子島	260円	10,311円
加治木	617円	18,102円
帖佐	456円	34,123円
丸尾	154円	22,615円
志布志	159円	12,218円
屋久島	126円	23,493円
徳之島	299円	19,759円
鹿児島吉野	553円	15,844円
鹿児島春日	1,669円	20,477円
鹿児島大口	387円	11,767円
隼人	586円	55,103円
河頭	124円	22,850円
高須	124円	26,049円
大給良	125円	22,419円
鹿屋南	38円	17,729円
串木野	335円	16,332円
阿久根	324円	24,386円
米之津	130円	25,622円
宮ヶ浜	82円	13,416円
鹿児島垂水	206円	27,676円
指宿山川	74円	9,872円
開聞	90円	22,272円
知覧	334円	20,271円
知覧瀬世	(略)	15,480円
加世田川辺	197円	27,595円
市来	331円	17,391円
東市来	189円	25,946円
伊集院	393円	16,713円

松元	286円	33,160円
伊集院郡山	322円	25,367円
金峰	236円	16,018円
入来	(略)	27,760円
宮之城	151円	33,729円
高尾野	101円	15,028円
菱刈	113円	9,798円
蒲生	137円	19,684円
十三塚原	85円	20,120円
加治木横川	111円	74,664円
粟野	346円	23,022円
吉松	101円	34,170円
霧島	80円	17,989円
岩川	224円	15,794円
財部	103円	19,915円
都城未吉	478円	22,155円
志布志有明	(略)	21,615円
蓬原	135円	18,962円
志布志大崎	113円	14,841円
菱田	84円	37,853円
串良	(略)	25,939円
鹿屋高山	256円	27,043円
吾平	132円	25,607円
大根占	324円	25,295円
根占	135円	29,538円
古江	235円	19,939円
川内東郷	456円	33,653円
牧ノ原	136円	23,200円
百引	155円	17,938円
志布志松山	35円	19,786円
大根占田代	145円	25,874円
川内西方	36円	19,942円
城上	128円	29,627円
高腰	275円	20,369円
阿久根脇本	199円	16,391円
阿久根大川	64円	12,570円
鹿屋新城	86円	26,986円
牛根	454円	31,520円
西桜島	341円	20,101円
喜入	270円	26,878円
瀬々串	166円	17,961円
頼娃	55円	15,240円
石垣	60円	13,604円
笠沙	93円	16,292円
加世田大浦	306円	33,437円
縫脇	131円	21,626円
市比野	218円	27,870円
宮野城鶴田	364円	16,235円
薩摩	317円	15,837円
那答院	218円	18,619円
出水野田	304円	19,833円
牧園	135円	18,299円
細山田	59円	26,206円
内の浦	331円	26,288円
佐多	263円	24,568円
喜界島	520円	33,355円
鹿児島吉田	424円	18,499円
伊集院吹上	83円	14,028円
出水鷹巢	465円	24,740円
指江	272円	33,807円
竜郷	15円	35,960円
笠利	756円	31,923円
天城	109円	43,288円
伊仙	464円	36,467円
与論島	66円	32,154円
川内羽島	316円	24,462円
山門野	243円	20,105円
瀬戸内	1,576円	19,833円
知名	294円	28,339円
木蔭	96円	62,944円
勝能	108円	153,974円
管鈍	147円	74,823円
与路島	163円	309,454円
請島	268円	224,611円
節子	457円	87,344円
生見	113円	12,719円
中種子	320円	21,776円
南種子	700円	18,715円

松元	245円	30,517円
伊集院郡山	302円	25,313円
金峰	246円	15,010円
入来	(略)	24,531円
宮之城	158円	22,160円
高尾野	133円	13,811円
菱刈	114円	9,726円
蒲生	123円	19,187円
十三塚原	102円	19,618円
加治木横川	147円	66,651円
粟野	436円	21,992円
吉松	125円	30,206円
霧島	79円	15,764円
岩川	198円	14,401円
財部	62円	17,204円
都城未吉	409円	19,612円
志布志有明	(略)	26,052円
蓬原	126円	16,320円
志布志大崎	123円	12,662円
菱田	79円	33,956円
串良	(略)	23,563円
鹿屋高山	227円	24,529円
吾平	154円	23,467円
大根占	224円	22,840円
根占	153円	26,838円
古江	264円	17,207円
川内東郷	294円	29,375円
牧ノ原	152円	18,879円
百引	144円	18,141円
志布志松山	36円	28,329円
大根占田代	135円	23,629円
川内西方	39円	20,146円
城上	117円	25,700円
高腰	247円	17,765円
阿久根脇本	156円	14,210円
阿久根大川	65円	11,037円
鹿屋新城	78円	23,546円
牛根	436円	27,922円
西桜島	303円	18,123円
喜入	167円	24,308円
瀬々串	160円	15,642円
頼娃	275円	14,170円
石垣	53円	12,133円
笠沙	102円	15,814円
加世田大浦	307円	32,121円
縫脇	114円	19,458円
市比野	190円	24,974円
宮野城鶴田	300円	16,654円
薩摩	260円	16,299円
那答院	208円	18,991円
出水野田	322円	17,350円
牧園	130円	16,371円
細山田	45円	25,343円
内の浦	421円	23,288円
佐多	223円	20,539円
喜界島	558円	29,885円
鹿児島吉田	343円	18,537円
伊集院吹上	99円	13,437円
出水鷹巢	443円	22,779円
指江	294円	30,000円
竜郷	14円	31,718円
笠利	686円	27,967円
天城	119円	38,364円
伊仙	393円	32,474円
与論島	62円	26,755円
川内羽島	328円	21,090円
山門野	229円	20,171円
瀬戸内	1,586円	17,097円
知名	290円	28,482円
木蔭	80円	57,600円
勝能	94円	140,434円
管鈍	121円	65,794円
与路島	124円	296,149円
請島	197円	205,122円
節子	366円	77,923円
生見	107円	11,541円
中種子	365円	20,160円
南種子	814円	17,274円

	母間	70円	23,816円
	沖之永良部	196円	31,807円
	坊	216円	18,437円
沖縄県	寄宮	1,919円	22,771円
	牧志	3,009円	30,088円
	小禄	1,557円	19,149円
	首里	5,329円	24,006円
	田場	376円	22,137円
	大謝名	1,079円	28,800円
	普天間	428円	21,236円
	沖縄宮古	530円	29,042円
	八重山	955円	30,434円
	浦添別	2,451円	38,429円
	名護別館	1,118円	24,105円
	照屋	800円	23,399円
	コザ	569円	47,990円
	胡屋	742円	31,016円
	コザ北谷	1,480円	40,613円
	豊見城	1,179円	26,472円
	与那原	1,332円	26,548円
	南風原	1,186円	51,030円
	久辺	105円	110,927円
	嘉手納	1,482円	44,050円
	沖縄石川別	507円	23,765円
	具志川	672円	20,725円
	仲尾次	198円	38,606円
	米須	321円	36,579円
	今帰仁	1,053円	27,490円
	本部	605円	18,612円
	コザ金武	606円	29,091円
	与那城	588円	18,517円
	読谷	968円	37,139円
	中城	881円	30,265円
	東風平	390円	29,731円
	与那原玉城	(略)	38,017円
	佐敷	343円	22,103円
	本部山川	117円	27,698円
北中城	1,331円	35,048円	
南大東	62円	95,239円	
北大東	90円	125,718円	
久米島	833円	41,519円	
城辺	192円	22,086円	
沖縄上野	131円	43,593円	
平安座	180円	45,149円	
座間味	39円	38,531円	
伊良部	309円	27,219円	
波照間	85円	40,931円	
与那国	430円	59,133円	
国頭別	425円	35,227円	

	母間	63円	21,014円
	沖之永良部	260円	28,463円
	坊	239円	16,548円
沖縄県	寄宮	1,841円	20,807円
	牧志	2,404円	26,989円
	小禄	1,544円	17,366円
	首里	4,597円	21,240円
	田場	314円	19,691円
	大謝名	937円	22,749円
	普天間	551円	18,795円
	沖縄宮古	459円	24,170円
	八重山	785円	26,485円
	浦添別	2,025円	33,000円
	名護別館	939円	21,019円
	照屋	678円	21,053円
	コザ	676円	43,131円
	胡屋	660円	27,295円
	コザ北谷	1,368円	35,762円
	豊見城	1,111円	23,092円
	与那原	804円	23,316円
	南風原	1,070円	52,678円
	久辺	101円	101,506円
	嘉手納	1,370円	38,293円
	沖縄石川別	440円	20,636円
	具志川	583円	16,416円
	仲尾次	173円	33,824円
	米須	295円	31,983円
	今帰仁	964円	24,424円
	本部	515円	16,688円
	コザ金武	583円	19,180円
	与那城	479円	16,456円
	読谷	841円	32,625円
	中城	701円	26,415円
	東風平	274円	26,053円
	与那原玉城	(略)	33,398円
	佐敷	303円	23,158円
	本部山川	105円	36,302円
北中城	1,204円	30,717円	
南大東	55円	87,280円	
北大東	66円	111,478円	
久米島	813円	36,296円	
城辺	177円	19,860円	
沖縄上野	123円	64,591円	
平安座	149円	39,690円	
座間味	27円	33,870円	
伊良部	267円	24,035円	
波照間	75円	35,451円	
与那国	370円	51,556円	
国頭別	351円	30,839円	

第2 とう道又は管路に係る負担額
 2 とう道又は管路に係る料金額
 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	30,003 円
石川県	30,662 円
福井県	21,520 円
岐阜県	23,985 円
静岡県	40,127 円
愛知県	42,796 円
三重県	25,760 円
滋賀県	31,346 円
京都府	32,789 円
大阪府	52,999 円
兵庫県	49,167 円
奈良県	28,167 円
和歌山県	12,743 円
鳥取県	54,711 円
島根県	21,449 円
岡山県	49,428 円
広島県	46,561 円
山口県	33,671 円
徳島県	49,055 円
香川県	34,716 円
愛媛県	40,842 円
高知県	14,822 円
福岡県	53,191 円
佐賀県	19,218 円
長崎県	13,059 円
熊本県	30,267 円
大分県	39,227 円
宮崎県	28,898 円
鹿児島県	40,568 円
沖縄県	28,327 円

第2 とう道又は管路に係る負担額
 2 とう道又は管路に係る料金額
 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	31,354 円
石川県	31,238 円
福井県	21,806 円
岐阜県	24,416 円
静岡県	41,960 円
愛知県	44,436 円
三重県	27,872 円
滋賀県	33,571 円
京都府	33,461 円
大阪府	55,036 円
兵庫県	50,624 円
奈良県	29,557 円
和歌山県	18,212 円
鳥取県	59,118 円
島根県	22,293 円
岡山県	51,345 円
広島県	47,598 円
山口県	34,717 円
徳島県	59,631 円
香川県	35,735 円
愛媛県	45,501 円
高知県	27,168 円
福岡県	55,027 円
佐賀県	19,156 円
長崎県	13,710 円
熊本県	31,321 円
大分県	41,020 円
宮崎県	30,856 円
鹿児島県	40,601 円
沖縄県	29,750 円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	136 円
石川県	137 円
福井県	141 円
岐阜県	154 円
静岡県	161 円
愛知県	169 円
三重県	158 円
滋賀県	162 円
京都府	234 円
大阪府	203 円
兵庫県	236 円
奈良県	192 円
和歌山県	190 円
鳥取県	152 円
島根県	165 円
岡山県	152 円
広島県	163 円
山口県	144 円
徳島県	153 円
香川県	151 円
愛媛県	150 円
高知県	110 円
福岡県	203 円
佐賀県	158 円
長崎県	127 円
熊本県	164 円
大分県	185 円
宮崎県	128 円
鹿児島県	158 円
沖縄県	160 円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額747円とします。

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
富山県	140 円
石川県	139 円
福井県	144 円
岐阜県	157 円
静岡県	170 円
愛知県	177 円
三重県	162 円
滋賀県	173 円
京都府	236 円
大阪府	214 円
兵庫県	243 円
奈良県	201 円
和歌山県	213 円
鳥取県	159 円
島根県	171 円
岡山県	156 円
広島県	170 円
山口県	149 円
徳島県	168 円
香川県	162 円
愛媛県	157 円
高知県	126 円
福岡県	213 円
佐賀県	164 円
長崎県	133 円
熊本県	171 円
大分県	192 円
宮崎県	134 円
鹿児島県	162 円
沖縄県	165 円

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額657円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

2 負担額

		区 分	単 位	負担額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	335 円	
		(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	339 円
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	334 円
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	(略)	

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

2 負担額

		区 分	単 位	負担額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	328 円	
		(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	332 円
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	327 円
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	(略)	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (29,018円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア	光信号引込等設備を撤去する場合 <u>10,461 円</u>
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合 <u>231 円</u>

別表1 (略)

別表2 接続形態

2 利用者料金設定、請求事業者等

○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
A1～C1の13	(略)
C1の14	(7) (イ)以外の区間：端末系事業者 (イ)発信事業者欄：接続型PHS事業者

別表3～4 (略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	<u>4,276 円</u>	_____

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (27,578円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア	光信号引込等設備を撤去する場合 <u>10,853 円</u>
イ	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合 <u>239 円</u>

別表1 (略)

別表2 接続形態

2 利用者料金設定、請求事業者等

○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
A1～C1の13	(略)
C1の14	削除

別表3～4 (略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	<u>3,800 円</u>	_____

附 則（平成11年7月1日西相制第2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考	
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの 48kbit/sの符号伝送が可能なもの	6,828円 6,013円	

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考	
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの 48kbit/sの符号伝送が可能なもの	50円 958円	

附 則（平成11年7月1日西相制第2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考	
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの 48kbit/sの符号伝送が可能なもの	8,909円 7,796円	

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考	
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの 48kbit/sの符号伝送が可能なもの	70円 1,159円	

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	5,773円	—
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成23年3月31日西相制第144号）

（経過措置）

2（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	6,828円	6,013円	—
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	1,200bit/sの符号伝送が可能なもの	7,491円	—
		48kbit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成23年3月31日西相制第144号）

（経過措置）

2（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	8,909円	7,796円	—
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考	
		右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	50円	958円	_____
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	5,773円	_____
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	70円	1,159円	_____
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	7,491円	_____	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 115 号）

（実施時期）

1 （略）

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

2 第 74 条の 2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成 24 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位	料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1 件ごとに	11.03 円	
優先接続受付手続費	ア欄	1 変更ごとに	298 円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7)	1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.04 円
		(4)	1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.01 円
光配線区域情報調査費		1 通信用建物ごとに	11,912 円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1 件ごとに	46 円	
	イ欄	1 件ごとに	149 円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	755 円	
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	352 円	

（申込者情報確認結果即時通知手続費の遡及適用）

3 料金表第 2 表（工事費及び手続費）第 2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第 35 欄に規定する手続費については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

区 分	単 位	料金額	備考
申込者情報確認結果即時通知手続費	月額	4,689,629 円	平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 4 月 30 日までの間に限り適用します。
	月額	4,358,355 円	平成 25 年 5 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に限り適用します。
	月額	4,173,665 円	平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。

（経過措置）

4 （略）

（1）網使用料

ア （略）

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 115 号）

（実施時期）

1 （略）

2～3 削除

（経過措置）

4 （略）

（1）網使用料

ア （略）

イ 端末回線伝送機能
(7) 基本料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考	
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	① 光信号伝送装置により、100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,156 円	料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1の4及び(1)網使用料工欄に係る料金は含みません。	
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,156 円		
		C AB以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,191 円		
	② 固定無線通信網により、46Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに 32,895 円		
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに 32,895 円		

(4) 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料	固定無線宅内設備の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線宅内設備ごとに 737 円	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線宅内設備ごとに 737 円	

イ 端末回線伝送機能
(7) 基本料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考	
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	① 光信号伝送装置により、100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,137 円	料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1の4及び(1)網使用料工欄に係る料金は含みません。	
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,137 円		
		C AB以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに 1,171 円		
	② 固定無線通信網により、46Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに 28,509 円		
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線通信網終端装置ごとに 28,509 円		

(4) 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料	固定無線宅内設備の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線宅内設備ごとに 837 円	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線宅内設備ごとに 837 円	

ウ 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分			料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/s までの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	955円	_____
		(イ) 保守の区別がタイプ1-1のもの	955円	
		(ウ) 保守の区別がタイプ1-2のもの (7)(イ)以外のもの	984円	

エ 光信号多重分離機能

月額

区 分			料金額	備 考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	557円	_____
		(イ) 保守の区別がタイプ1-1のもの	557円	
		(ウ) 保守の区別がタイプ1-2のもの (7)(イ)以外のもの	574円	

オ 固定無線宅内設備管理機能

区 分	単 位	料金額	備 考
固定無線宅内設備管理機能	1固定無線宅内設備ごとに月額	65円	_____

ウ 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分			料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/s までの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	1,531円	_____
		(イ) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1,531円	
		(ウ) 保守の区別がタイプ1-2のもの (7)(イ)以外のもの	1,577円	

エ 光信号多重分離機能

月額

区 分			料金額	備 考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	709円	_____
		(イ) 保守の区別がタイプ1-1のもの	709円	
		(ウ) 保守の区別がタイプ1-2のもの (7)(イ)以外のもの	730円	

オ 固定無線宅内設備管理機能

区 分	単 位	料金額	備 考
固定無線宅内設備管理機能	1固定無線宅内設備ごとに月額	69円	_____

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定のうち、第71条（通話時間の測定等）、料金表（第75条（工事費及び手続費等の遡及適用）に規定する工事費、手続費及び負担額（第4表（光信号引込等設備に係る負担額）第2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第1号に規定する光信号引込等設備の未償却残高の算定にあたっては、改正後の第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率によることとします。）を除きます。）、別表5（既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額）、附則第18条、附則（平成23年3月31日西相制第144号）及び附則（平成26年4月9日西設相制第115号）に係るものについては、平成27年4月1日から適用します。

(調整額の算定に係る経過措置)

2 料金表第1表第2（網改造料）2-1（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第3表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）の規定に基づき、料金表第1表第2（網改造料）2-1（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税（平成27年に適用するものに限ります。）は、利益対応税率を0.5876として算定します。

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

3 第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成25年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位	料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1件ごとに	15.14円	
優先接続受付手続費	ア欄	1変更ごとに	172円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7)	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	0.02円
		(4)	1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	0.01円
光配線区域情報調査費	ア欄	1通信用建物ごとに	8,161円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1件ごとに	40円	
	イ欄	1件ごとに	94円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	751円	
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	296円	

(手続費の遡及適用)

4 料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)2(手続費の額)2-1(手続費)第32欄、第34欄ウ(イ)欄及び第35欄に規定する手続費については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

区 分		単 位	料金額	備考	
接続工事等時刻指定手続費		1 件	平日夜間	16,694 円	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。
		ごと	平日深夜	27,740 円	
		に	土日祝日夜間	17,319 円	
			土日祝日深夜	28,646 円	
テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ウ(イ)欄	1 区間ごとに	2,915 円	平成 26 年 5 月 28 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	
申込者情報確認結果即時通知手続費		月額	1,593,422 円	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	